



共同開発 KK
鉦区出願許可 図

NO.2



RECEIVED
RECEIVED



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52

日鉄新築栄鉄へ掘進管工

昭和33年12月

(13)



呉共同機工株式会社

本社	〒827 福岡県田川郡川崎町大字川崎 1 番地	TEL 0947-72-3111	FAX 0947-73-3714
広島営業所	〒732 広島市東区光町 2 丁目 14 番 34 号	TEL 082-262-3433	FAX 082-262-3035
北九営業所	〒802 北九州市小倉北区浅野 2 丁目 15-1	TEL 093-541-2884	FAX 093-541-4584
大分営業所	〒870 大分市王子南町 2 番 18 号	TEL 0975-52-1012	FAX 0975-52-1487
鳥栖営業所	〒841 鳥栖市真木町字長田 1795	TEL 0942-82-7801	FAX 0942-82-7840
熊本営業所	〒862 熊本市鶴田町隼内 425-2	TEL 096-838-3400	FAX 096-838-3444
大村営業所	〒856 大村市横松 2 丁目 728-4	TEL 0957-53-3609	FAX 0957-54-4153
筑豊営業所	〒825 田川市伊田 2560 番地 11	TEL 0947-45-6393	FAX 0947-73-3714

福岡県田川郡川崎町大字川崎 1 番地 1 号 1 階



改定による新編新刊至

「紙区所在地

福岡県嘉穂郡穂葉町、嘉穂町

「登録番号

福岡県紙製箱登録番号〇号

「登録の目的

改定による新編新刊の指図登録

右登録相成家別紙本願書相添え此の取申願望します。

昭和六年六月六日

東京府中央区銀座七丁目五番地の宅

組紙箱若 興同石製紙株式会社

右代表取締役 人 交 太 蔵

福岡県嘉穂郡穂葉町大字牛橋街〇番地

右代理人 明 石 友 助



昭和六年六月六日

福岡県嘉穂郡穂葉町大字牛橋街〇番地

福岡県嘉穂郡穂葉町大字牛橋街〇番地

福岡県嘉穂郡穂葉町大字牛橋街〇番地

福岡県嘉穂郡穂葉町大字牛橋街〇番地

右 登 録



放棄による紙紅梅消滅登録申請

「紙区所在地」

福岡県高橋郡高橋町、高橋町

「登録番号」

福岡県紙紅梅登録第四六〇号

「登録の目的」

放棄による紙紅梅の消滅登録

右登録形成原因紙本圖書相違点此の脱申請致します。

昭和参拾参年八月六日

東京都中央区銀座七丁目五番地の宅

紙紅梅客 共同石炭紙製株式会社

右代表取締役 入 交 太 家

福岡県高橋郡高橋町大字牛師屯七丁目番地

右代理人 廣 石 友 助



甲字第一三〇五二号

昭和参拾参年 拾玖月 拾玖日受贈
福岡県紙紅梅登録第四六〇号
昭和参拾参年 拾玖月 拾玖日登録
福岡県高橋郡高橋町

右登録



九州本智

堀進增區願書

共同石炭
鑛業株式會社
日吉鑛業所

増 進 区 願

一 飯区の所在地および面積

福岡県嘉穂郡穂島町、嘉穂町、山田町

面積 約萬四千四百七拾五アール

二 探堀灌の登録番号

福岡県探堀灌登録第貳貳七八号

三 目的とする鉱物の名称

石 炭

四 増加すべき区域の所在地および面積

福岡県嘉穂郡相模町、嘉穂町

面積 五十六百零拾五アール

合計面積 約萬八千四百八アール

右のとおり福岡県探堀灌登録第貳号石炭探堀灌区へ増進のため飯区の増加を許可されたく
区域図、鉱床説明書ならびに隣接飯区の鉱業権者の承諾書を添えてお願ひします。

昭和参拾参年

月 日

東京都中央区銀座七丁目五番地の町

銀座通商 共同石炭銀座株式会社

右代表取締役 入 交 太 蔵

福岡県福岡市嘉穂町大字牛込町七五〇番地

右代理人 明 石 友 助

福岡通商銀座局長

殿

鉱床 説明 書

一 鉱区の所在地および面積

福岡県嘉穂郡穂葉町、嘉穂町、山田市

面積 約萬式千四百七拾五アール

二 探掘の登録番号

福岡県探掘登録第七八号

三 目的とする鉱物の名称

石 炭

四 増加すべき区域の所在地および面積

福岡県嘉穂郡穂葉町、嘉穂町

面積 五千六百参拾参アール

合計面積 約萬八千四百八アール

右増区出願地の地質は第三紀層にして之に底附せる鉱床は別紙鉱床図に示す如く増区
目的炭層たる竹谷層群中の竹谷八尺上層、全本層および本層群中の杉谷上二尺層、杉谷
下二尺層、杉谷五尺層、間三尺層、福岡五尺層、土間八尺層、海軍八尺層は原区探掘第

増式七八号区内では地割三百十箇度、概約二〇段に存在し、増式区域概算第七号区内に於て連続存在せる事は従来の銀行より明かであります。
 本増式区域および目的成層は当社が現行第七〇号として設定しある区域と同一にして該増式増を今山増式増区に切替へる為本出図を為すものであります。
 従つて現在の合併増式増が単独増式増となり、専ら上取利を損することなく之が管理並びに経済的開発増式増に直つて至便であります。
 従つて増式増区を出願する次第であります。

昭和拾陸年 月 日

東京市中央区銀座七丁目五番地の地

取増式増者 共同石炭産業株式会社

右代表取締役 人 交 太 郎

福岡県嘉穂郡嘉穂町大字牛嶺第七〇番地

右代理人 明 石 友 助

家 部 署

貴社所有福岡県嘉穂郡嘉穂町第七八号区域より貴社所有福岡県嘉穂郡嘉穂町第七八号区域の一部に對し左記の通り在籍後第四拾六条の規定に基く増式増区の出願をなし貴社増式増を決定することを求る。

記

一 設定区域及び面積

別紙添付図面表示の五千六百餘歩餘一ム

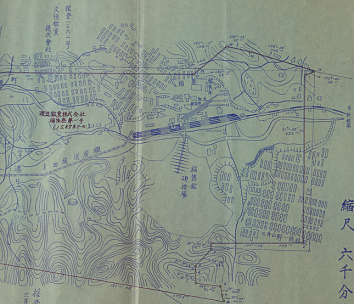
一 設定面積

竹谷新中の竹谷八尺上層、同本層

本層中の杉谷上二尺層、杉谷下二尺層、杉谷五尺層

間三尺層、福岡五尺層、土間八尺層、福軍八尺層

昭和 年 月 日



二瀬炭鑛稻築鑛々區圖

縮尺六十分一

凡例

○ 二瀬炭鑛稻築鑛々區

共同石炭新築株式會社
社長 入 交 太 鐵 鋼

新潟縣新潟市二瀬町川原四七番地

代表取締役社長 新 本 浩

代表取締役社長 新 本 浩

二瀨炭鑛稻築鑛々區圖

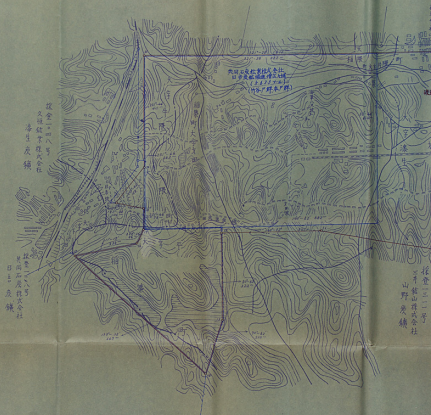
縮尺 六千分一

二瀨炭鑛稻築鑛々區圖

縮尺 六千分一

表 4 竹炭の用途別			
用途別	年 間	消費量 (t)	備 考
竹炭の用途別	1980	1,000	1,000
	1981	1,000	1,000
竹炭の用途別	1982	1,000	1,000
	1983	1,000	1,000
竹炭の用途別	1984	1,000	1,000
	1985	1,000	1,000
竹炭の用途別	1986	1,000	1,000
	1987	1,000	1,000
竹炭の用途別	1988	1,000	1,000
	1989	1,000	1,000
竹炭の用途別	1990	1,000	1,000
	1991	1,000	1,000
竹炭の用途別	1992	1,000	1,000
	1993	1,000	1,000
竹炭の用途別	1994	1,000	1,000
	1995	1,000	1,000
竹炭の用途別	1996	1,000	1,000
	1997	1,000	1,000
竹炭の用途別	1998	1,000	1,000
	1999	1,000	1,000
竹炭の用途別	2000	1,000	1,000
	2001	1,000	1,000
竹炭の用途別	2002	1,000	1,000
	2003	1,000	1,000
竹炭の用途別	2004	1,000	1,000
	2005	1,000	1,000
竹炭の用途別	2006	1,000	1,000
	2007	1,000	1,000
竹炭の用途別	2008	1,000	1,000
	2009	1,000	1,000
竹炭の用途別	2010	1,000	1,000
	2011	1,000	1,000
竹炭の用途別	2012	1,000	1,000
	2013	1,000	1,000
竹炭の用途別	2014	1,000	1,000
	2015	1,000	1,000
竹炭の用途別	2016	1,000	1,000
	2017	1,000	1,000
竹炭の用途別	2018	1,000	1,000
	2019	1,000	1,000
竹炭の用途別	2020	1,000	1,000
	2021	1,000	1,000
竹炭の用途別	2022	1,000	1,000
	2023	1,000	1,000
竹炭の用途別	2024	1,000	1,000
	2025	1,000	1,000
竹炭の用途別	2026	1,000	1,000
	2027	1,000	1,000
竹炭の用途別	2028	1,000	1,000
	2029	1,000	1,000
竹炭の用途別	2030	1,000	1,000
	2031	1,000	1,000
竹炭の用途別	2032	1,000	1,000
	2033	1,000	1,000
竹炭の用途別	2034	1,000	1,000
	2035	1,000	1,000
竹炭の用途別	2036	1,000	1,000
	2037	1,000	1,000
竹炭の用途別	2038	1,000	1,000
	2039	1,000	1,000
竹炭の用途別	2040	1,000	1,000
	2041	1,000	1,000
竹炭の用途別	2042	1,000	1,000
	2043	1,000	1,000
竹炭の用途別	2044	1,000	1,000
	2045	1,000	1,000
竹炭の用途別	2046	1,000	1,000
	2047	1,000	1,000
竹炭の用途別	2048	1,000	1,000
	2049	1,000	1,000
竹炭の用途別	2050	1,000	1,000
	2051	1,000	1,000
竹炭の用途別	2052	1,000	1,000
	2053	1,000	1,000
竹炭の用途別	2054	1,000	1,000
	2055	1,000	1,000
竹炭の用途別	2056	1,000	1,000
	2057	1,000	1,000
竹炭の用途別	2058	1,000	1,000
	2059	1,000	1,000
竹炭の用途別	2060	1,000	1,000
	2061	1,000	1,000
竹炭の用途別	2062	1,000	1,000
	2063	1,000	1,000
竹炭の用途別	2064	1,000	1,000
	2065	1,000	1,000
竹炭の用途別	2066	1,000	1,000
	2067	1,000	1,000
竹炭の用途別	2068	1,000	1,000
	2069	1,000	1,000
竹炭の用途別	2070	1,000	1,000
	2071	1,000	1,000
竹炭の用途別	2072	1,000	1,000
	2073	1,000	1,000
竹炭の用途別	2074	1,000	1,000
	2075	1,000	1,000
竹炭の用途別	2076	1,000	1,000
	2077	1,000	1,000
竹炭の用途別	2078	1,000	1,000
	2079	1,000	1,000
竹炭の用途別	2080	1,000	1,000
	2081	1,000	1,000
竹炭の用途別	2082	1,000	1,000
	2083	1,000	1,000
竹炭の用途別	2084	1,000	1,000
	2085	1,000	1,000
竹炭の用途別	2086	1,000	1,000
	2087	1,000	1,000
竹炭の用途別	2088	1,000	1,000
	2089	1,000	1,000
竹炭の用途別	2090	1,000	1,000
	2091	1,000	1,000
竹炭の用途別	2092	1,000	1,000
	2093	1,000	1,000
竹炭の用途別	2094	1,000	1,000
	2095	1,000	1,000
竹炭の用途別	2096	1,000	1,000
	2097	1,000	1,000
竹炭の用途別	2098	1,000	1,000
	2099	1,000	1,000
竹炭の用途別	2100	1,000	1,000
	2101	1,000	1,000
竹炭の用途別	2102	1,000	1,000
	2103	1,000	1,000
竹炭の用途別	2104	1,000	1,000
	2105	1,000	1,000
竹炭の用途別	2106	1,000	1,000
	2107	1,000	1,000
竹炭の用途別	2108	1,000	1,000
	2109	1,000	1,000
竹炭の用途別	2110	1,000	1,000
	2111	1,000	1,000
竹炭の用途別	2112	1,000	1,000
	2113	1,000	1,000
竹炭の用途別	2114	1,000	1,000
	2115	1,000	1,000
竹炭の用途別	2116	1,000	1,000
	2117	1,000	1,000
竹炭の用途別	2118	1,000	1,000
	2119	1,000	1,000
竹炭の用途別	2120	1,000	1,000
	2121	1,000	1,000
竹炭の用途別	2122	1,000	1,000
	2123	1,000	1,000
竹炭の用途別	2124	1,000	1,000
	2125	1,000	1,000
竹炭の用途別	2126	1,000	1,000
	2127	1,000	1,000
竹炭の用途別	2128	1,000	1,000
	2129	1,000	1,000
竹炭の用途別	2130	1,000	1,000
	2131	1,000	1,000
竹炭の用途別	2132	1,000	1,000
	2133	1,000	1,000
竹炭の用途別	2134	1,000	1,000
	2135	1,000	1,000
竹炭の用途別	2136	1,000	1,000
	2137	1,000	1,000
竹炭の用途別	2138	1,000	1,000
	2139	1,000	1,000
竹炭の用途別	2140	1,000	1,000
	2141	1,000	1,000
竹炭の用途別	2142	1,000	1,000
	2143	1,000	1,000
竹炭の用途別	2144	1,000	1,000
	2145	1,000	1,000
竹炭の用途別	2146	1,000	1,000
	2147	1,000	1,000
竹炭の用途別	2148	1,000	1,000
	2149	1,000	1,000
竹炭の用途別	2150	1,000	1,000
	2151	1,000	1,000
竹炭の用途別	2152	1,000	1,000
	2153	1,000	1,000
竹炭の用途別	2154	1,000	1,000
	2155	1,000	1,000
竹炭の用途別	2156	1,000	1,000
	2157	1,000	1,000
竹炭の用途別	2158	1,000	1,000
	2159	1,000	1,000
竹炭の用途別	2160	1,000	1,000
	2161	1,000	1,000
竹炭の用途別	2162	1,000	1,000
	2163	1,000	1,000
竹炭の用途別	2164	1,000	1,000
	2165	1,000	1,000
竹炭の用途別	2166	1,000	1,000
	2167	1,000	1,000
竹炭の用途別	2168	1,000	1,000
	2169	1,000	1,000
竹炭の用途別	2170	1,000	1,000
	2171	1,000	1,000
竹炭の用途別	2172	1,000	1,000
	2173	1,000	1,000
竹炭の用途別	2174	1,000	1,000
	2175	1,000	1,000
竹炭の用途別	2176	1,000	1,000
	2177	1,000	1,000
竹炭の用途別	2178	1,000	1,000
	2179	1,000	1,000
竹炭の用途別	2180	1,000	1,000
	2181	1,000	1,000
竹炭の用途別	2182	1,000	1,000
	2183	1,000	1,000
竹炭の用途別	2184	1,000	1,000
	2185	1,000	1,000
竹炭の用途別	2186	1,000	1,000
	2187	1,000	1,000
竹炭の用途別	2188	1,000	1,000
	2189	1,000	1,000
竹炭の用途別	2190	1,000	1,000
	2191	1,000	1,000
竹炭の用途別	2192	1,000	1,000
	2193	1,000	1,000
竹炭の用途別	2194	1,000	1,000
	2195	1,000	1,000
竹炭の用途別	2196	1,000	1,000
	2197	1,000	1,000
竹炭の用途別	2198	1,000	1,000
	2199	1,000	1,000
竹炭の用途別	2200	1,000	1,000
	2201	1,000	1,000
竹炭の用途別	2202	1,000	1,000
	2203	1,000	1,000
竹炭の用途別	2204	1,000	1,000
	2205	1,000	1,000
竹炭の用途別	2206	1,000	1,000
	2207	1,000	1,000
竹炭の用途別	2208	1,000	1,000
	2209	1,000	1,000
竹炭の用途別	2210	1,000	1,000
	2211	1,000	1,000
竹炭の用途別	2212	1,000	1,000
	2213	1,000	1,000
竹炭の用途別	2214	1,000	1,000
	2215	1,000	1,000
竹炭の用途別	2216	1,000	1,000
	2217	1,000	1,000
竹炭の用途別	2218	1,000	1,000
	2219	1,000	1,000
竹炭の用途別	2220	1,000	1,000
	2221	1,000	1,000
竹炭の用途別	2222	1,000	1,000
	2223	1,000	1,000
竹炭の用途別	2224	1,000	1,000
	2225	1,000	1,000
竹炭の用途別	2226	1,000	1,000
	2227	1,000	1,000
竹炭の用途別	2228	1,000	1,000
	2229	1,000	1,000
竹炭の用途別	2230	1,000	1,000
	2231	1,000	1,000
竹炭の用途別	2232	1,000	1,000
	2233	1,000	1,000
竹炭の用途別	2234	1,000	1,000
	2235	1,000	1,000
竹炭の用途別	2236	1,000	1,000
	2237	1,000	1,000
竹炭の用途別	2238	1,000	1,000
	2239	1,000	1,000
竹炭の用途別	2240	1,000	1,000
	2241	1,000	1,000
竹炭の用途別	2242	1,000	1,000
	2243	1,000	1,000
竹炭の用途別	2244	1,000	1,000
	2245	1,000	1,000
竹炭の用途別	2246	1,000	1,000
	2247	1,000	1,000
竹炭の用途別	2248	1,000	1,000
	2249	1,000	1,000
竹炭の用途別	2250	1,000	1,000
	2251	1,000	1,000
竹炭の用途別	2252	1,000	1,000
	2253	1,000	1,000
竹炭の用途別	2254	1,000	1,000
	2255	1,000	1,000
竹炭の用途別	2256	1,000	1,000
	2257	1,000	1,000
竹炭の用途別	2258	1,000	1,000
	2259	1,000	1,000
竹炭の用途別	2260	1,000	1,000
	2261	1,000	1,000
竹炭の用途別	2262	1,000	1,000
	2263	1,000	1,000
竹炭の用途別	2264	1,000	1,000
	2265	1,000	1,000
竹炭の用途別	2266	1,000	1,000
	2267	1,000	1,000
竹炭の用途別	2268	1,000	1,000
	2269	1,000	1,000
竹炭の用途別	2270	1,000	1,000
	2271	1,000	1,000
竹炭の用途別	2272	1,000	1,000
	2273	1,000	1,000
竹炭の用途別	2274	1,000	1,000
	2275	1,000	1,000
竹炭の用途別	2276	1,000	1,000
	2277	1,000	1,000
竹炭の用途別	2278	1,000	1,000
	2279	1,000	1,000
竹炭の用途別	2280	1,000	1,000
	2281	1,000	1,000
竹炭の用途別	2282	1,000	1,000
	2283	1,000	1,000
竹炭の用途別	2284	1,000	1,000
	2285	1,000	1,000
竹炭の用途別	2286	1,000	1,000
	2287	1,000	1,000
竹炭の用途別	2288	1,000	1,000
	2289	1,000	1,000
竹炭の用途別	2290	1,000	1,000
	2291	1,000	1,000

15 16 17 18 19



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

二瀨炭鑛稻築鑛々區圖

縮尺 六千分一

委 任 状

福岡県福岡市大字牛久保七五〇番地
明 石 友 助

右の者を以て私の代理人と定め左の範囲の行為を委任す

一 当社所有の福岡県福岡市大字牛久保七五〇番地より後述の
株式会社所有の福岡県福岡市大字牛久保七五〇番地内へ福岡県四
十六条の増築区域を譲出し許可決定通知書を受領するに
並行して決定通知書受領後は登録税を納付し其の登録許可を受
領するに一切の行為。

右代理委任の意思を表示す。

昭和三十三年 月 日

東京都中央区銀座七丁目五番地の所

代表者 共同石炭製粉株式会社

右代表取締役 人 交 太 殿



登録部

号

登記簿

抄本

一商号

被迎紅華株式会社

一本店

福岡県那珂郡二瀬町川津四百四拾七番地

一代表取締役の住所氏名

福岡県那珂郡二瀬町田代百九拾六番地

被迎本池

以下余白

此抄本は登記簿に依り之を作り茲に登記簿と相違なきことを認証す

昭和廿四年四月廿五日

福岡県警察局長 支那
検務 事務官 角 本 知 彦



印 鑑 新 申 部 署

一 印 鑑

福岡県警署第二南町川部四百四十七番地

技 術 研 究 機 式 会 社

代表取締役 技 術 研 究 機 式 会 社

明治三十四年四月廿八日生

右印鑑は御庁に交付の印鑑に相違なき旨確認願下され度申請願し
ます。

此 証 明 書 件

此 手 続 料 金 金 拾 四 也

昭和廿四年四月廿五日

福岡縣志摩郡二瀬町川原四百四拾七番地
濱辺 重雄 株式会社
福岡縣志摩郡二瀬町川原四百九拾六番地
代表取締役 渡辺 本治
出資人
福岡縣志摩郡志摩千五百貳拾番地
右代理人 石田 多々

福岡法務局登記支店欄中

右証明する

昭和廿五年拾月拾五日

福岡法務局登記支店

法務事務官 角 本 和 彦

寫

登記事項に変更なきこと及登記事項中に登記なきことの証明申請書

「商号 濱辺重雄株式会社

「本 店 福岡縣志摩郡二瀬町川原四百四拾七番地

「取締役 渡辺 本治 氏名住所 福岡縣志摩郡二瀬町柳田六百九拾六番地

「代表取締役の氏名 渡辺 本治

「右登記事項に変更なきこと 渡辺 本治

「右代表取締役が他の代表取締役と共同し会社を代表する旨定の

登記事項なきこと

「此証明 増伴

「此手数料金 六拾円也

右証明を申請する。

昭和十一年一月一日

新設市街千五百八十八番地

申請人 石 田 夕 子

福岡法務局支局調中

右証明する

昭和十一年一月一日

福岡法務局支局

法務事務官 角 本 知 彦

福岡縣嘉穂郡稻築町大字才田本谷二二六ノ一

(稻 築 局 區 内)

共同石炭
鑛業株式会社

日吉鑛業所

電話 稻築四三〇番
(大隈一一番)

製造増収設備投資費

共同石炭鑛業株式会社

昭和三十三年

月 日

東京都中央区銀座七丁目五番地の借

主 飯塚和孝 共同 石 渡 飯 株式会社

右代表取締役 入 交 太 殿

福岡県高橋郡高橋町大字牛野一七五〇番地

右代理人 明 石 友 助

福岡通商産業局長

人 見 亭 殿

福岡地区設備改善費提出の件

昭和三十三年 月 日付を以て出願します。

飯塚法第四十六条の福岡地区出願に必要な設備改善費を附紙の通り提出します。



瀬田地区についての説明書

本館の瀬田地区区域は当社の当時の印刷業者日野新聞株式会社と昭和十五年二月十日石段印刷所倉庫契約を締結した区域で従来此の区域を振替中の如、昭和二十四年石段印刷所等臨時措置法が施行され、全年八月二十二日印刷所石段印刷所登録第一〇号として登録を為して以後引継ぎ振替中でありましたところ、昭和二十六年一月三十一日銀行振替法に改正されて使用権は印刷所と改称され従つて瀬田印刷所登録第一〇号と登録改めした区域であります。

而して前記印刷所の存続期間は昭和二十九年三月末日となつてゐましたが当社は日野新聞との間に延長契約を締結し昭和二十九年一月二十二日印刷所に印刷所の存続期間の延長認可申請を致し全年四月十六日附を以て昭和三十四年三月末日迄延長の許可を得て登録改めしてあります。

然して右期限延長申請の際に印刷所より振替区域の期間延長の許可条件として本印刷所に印刷所四十六条の瀬田地区の印刷所に引替へることを条件として許可をすとの制より面指示ありましたその點左として振替の如く金貨を渡入れよとの點にて當時別紙添付の振替書を出し期間延長の許可を受けたのであります。

別冊を状紙でありましたのでその後、御用の主旨に副ふべく日新製糖株式会社と別冊を買っていました。

昭和三十三年五月、日新製糖が本紙区の振興会を京都製糖株式会社と当社に分離することになったものでありますが此の時、日新と当社と才田部落の一部の人との間に紙幣に対する紛争が起り訴訟中のある中、当社の紙幣不存在が認められて此の問題が解決しましたので本別冊を致す訳であります。

本振興地区区域は粗登録一〇号と区域も別冊別冊名も同一であります。

又右区域は当社所有の福岡県振興株登録第一二七八号紙区と現在合併別冊中であります。

右の事情制約の上特許の御意を以て許可されたく御願ひ申上ります。

昭和三十三年 月 日

東京都中央区銀座七丁目五番地の場

紙幣振替 共同石炭振替株式会社

右代表取締役 入 交 太 郎

福岡県福岡郡基町大字牛歩一七五〇番地
右代理人 石 友 助

福岡県福岡郡基町

人 見 幸 助



報 告 書

一 胆振線の登録番号

福岡県胆振線登録部第〇号

胆振線の所在地

福岡県嘉穂郡嘉穂町、大隈町

右胆振線の存続期間延長許可申請に關し賛同のありました当地舞社の胆振線を日鉄鉱業株式会社が鉱業法第四十六条による増進地区の許可をしまつた理由について二箇鉱業所に尋ねし始左記の通りの御意見がありましたので御報告致します。

一 従来該舞場許可を受け履行中の地昭和二十四年石炭鉱業取締臨時措置法により使用権制度が制定され切替の指令がありし爲急遽に該舞場を従前臨時措置法により昭和二十五年鉱業法の改正により使用権が鉱業法中の鉱業権として明確に認められ今日に至り、尚該舞後、日鉄鉱業株式会社に指定され財産の分割が出衆せし爲。

右の通り報告致します。

昭和二十九年三月一日

東京市中央区銀座七丁目五番地の地

租界地 共同石炭鉱業株式会社

右代表取締役 人 交 太 蔵

福岡県嘉穂郡大井町大字牛馬七五〇番地

右代理人 明 石 友 助

福岡通商産業局長

後 野 郎 郎

租界地の存続期間延長認可申請に関する側面書

一 租界地の登録番号

福岡県租界地登録第一〇号

二 租界地の所在地

福岡県嘉穂郡穂前町、大井町

右租界地は本年三月三十一日付を以て期間満了となりますので昭和二十八年十二月九日付で五ヶ年間の期間延長認可申請を提出中ですが本申請の認可後は認可期間の五ヶ年以内に租界地所有日本租界地株式会社に対し租界地区域の鉱業法第四十六条の調査認可の申請に同じ努力を要しますので特別の調査費を以て本願の延長申請を認可されたく御願致します。

昭和二十九年三月一日

東京市中央区銀座七丁目五番地の地

租界地 共同石炭鉱業株式会社

右代表取締役 人 交 太 蔵

福岡道務局長

篠野 勉 殿

福岡県基郡大勝町大字牛保一七五〇番地
右代理人 明 石 友 助

福岡地区新築設計書

一、市 人

東京中央区新築七丁目五番地の町

共済石炭新築株式会社

右代表取締役 人 文 太 郎

二、原 紙 山 名

福岡新築株式会社新築設計書

三、原紙山の月産

五、〇〇〇噸

四、地質の状況

申請区域の殆んど山地丘陵地で地質は第三紀層に属し、頁岩、砂岩、砂質頁岩、礫岩、互層より成り、此の間に竹谷全周火成の三層層群を含み、竹谷層群は申請区域の北部に属し、本層群は申請区域の西南部を隔南北に属し、海申請区域の殆んど全地域に属する。

大勝層群は申請区域外層に属し全区域に属している。

段階深さは竹谷、本層間は約八三米本層大段階間は約二六九米である。

新断面区域に於ける新層は区域中央に局、南北部も走向方位に能ひる層上り才田新層約二五米の正新層があるが北部に落ちるに従つて小さくなつてゐる。

又区域の東端に南北に走る厚上り一二米の正新層がありこの新層は北へ進むに従つて大きくなつてゐる。

本層間の幅五尺、土間八尺、海軍八尺の三層間は火成岩の侵入を受け節理、偏石に変化してゐる。才田新層間の幅五尺層は有節理である。

▲主要な鉱床の位置、走向、傾斜および厚さ

当断面区域の探掘目的層は竹谷層群中の竹谷八尺上層、全本層および本層群中の杉谷上二尺層、杉谷下二尺層、杉谷五尺層、間三尺層、幅五尺層、土間八尺層、海軍八尺層の九層層で現在概ね概ねとして探掘してゐる。層間の走向は概ね三十四度北に向つて約二〇度傾斜す。

新断面の厚さは五尺の如し

層 名	山 丈	溝 丈
竹谷八尺上層	一五〇米	一三〇米
竹谷八尺本層	一八四米	一六三米
杉谷上二尺層	一四四米	一四〇米
杉谷下二尺層	一〇〇米	九四一米
杉谷五尺層	一八八米	一四四米
間三尺層	一八八米	一四四米
幅五尺層	一八八米	一四四米
土間八尺層	一八八米	一四八米
海軍八尺層	一八〇米	一四〇米

六 古銅の位置

本断面区域は昭和十五年二月より日銀と当社の間に新銅探掘契約を締結した区域を更に現在の区域に拡大して使用料によつて探掘してゐる昭和二十四年六月当時の日銀銅業株式会社新銅探掘の鉱区の一部に租界第一〇号として当社が租界探掘契約の許可を受け当社所有の租界新銅探掘第一二七八号鉱区と合併探掘中である。従つて断面区域内の中央部の杉谷五尺層および幅五尺層の探掘は（日銀探掘



展覧に於て大正十四年(昭和九年)の振振は、当社(日本美術会)を以ては、区域内の各層の振振は、当社(日本美術会)に於て振振したものであり、現在各層共振振中である。

七、烟碱摄入量および可排泄量（昭和三十三年十一月現在）

樹名	根圍長度(市)	安全高度	安全圍度(市)	採取標準	採取樹圍(市)
竹數八尺上層	二四〇〇	七〇	一五七〇	六〇	九四〇〇
竹數八尺本層	一五〇〇	七〇	一〇〇〇	六〇	六七〇〇
杉谷上二尺層	二四〇〇	六〇	一五七〇	六〇	九四〇〇
杉谷下二尺層	七四〇〇	六〇	四四〇〇	六〇	四七〇〇
杉谷五尺層	〇	〇	〇	〇	〇
堀三尺層	一〇〇〇	六〇	四四〇〇	〇	〇
堀五尺層	〇	〇	〇	〇	〇
土間八尺層	四四〇〇	五〇	一一一〇	七〇	八六〇〇
通連八尺層	一四四〇〇	五〇	四四〇〇	七〇	四四〇〇
計	六九八〇〇	四七	四四〇〇	七〇	三三〇〇〇

へ一年間に於ける予定出賃高

杭口名	距離	今使の予定出帆	備考
竹崎	八八〇〇 呎	三八〇〇〇 呎	振替第二十八号と合併振替による
杉谷二尺坑	一五〇〇〇 呎	二六〇〇〇 呎	振替第二十八号と合併振替による
振替八尺坑	二四〇〇〇 呎	(七、〇〇〇 呎)	杉谷二尺坑の振替指に振替指手
一坑	八六〇〇 呎	二四〇〇〇 呎	振替第二十八号と合併振替による
二坑	振替中	(四、〇〇〇 呎)	杉谷二尺坑の振替指に振替指手
計	八六、〇〇〇 呎	八〇、〇〇〇 呎	

へばり紙の方法

本振地区区域は前述の如く振の振第一〇号として昭和二十四年六月振郵便を廃止し当社所有の福岡振郵便を第一二七八番区と合併振中であり本振地区の区域で振地区の郵便も同一である。

区を譲渡したとき此本函圖をなすべきであつたが事情により今日に及びたるものであ

る。

従つて採掘については現在認可を受けている、地籍整理中に採掘する予定である、坑口別の採掘方法は共に昭和戦時時代の地籍整理によるものでその取扱は次の如し

(A) 竹藪五の採掘方法

採掘は現在進行中の竹藪坑から採掘する。

該坑は竹藪八尺上層同本層採掘の爲昭和十七年二月二十日付を以て鉱業地籍案を出し認可を受け備記図冊を採掘地籍中の石炭坑より

本御坑口は鉱区標高十八号より三〇五五四五分、二八一米の位置である。

採掘御坑口は鉱区標高十八号より三一一度〇〇分、三〇四米の位置である。

本御区域内の竹藪八尺本層は竹藪坑に於て本御作安炭花より盛産部を現し冷んど採掘を終了し現在中御区域の南部地区（新井より三井鉱山株式会社山野御原所へ新井法第四十六条による採掘増設区域）を採掘中である。

竹藪八尺上層は未採掘であるが竹藪坑終掘時に採掘を希望する予定である。

(B) 杉谷二尺坑の採掘方法

採掘は現在進行中の杉谷二尺坑から採掘する。本御新区域の杉谷五尺層はるの殆

んどが日鉄御新区域に於て大正十四年項採掘した区域で該坑はその上部の杉谷上二尺層、杉谷下二尺層および杉谷五尺層の地籍柱を採掘の爲昭和二十九年十一月三十日付を以て鉱業地籍案を出し認可を受け備記図冊を採掘地籍中の石炭坑より。

本御坑口は区域の中央部に在る鉱区標高十七号より二九七度二五分、六一九米の位置にあり本御方面は五〇度〇〇分標高二〇度で日鉄の杉谷五尺層、田原道を加算し二、一米×二、一米で取掘面とし水平距離二四八米で鉱区標高に達した爲、現在中止している。特気御坑口は鉱区標高十七号から二九六度一五分、六〇〇米の位置にあり本御と三三米の距離を伴ひ進行方向で加算二、一米×二、一米の坑道を杉谷五尺層の田原道を取掘面とし水平距離二四〇米で中止している。

片敷坑道は本御坑口から水平距離三五米で右一片五〇米で左一片を採掘し以下左右に約三六米距離に片敷坑道を敷けて採掘している採掘である（図示）

採掘方法は柱礎式法を採用しているが採掘の状況により柱礎式採掘方法も採用することもある。

(C) 一の採掘方法

鉱区の東部の小三角形の区域（図示）の杉谷上二尺層、杉谷下二尺層の採掘は現

在墾行中の日置郡第一坑から一坑区域の採算一二七八号の原煤区の採炭と合併採炭する。該坑は大正十五年六月九日鉱務廳勅諭を提出し認可を受け杉谷上二尺層杉谷下二尺層を採掘目的にて採炭中の石炭坑なり。

本館坑口は五反田福祇三角点より二八一度一三分一六七米の位置にあり本館開三尺層の沿層坑道にしてその方位は四七度一五十分秒約一大度にして加曾二、一米×二、一米の坑道を設置している。

揮発卸坑口は五反田振幅三角点より二七三厘〇〇分、一七四厘の位置にあり本坑と二〇米の間隔にて併行方向に加背二、一木×二、一米の坑道を設定している。

探堀は現在の一長井口より水平距離八五米の本館の位置より左へ南若し万位を
取〇〇分即ち大要〇〇分の岩石坑道を水平距離約九五米探堀して杉谷上二尺層
に達すると薄炭の上はその儘の面一帯にて相續一四度の岩層坑道を水平距離にて
三六〇米掘進し断層に到達の爲中止す。

高杉谷本館の加背は二、一丈×二、一丈である。

杉谷雄気館は現在の坑口より水平距離七〇米の位置より一九六度〇〇分の方位
水平距離二六米の水平岩石坑道を掘開しそれより方位を三二一度〇〇分水平距

一、二、三米の水平岩石坑道を掘削し本館と立体交又するその地点より終谷本館と一、九米の平行方向に水平距離二、四米の水平岩石坑道を掘削すると終谷上二尺附近に接する。階段の上はその接点同一方向にて傾斜第一階段の沿線坑道を水平距離四〇・七米掘削し中止す。

以上の方法により製造の三角形の地城に對しては左の^(在外)片、左二片の片離れによつて製造する。

何国三尺層の採掘方法

第三片屋は幕末時代に開設の小三角形地区の建設は殆んど終了している。その後の地域は密着のため計画図から除外している。

傾斜掘八尺坑の掘削方法

尺廂、御草八尺廂、採樹の爲昭和十九年九月七日付を以て紅葉館を築出し、町町を受け附け、採樹の才出附層層部を採掘していたが根柢はその残柱採掘以後は斯層部部の土間八尺、御草八尺廂を採掘する。

本掘削口は軌区標第七号より二九一度二二分七〇八米の位置である。

御氣御牧口は松区根郷十七号より二九〇度三〇分七二五木の位置である。

御氣御五尺層の探検方法

才田新層層底の御氣御五尺層は調査部を掘し探検を終了して現在右部の調査区域を掘探している。

才田新層層底は日鉄建設部が大正十四年頃この地域の地元の地などを掘探している。例土間八尺層、御氣御八尺層の掘探方法。

才田新層層底の本岡左部は調査部を掘し地元の掘探を終了している。右部は火成岩の侵入若しくは両層共にボケフト状でありこの区域の掘探は地元の掘探している。

今後の才田新層層底の掘探については現在の本館より同一方向（西四〇〇分）にて第一標（二〇度〇〇分）水平距離にて五米掘進すると才田新層に到達しこれを破ると御氣御五尺層の古層に到達するが同一方向にて第二標（二〇度〇〇分）の御氣御五尺層の古層面を水平距離一九七米掘進して新層に到達するのを中止する。第三標八尺層の加背は二、一米×二、一米である。

御八尺層は現在の御氣御の地点より同一方向四四度〇〇分同一標（二〇度〇〇分）の御氣御八尺層の古層を水平距離五五米掘進すると才田新層に到達するので

御記本館新層と同じ様に水平距離一六三米掘進して中止する。

御氣御の加背は二、一米×二、一米である。

御記本館と御氣御の連絡の御五〇米層の目録を新ける。

以上の方法により御記新層を完成し片壁は約三五〇四五米層にて一応御氣御五尺層の古層面に掘けそれより水平面に入坑道を掘進して御氣御八尺層に御記の上層の片壁を破ける。

土間八尺層、御氣御八尺層の両層は御記の石に変化していると推定されるので御記の上層に御記の方法を実施する。

土間八尺層の調査に對つては御氣御八尺層の古層に掘進したる片壁を利用し、御氣御八尺層の掘探終了後連絡する時期に掘探を実施する。

御二標の掘探方法

御記は大正十二年五月四日御記新層を掘し掘探を終了して二坑から御氣御五尺、土間八尺、御氣御八尺を調査の通り掘探したが現在土間八尺層の層石が保存しているのをこれを掘探する。

本館牧口は松区根郷三角点より二六二度四七分三七木の位置にあり本館は御氣御八尺層の古層面に掘探している。



排気鉋坑口は五反田橋北三角点より二五七度〇〇分三五・一米の位置で排気鉋は深八尺層の各層坑道に設定している。

本館区域の西軍八尺層は傾斜を減らしているが本館区域の土層八尺層が未掘削であるので前記本館より断片を設け傾斜を減築する。掘削方法は傾石掘であるので掘柱式掘削方法を実施する。

ト地表面積（別表）の有無

無道堀区の住家子宜区域内の重要物件は当社日吉地区の脱任および譲渡物の外に脱任の譲渡物一部ある。

製造地区区域の別は道路、河川、家屋、農地等があるが區界線より外れている。従つて振興区域外であるので調査はない。

十一 妨害国防罪

と被害予防に関する振興上の処理

前記の居住建築物等の始発物件に対しては被害防止の爲、調査採掘をして手相突頭を突固して来たが将来も実施する計画なり。

2. 開坑抽換の位置、埋置予定量及流失防止方法

田竹藪坑、杉谷二尺坑、海軍八尺坑の圓坑は一部は坑内探掘後に充填処理するが他

の拍石は現在の竹藪杭の硬抽坊を利用し竹藪七五肩力硬抽坊で牽動げ棒打式に抽動する。

に孤立している。

今度の地積予定量は三四五、〇〇〇立方メートルである。

如日吉一坑、二坑の興坑は一面は坑内探採層に充塞処理するが他の掘石は現在の日吉一坑の硬地盤を利用し日吉五〇馬力硬地掘機で垂懸け棒打式に掘進する。

日吉一木の御垣は山上（海拔八〇米）を基盤として低地（最低五五米）を水平に掘立てていくように敷設する。

その地積千坪は二九〇、〇〇〇立方メートルである。

を行之地にも崩落等の予防工事を為す。

又、坑内排水量および洗滌污水、放出量並にこれ等についての影響予測を概

水あり能大五立方メートルの容量を有しこれに満する排水設備を有し坑外へ排水している。竹ノ薪坑、杉谷二尺坑、御軍八尺坑の排水は坑口附近に設置しているコンタリット

池りの貯水槽に入れそれより才田瀬川橋の水洗水又は其の他の使用水として利用する。

才田瀬川の水の流量については、式淨水濾過機（二台）により濾過を回収すると共にその汚水は四〇馬力サンドポンプにて御山へ排水の上濾過し水槽に入れ放水しているその放水量は一日約四〇〇立方米である。

その他の一部の汚水は沈降槽に入れ浄水の上放流水専用のコンクリートの戸場で才田川に放水している。

例日言一坑、二坑の排水は御山口の中間の坑外に貯留しているコンクリート池りの貯水槽に入れそれより日吉瀬川橋の水洗水又は其の他の使用水として利用する。日吉瀬川橋の汚水は二五馬力のポンプにて御水の上日言一坑瀬川橋に放流すその放水量は一日約三八〇立方米である。

右排水外の一部の汚水は沈降槽に入れ浄水の上才田川に投入せしむ。

十二 鉱害賠償に對する格別

八 被災供託金以外の賠償額立金の方法および出願池りの新立金

を し

一 被害予想物件の賠償方針

被害予想区域の地上物は殆んど鉱害の所産地、又は借用地であるので被害賠償に關する賠償は殆どかも知れないと思われるが被害を生じた時は出田工務を行う等その賠償の費に充てる。

二 地元の被害賠償に關する決定

地元との協定事項なし。

十三 御山地区との関係

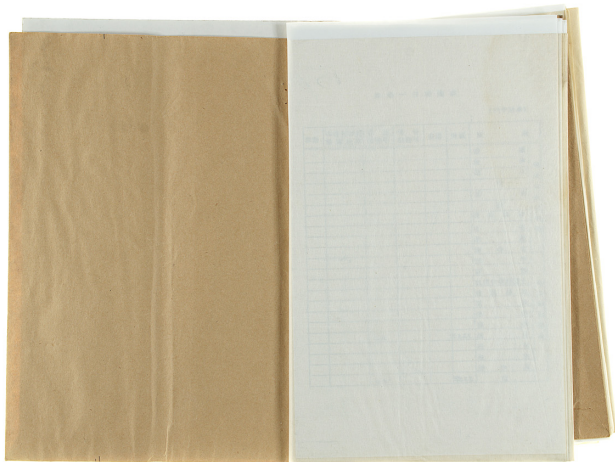
御山地区区域の右部および左部は皆社所有地区であり合併後御山中央にて関係は知らない。

被害者の賠償金は御山地区である御山地区および山崎町と御山地区に由るものである。

地 表 特 性 一 覧 表

(単位千円)

種 別	数量	個数	合 計 評価額	被 害 予測額	被災被害の 有 無 程 度	備考
公 共 施 設 類						
道 路						
地 田						
水 田						
畑 地						
河 川						
堤 防						
井 水						
農 地						
其 の 他						
学 校						
役 所						
上 記 特 性 の 他						
其 の 他						
河 川						
堤 防						
道 路	32.5			5.0		
水 田						
其 の 他						
計	32.5			5.0		



福岡縣嘉穂郡稲築町大字才田本谷三六ノ一

(稲築局區内)

共同石炭
鑛業株式會社

日吉鑛業所

電話
(大隈一一番)



御 進 地 畠

一、飯直の所在地および面積

福岡縣嘉穂郡梅郷町、山田町、大勝町

面積 壹萬壹千四百アール

二、深瀬川の登修費額

福岡縣深瀬川登修費貳七八圓

三、目的とする鉱物の名稱

石 炭

四、増加すべき産物の所在地および面積

福岡縣嘉穂郡梅郷町

面積 百六拾六アール

合計面積 壹萬壹千五百六拾六アール

右のとおり福岡縣深瀬川登修費額石炭深瀬川産へ御進のため、飯直の増加を許可されたく進地函、飯床説明書ならびに調査飯直の飯直報告の承諾書添えてお願ひします。

昭和貳拾七年五月七日

東京府中央區淺草町壹丁目寶愛寺地八

飯直報告 共同石炭産電機株式会社

右代表取締役 入 交 太

藏

福岡縣嘉穂郡大勝町大字牛野壹七五〇番地

右代理人 明 石 友 助



福岡進地委員長

高 城 元 藏

飯 床 脱 糊 香

て、飯床の所在地および面積

福岡縣志郎郡志郎町、山田町、大塚町

面積 壹萬四千四百アール

三深堀恒の登録香

福岡縣志郎郡志郎町壹貳七八號

爲目的とする飯物の名稱

石 炭

八増頂すべし、飯床の所在地および面積

福岡縣志郎郡志郎町

面積 百六拾六アール

合計面積 壹萬四千五百六拾六アール

右増山田地内の飯床は第三祀者にして飯床は別飯田衆の如く、竹
香屋群、本新群、大堀増群の飯香飯床で走向百三十二度、傾斜角十
八度で東北に傾斜し増堀目的飯床は竹香屋群中の飯床八尺上増及全
本群である。

今回飯床八尺増を掘進増進するのは掘進部飯床飯床内に設定しある
飯床掘進部○(無一本社所有)と飯床の掘進部飯床七八三との飯
床の掘進部にして飯床掘進部掘進部掘進部掘進部掘進部の管理、
掘進部に於ても有利にして飯床を掘進する事なく掘進部掘進部掘進部掘進部掘進部の管理である
ので増堀の出産をなすものである。

昭和貳拾七年五月七日

東京府中央區志郎町丁日登香屋八

飯床掘進部 共同石炭飯床株式会社

右代表取締役 入 交 太 蔵

福岡縣志郎郡大塚町大字半井七五〇番地

右代理人 堀 石 友

勘





委任状

福岡縣高橋郡大字牛跡重七五〇番地
明石友助

右の者を以て損害の代理人と定め左の権限の行為を委任す。

一 本社所有福岡縣深瀬郡登祿町重七八三番地より日産製糖株式
会社所有の福岡縣深瀬郡登祿町重七八三番地内へ鉱業法第四十六條
の増進増産を奨励し許可決定通知書受領に至る形業許可決定
通知書受領後は登録税を納付し其の登録済税を受領に至る一切
の行為

右代理委任の意思を表示す。

昭和貳拾七年 拾月 七日

東京都中央区銀座町丁目書寄番地八

鉱業権者 共同石炭鉱業株式会社

右代表取締役 入交 太 藏



二編 第四大図面の三

開闢地増加承諾書

三井鉱山株式会社所有國郡縣採掘権登録第壹五七九號鉱山と當社
所有國郡縣採掘権登録第壹貳貳貳との開闢地のうち、別紙圖面表
示の區域壹六六アール甲の竹藪八尺層（深生八尺層）に、貴社所
有國郡縣採掘権登録第貳七七八號鉱山より鉱業法第四十六條の規
定地盤することをお断しませす。

昭和貳拾六年拾壹月拾日

東京都千代田區丸ノ内壹丁目拾番地四

鉱業權者 日鐵鉱業株式会社

右代表取締役社長 藤田 嘉三郎

國郡縣高壓部鐵道料技術六六六番地

日鐵鉱業株式会社二編 鉱業所

右代理人 小倉 隆

共同石炭鉱業株式会社

社長 人 突 太 藏 殿





委任状

指書候小倉 通ヲ以テ代理人ト補冠メ左ノ權限ヲ委任ス
一三井鉱山株式会社所有福知山縣深田郡登坂町、五七九號鉱山ト當社所有福知山縣深田郡登坂町等礦山トノ間隔地ノウチ、別紙圖面要示ノ區域壹六六丁一ノ中ノ竹藏八尺幅（淨生八尺幅）ニ、共同石炭礦株式会社所有福知山縣深田郡登坂町、貳七八號鉱山ヨリ福知山縣法部四十六號ノ出通増幅ヲ承諾スルニ一切ノ權限。

右委任狀仍前如件

昭和貳拾六年拾月貳拾日

東京都千代田區丸ノ内壹丁目拾番地四

日鐵礦業株式会社

代表取締役社長 森田 龜三郎

此後為効力ナク其後無効

昭和貳拾六年拾月拾日

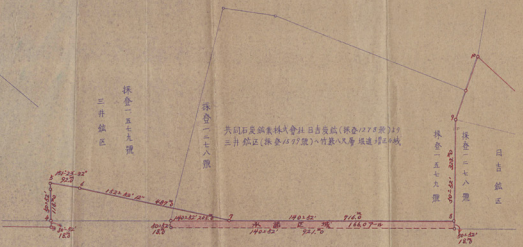
三井物産株式会社

代表取締役社長



日吉炭鑛掘進增加承諾區域圖

縮尺六千分之一



凡例
 本圖係根據實地調查繪成，其範圍與實地無異，其範圍與實地無異，其範圍與實地無異。



許可決定通知

第 33 年 第 397 号 昭和 33 年 12 月 16 日

福岡県 香椎郡 稲葉町 地籍
福岡県香椎郡稲葉町157番地
福通商産業株式会社
出願人 共同石炭炭業株式会社

上記の出願は別紙図面の区域について許可したから通知
します。

昭和 33 年 12 月 15 日

福岡通商産業局長 人見 孝

第 3057 号

福岡県 登録第 1278 号

昭和 33 年 12 月 15 日 登録

順位番号 第 15 番

上記登録済

- 注 意
- この通知書を受けし日から10日以内に登録料を納付しないときは登録料は没収となり、なおこの期間の経過は期間であるから経過はできない。
 - この通知書受領後は出願人の変更の届出及び出願地の増減並びに面積の変更の届出をすることができない。
 - 登録料納付要するこの通知書の印刷複製品とともに提出しないと受理しない。

昭和廿年五月三十日

九州本部企画室 御中

東京本社

三井鉱山礦産契約書並に承諾書買込の件

首領の件は貴状会第五号を以て訂正方の御依頼に因るものでありまして、早速三井鉱山株式会社に参加し本日改めて訂正印を受け御返送申し上げましたので貴着の上は御取敢下され度く御案内申し上げます。

同
書
類

一、三井鉱山讓渡契約書
一、全有 承購書

變遷

以上

共同石炭鐵礦株式會社

企畫
後開

契 約 書

甲所有の土地を乙と、共同所有の土地を丙とし、
乙所有の土地の一部に建設用地を行うこと
について、次の通り契約する。

第1条 甲は甲所有の土地を建設用地として、乙所有の
一部建設用地に建設用地に供する権利を乙と
及び丙とに対し、乙所有の土地を建設用地として、
乙所有の土地の一部に建設用地を行うこと
について、乙所有の土地の一部に建設用地を行うこと
を決定することを決定する。

第2条 乙は乙所有の土地の一部に建設用地を行うこと
の権利を乙と丙とに共有するものとする。

第3条 乙は乙所有の土地の一部に建設用地を行うこと
の権利を乙と丙とに共有するものとする。
乙は乙所有の土地の一部に建設用地を行うこと
の権利を乙と丙とに共有するものとする。

第4条 乙は乙所有の土地の一部に建設用地を行うこと
の権利を乙と丙とに共有するものとする。
乙は乙所有の土地の一部に建設用地を行うこと
の権利を乙と丙とに共有するものとする。

第5条 乙は乙所有の土地の一部に建設用地を行うこと
の権利を乙と丙とに共有するものとする。
乙は乙所有の土地の一部に建設用地を行うこと
の権利を乙と丙とに共有するものとする。



契 約 書

三井鉱山株式会社を甲とし、共同石炭鉱業株式会社を乙とし
乙所有鉱区より甲所有山形鉱区の一部に掘進増区を行うこと
について次の通り契約を締結する。

オ1条 甲は甲所有の福岡県探掘権登録第1577号鉱区の
一部別紙図示の区域9467-1に賦存する炭層八尺上層
及び本層に対し乙が乙所有の福岡県探掘権登録第1278
号鉱区より鉱業法第46条の規定に基づく掘進増区の出願を
なし重視鉱区を設定することを承諾する。

前項の区域は所管官庁の修正命令によつて表示面積に多少
の異動を生じても甲乙共に異議のないものとする。

オ2条 前項の掘進増区の承諾に対する代償は100万円と
しこの契約締結と同時に100万円掘進増区登録と同時に
100万円を乙より甲に支払うものとする。

オ3条 乙は掘進増区区域の探掘について予め甲に地層案内
提示して甲の承諾を得なければならない。これを変更しよ
うとするときも又同様とする。

乙は掘進増区区域の探掘について甲からその掘行状況の調
査又は参考資料の提出を求められたときは直ちにこれに応

じ協力協力しなければならない。

オイ条 乙は掘進増区区域の掘進に因り甲の将来の掘進に支障をきたさない様掘進上最善の措置を講じなければならない。
乙が掘進増区区域の掘進に因り甲に対して損害を及ぼしたときは甲は乙に損害を賠償せしめると共に附従この契約を解除することができる。

オウ条 乙は掘進増区区域の掘進に當り協力損害の発生を防止しなければならない。
オ／イ条の監視区内における掘進については甲乙それぞれ自己に原因する部分について責任をもつて賠償しなければならない。

乙は掘進増区区域の掘進終了後あるいは契約の解除後においても前項の責任を免れ得ないものとする。

オ／イ条 乙はこの契約に基く権利義務を甲の承諾を得ることなしにオ／イ者に譲渡することはできない。

オ／イ条 この契約に附帯し、細目の協定を必要とするときは甲の山形鉱業所と乙との間において締結するものとする。

オ／イ条 乙がこの契約に違反した場合は甲は直ちにこの契約を解除することができる。

その契約違反により甲に損害を与えたときは乙は相当の賠償をなすものとする。

この契約の解除により乙において損害を蒙ることがあつても乙は甲に対して何等の求償をなさないものとする。

オ／イ条 この契約の記載事項又は記載のない事項に疑義のある場合は甲乙互に誠意をもつて協議しその解決に當るものとする。

上記契約の証として本書二通を作成し甲乙各その一通を保有するものとする。

昭和30年5月20日

東京都中央区日本橋區阿ノ丁目ノ番地ノ

甲 三井鉱山株式会社
社長 栗木 幹

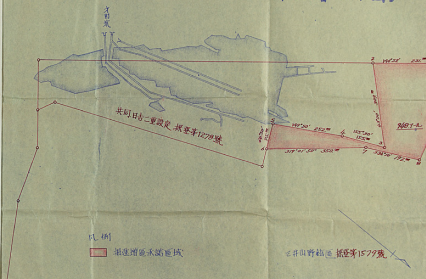


東京都中央区銀座7丁目5番地ノ

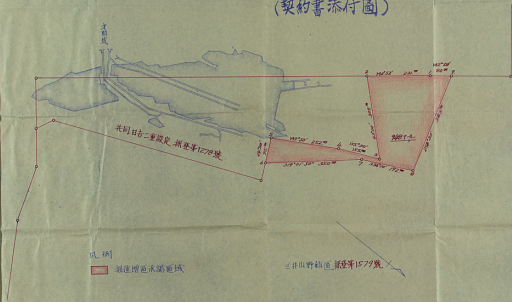
乙 共同石炭鉱業株式会社
取締役社長 入交 太 蔵

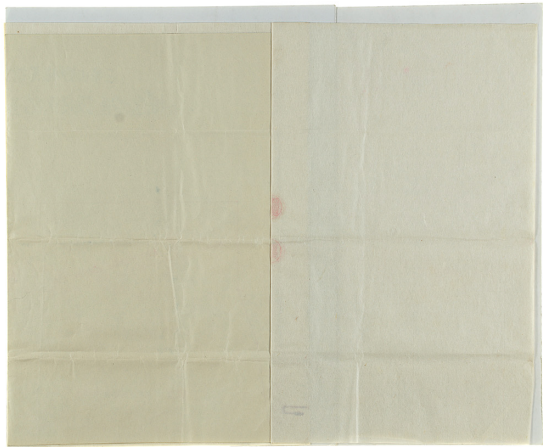


三井山野銅業所範圍一部共同日吉炭鑛、
掘進增區設定承諾區域位置圖 縮尺六
(契約書添付圖)



三井山野銅業所鉱區一部共同日吉炭鑛へ
掘進増區設定承諾區域位置圖 縮尺 六千分の一
(契約書添付圖)







郵便便紙



重要

福岡市若松町三月
二十九日
共同石炭株式会社
御中

元 3	角 10
手 10	足 10
金 10	銀 10

受付通知

昭和十二年十一月二十日 臨時

新開 縣立醫院 臨時

外一井 石井村 臨時

田畠 一七一九五 臨時

出願人 永井 永井村 臨時

右 臨時 十一月十二日 臨時

第一一七 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時

マ 臨時 臨時 臨時



受 付 通 知

昭和十二年十一月二十日出願

福岡縣高尾郡山田村地内 外一村

石炭採掘區域增産試験組

面積 壹七五壹九七坪

出願人 共向石炭株式會社

右證書ハ十一月二十二日編號十二年第一一七號（圖面番號
五ノ二十一）ヲ以テ受付ケタルニ付念爲通知ス

昭和十二年十一月廿六日

福岡縣山田村
石炭株式會社

昭和十二年十一月廿六日
石炭株式會社
福岡縣山田村
石炭株式會社
石炭株式會社

共 同 石 炭 株 式 會 社

福岡縣山田村 石炭株式會社

注
意

一 本件ニ關シ審議又ハ圖面提出、何出其ノ他照復ノ際ハ
必ス受任^註號及圖面者號ヲ明記セラルベシ
一 本件ニ關シ出願ノ際ハ本通知ヲ持参セラルベシ
一 代理人ヲシテ爾後ノ手續ヲ爲サシメ又ハ出願セシムル
場合ハ必ス受任者號及圖面者號ヲ明記シタル委任狀ヲ
携帯セシメラルベシ
一 出願人ノ氏名、名稱、住所ヲ變更シタル時又ハ代表者
ヲ改定シ若ハ法人ノ代表者ヲ變更シタル時ハ其實^註實ヲ
證スベキ書面ヲ附ヘ其旨通ニ届出ラルベク之ヲ怠ルト
キハ處罰セラル、コトアルベシ

東京市役所
工務局
建築課
出願係



第四千四百參拾貳号

紙業法第參拾六條に依る製造の爲め
増区出願に關する契約公正監督本

本廠は當時者代埋人の委託に因り其製造の總旨を餘取し此監督を作成す
本契約の當時者古河石灰紙業株式會社を古河共同石灰株式會社を共同と各
略稱す

法律爲の本旨

第貳條 古河は其所有に關する福岡縣探掘登錄第貳〇九六号鉱区より
共同所有に關する福岡縣探掘登錄第貳七七八号鉱区中左記表示（圖
面添附）炭層に掘進採炭を爲すことを約し共同は之を承諾したり
古河が掘進採炭すべき炭層

竹藪八尺上層（第貳圖Dの部）
竹藪八尺本層（第貳圖Dの部）
杉谷五尺層（第參圖Dの部）
同參尺層（第四圖Dの部）

第貳條 共同は其所有に關する福岡縣探掘登錄第貳七七八号鉱区より
古河所有に關する福岡縣探掘登錄第貳〇九六号鉱区中左記表示（圖
面添附）炭層に掘進採炭を爲すことを約し古河は之を承諾したり
共同が掘進採炭すべき炭層

竹藪八尺上層（第貳圖Bノの部）
竹藪八尺本層（第貳圖全）
杉谷五尺層（第參圖全）
同參尺層（第四圖全）
コウネイ五尺層（第五圖全）
ドマ八尺層（第六圖全）



海軍八尺層 (第七編 全)
杉谷五尺層 (第八編 B 3 の部)
岡参尺層 (第四編 全)
コワキ五尺層 (第五編 全)
ドマ八尺層 (第六編 全)
海軍八尺層 (第七編 全)

第參条 古河及共同は相互に本契約の目的を達する爲め主務官庁に對して鉱業法第參拾六条に依る増区出願を爲すものとし各相手方に對し之に必要な書類を交付すべし

第四條 古河及共同が本契約に依る増区区域に對し掘進採炭を爲すべき期間の主務官庁の許可決定し其の登録の日より滿拾五年とす

第五條 古河及共同は各本契約に依る増区区域を第三省に譲渡し又は該區域を第三省をして採掘せしめざるものとす

第六條 左の各号の事に該当する場合に於ては古河又は共同に増区區域を譲渡にて相手方に譲渡すべきものとす

將 第四條の掘進採炭契約期間満了したるとき

武 古河又は共同が引續き參年以上掘進採炭を中止したるとき

參 古河又は共同が本契約上の義務を履行せざるとき

前項第貳号及第參号の場合に於ては掘進採炭を中止せる者又は契約上の義務を履行せざる者が其の相手方に對し本條の掘進義務を負ふものとす

第七條 共同は古河に對し採掘炭量の蓄積金として金六萬參千円を交付し其の支払期日を左の如く定む

一 本契約締結と同時に金參萬圓千五百円也

二 増区に關する主務官庁の許可決定し登録手續完了の日金參萬圓千五百円也

第八條 前條の蓄積金は古河又は共同の官廳採掘炭量が本契約蓄積附屬登記帳の繰越金と相違したる場合又は古河若くは共同が契約期間内に採掘を完了し得ざる場合に於ても増減變更を爲さざるものとす

第九條

石炭採掘に基因し互反田瀬池及瀬池に被害を生じたる場合に於ては其の採掘が古河又は共同の何れによりて為されたるを問わず共同に於て一切之を引受け処理し古河は何等の責任を負はざるものとす

第十條

古河又は共同の採掘に基因し固有鉄道線路に被害を生じたる場合合に於ては古河下山田炭鉱々区掘第八号と第十号とを結合したる直線を以て境界線とし該境界線以東部分を古河以西部分を共同の補償責任区域とす

第十一條

前條の瀬池及固有鉄道線路を除きたる地表物件の被害に關しては古河下山田炭鉱と共同日吉炭坑との鉱区地表境界線を以つて境界線とし各其の鉱区内を補償責任区域とす

第十二條

古河又は共同が本契約第四條乃至第六條及第九條乃至第十條の規定に違背し契約を履行せざる場合に於ては各其の相手方に対し違約金として金四萬圓を支払ふものとす

第十三條

当事者は本金銀償済の履行を怠りたるときは直に強制執行を受くるも異議なき旨各認諾したり

第十四條

本証券に關する九項を添附す

本附外條件

東京市麹町区丸の内貳丁目八番地

當事者

古河石炭鐵業株式會社

同市品川区南品川五丁目貳百七拾番地

右會社法定代理人取締役

佐々木 敬
明治四十四年貳月八日生

福岡縣鞍手郡小竹町大字新多千餘百八拾番地

會社員

右佐々木敬親代理人

伊 東 孝
明治四十九年五月八日生

福岡縣若松市本町番丁目號百六拾九番地の町
爲事者

共同石炭株式會社

高知縣高知市廿代町貳拾番地

右會社法定代理人取締役

入 交 太 藏

明治廿九年八月拾四日生

福岡縣若松市修多羅五百七拾五番地の貳拾

八

右入交太藏代理人

入 交 太 兵 衛

明治廿四年八月拾叁日生

伊東孝吉は本藏其氏名を知り且面識あり

入交太兵衛は本藏面識なきを以て適法の印鑑証明書を提出して人選なきこと
を証明したり

右各人は委任狀を提出して代理權限を証明し且委任狀は懸証を受けざる私署

証書なるを以て適法の印鑑証明書を提出して証書の真正なることを証明した
り

右各人は登記簿抄本を提出して佐々木敏綱は吉河石炭鐵礦株式會社並に入交
太藏は共同石炭株式會社の取締役なることを各証明したり

此証書は昭和拾陸年拾壹月貳拾日本職役場に於て作成す
右列席者に読聞せたる銘之を承認したり依て本職及び列席者一列左に署名
捺印す

福岡地方裁判所々編

福岡県飯塚市大字飯塚七百七番地ノ宅

公証人

小林

謙三

伊東 交
人 交
太兵衛

此證本は昭和拾貳年拾壹月貳拾日本職役場に於て作成す

福岡地方裁判所々編

福岡県飯塚市大字飯塚七百七番地ノ宅

公証人

小林

謙三



昭和參拾參年拾貳月十八日

日
宣
德
所
明
石
部
長

33.12.18

九州 東京
本社 本社
部長 社長
御 中

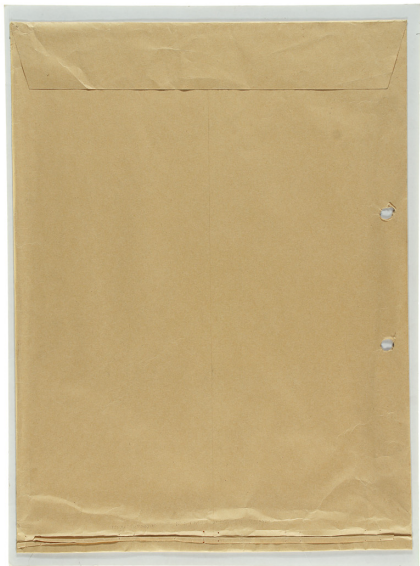
据强增区登册許可證送付ノ件

日清特殊地区（蘆荻地区）蘆荻地区第十六条運送地区十二月十日に出願十五日許可登録完了此シ候快テ別紙ノ通り運送御送付申上候御受取被下度候

右
東京本社
副社長
九州本部
寧瀾縣
寧瀾縣
許可本
葛瀾縣
（本圖之付大例之保管ノ事）

共同西史錄





三井山野炭鉱の初金取設定

(14)

初登天614号

S. 33. 11. 12.

" " 687 "

" 35. 11. 11

" " 734 "

" 38. 1. 17

" " 755 "

" 40. 5. 26

" " 755 増加 "

" 42. 7. 28

" " 775 "

" 42. 7. 28



呉共同機工株式会社

本社 〒827 福岡県田川郡川崎町大字川崎1番地 TEL 0947-72-3111内
FAX 0947-73-3714

広島営業所 〒732 広島市東区光町2丁目14番34号 TEL 082-262-3433
FAX 082-262-3035

北九営業所 〒802 北九州市小倉北区浅野2丁目15-1 TEL 093-541-2884
FAX 093-541-4584

大分営業所 〒870 大分市王子南町2番18号 TEL 0875-32-1812
FAX 0875-32-1487

鳥栖営業所 〒841 鳥栖市真木町字長田1765 TEL 0942-62-7901
FAX 0942-62-7940

熊本営業所 〒862 熊本市隼田町隼内425-2 TEL 096-339-3400
FAX 096-339-3444

大村営業所 〒856 大村市植松2丁目729-4 TEL 0657-03-3569
FAX 0657-54-4153

筑豊営業所 〒805 田川市伊田2690番地11 TEL 0947-45-5590
FAX 0947-73-3714

福岡県田川郡川崎町大字川崎1番地

TEL 0947-72-3111



祖登第614号

山之書施



租 銀 租 敷 宜 契 鈐 管

押印欄者 三井鉱山株式会社

租銀欄者 共同石炭鉱業株式会社



契 約 書

三井鉱山株式会社を甲とし、共同石炭鉱業株式会社を乙とし、乙が甲所有山野鉱区の一部に租鉱権を設定することについて次の通り契約を締結する。

第1条 甲は乙が甲所有の福興低租鉱権登録第1577号鉱区の一部別図図示の

(a) A区域面積43347-アルに賦存する炭層のうち彩谷五尺層および隣の三尺層

(b) B区域面積32357-アルに賦存する炭層のうち福福五尺層、下二尺層

(c) C区域面積25757-アルに賦存する炭層のうちドマ八尺層および海軍八尺層に租鉱権を設定することを承諾する。

2前項の表示面積については所屬官庁の修正命令によりこれに多少の異動を生じて甲乙とも異議のないものとする。

第2条 乙は前条租鉱権設定承諾区域の内、別図図示D区域の彩谷五尺層、隣の三尺層、D区域の福福五尺層、D区域の下二尺層、ドマ八尺層、海軍八尺層およびD区域の全設定炭層については、保護炭柱としてこれを採掘しないものとする。

第3条 第1条の租鉱権存続期間は、設定登録の日から5年とする。2前項の期間は、甲乙協議の上これを延長することができる。

第4条 第1条の租鉱料は金44670千円也とし、乙は甲にD租鉱権設定登録と同時に金21470千円を支払い

D金43000千円を租鉱権設定登録の翌日より毎月末均等額を支払い、10ヶ月をもつて完済するものとする。

第5条 乙は租鉱区の採掘については、予め甲に施業案又は事業計画を提示し、その承諾を得なければならない。これを変更しようとするときもまた同様とする。

第6条 甲は乙の租鉱区採掘について、隨時その採掘箇所に入入り調査その他調査をなし、又は参考資料の提出を求めることができる。

2前項の場合においては、乙はこれを承諾し、でき得る限りの便宜を考へるものとする。

第7条 乙は坑内水の流入を防止するため甲の指示する箇所に乙の費用で(ダム)を構築するものとする。

2前項の(ダム)構築について乙は一切甲の設計および監督に従うものとする。

第8条 乙は租鉱区の採掘に因り、甲の事業に支障を来さないよう最善の処置を講ずるものとする。

2万一甲の事業に支障を及ぼした場合は、乙は損害賠償の責に任ずるものとする。

第9条 租鉱区の採掘に基く鉱害については、乙が全責任を負うものとする。

2乙は租鉱区の採掘完了前又はこの契約解除前といえども前項の責任は免れ得ない。

第10条 乙は前条の鉱害賠償の保証金として租鉱権設定登録の月より毎月200千円を金13622千円に充てるまで、甲に積立て

なければならぬ。

但し臨時石炭被害復旧法禁止の場合は、乙の額立総額は27/55
千円としその月別の額立方法に付ては別途協定する。

又物価の著しい変動により前項の金額を改訂する必要がある場合
は甲乙改めて協議するものとする。

✓ 第17条 保証金は租炭区の振振に基く被害の賠償が完全に終了
したときにこれを精算するものとする。

第18条 乙はその産出にかゝる有償炭炭 (450000) 保証
103700 両を甲に売渡すものとする。

又乙は前項の有償炭炭以外に備石を甲に売渡すものとし、その数量
価格については都度甲、乙協議するものとする。

又売買条件の細目については、甲の若狭支店長と別途協定する。

第19条 前条第3項に規定する場合を除き、この契約に基く細目
事項につき必要ある場合は、甲の山形炭炭所長と、乙との間にお
いて別途協定するものとする。

✓ 第20条 乙は租炭区に關して発生する地元関係賠償については、
金責任をもつてその解決にあたるものとする。

第21条 乙はこの契約に基く権利義務を甲の承継人とし、第三者
に譲渡し、若しくはその他権利の対象としてはならない。

第22条 乙が租炭料の支払、被害賠償保証金の取立その他の契
約の規定に違反したときは、甲はこの契約を解除することがで
きる。

又甲は前項の規定により契約を解除した場合においても、乙に損
害賠償を請求することができる。

第23条 本租炭協定のための申請書に添附する契約書につい
ては別途作成するものとする。

第24条 この契約に規定する事項又は規定のない事項に關連を
生じたときは、甲、乙互に協議をもつて協議しその解決に當る
ものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有す
る。

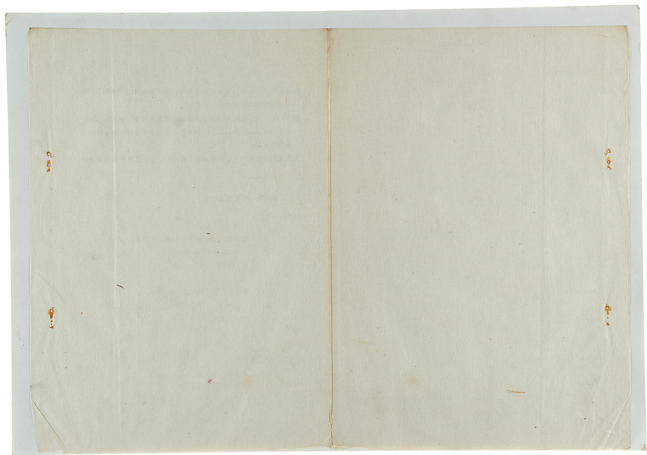
昭和30年5月25日

東京都中央区日本橋區町2丁目1番地 /

甲 三井炭山株式会社
社長 岡 本 幹

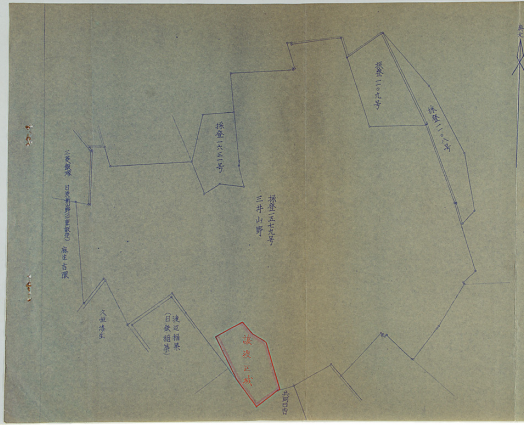
東京都中央区銀座7丁目5番地 /

乙 興國石炭炭株式会社
社長 入 安 太 藏



契約書添附圖

縮尺二万分之一



契約書添附圖

縮尺五千分之一

凡 49例

区域	炭層石	面積
A	(新浜五ノ又) 開ノ二又	4,334 坪
B	(新浜五ノ又) 下ノ二又	3,258 坪
C	(沼ノ八又) 沼ノ八又	2,895 坪
計	保護炭柱	

保護或柱石區域決定表	移谷五尺 間/三尺				端點五尺				下=八 下=八 海軍八尺			
	測線	方位角	距離		測線	方位角	距離		測線	方位角	距離	
泰生排島斜坡	6-A	161°44' 48"	142.2		6-A	301°38'	42.2		6-A	301°38'	50.2	
	A-B	239°30'	1.90		A-B	239°40'	123		A-B	239°40'	95.	
	B-C	208°30'	54		B-C	272°20' 20"	90		B-C	271°36' 33"	121	
	C-D	167°15'	36	(1)	C-D	267°30'	20	(2)	C-D	249°38'	27	
	D-E	138°25'	56		D-E	199°00'	18		D-E	199°00'	28	
	E-F	110°19' 11"	271		E-F	155°00'	20		E-F	155°00'	32	
	F-G	161°44' 48"	115		F-G	121°45'	386		F-G	121°45'	445	
					G-7	160°01' 24"	143		G-7	160°01' 26"	122	

租賦权設定申請認可通知

福岡出 33 年第 46 号 昭和 33 年 11 月 4 日 申通

福岡県嘉穂郡稲築町地内
福岡県採掘权登録第 1579 号石灰採掘
鉱区に対する租賦权設定申請

存続期間 設定登録の日から 5 年

租賦権者 共同石灰鉱業株式会社
1579 号

採掘権者 三井鉱山株式会社

上記申請は別紙図面の区域について認可したから通知する。

昭和 33 年 11 月 22 日

福岡通商産業局長 人見 孝

福岡県租賦登録第 614 号

昭和 33 年 11 月 22 日 登録

副登録番号 1579 号

上記登録済



第一圖



石炭

面積 四千八百零九石

福國縣嘉德鄉植桑圩

大學方田
民是山原野田如池

租鉉區區圖

種又五十分二

探

45

紅梅館印

臨江府

日 值 下 强 指 申 金 路 欢 迎 准

中日 4月11日 平 66 附 号 66 第 66 号

[illegible]

1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100. 101. 102. 103. 104. 105. 106. 107. 108. 109. 110. 111. 112. 113. 114. 115. 116. 117. 118. 119. 120. 121. 122. 123. 124. 125. 126. 127. 128. 129. 130. 131. 132. 133. 134. 135. 136. 137. 138. 139. 140. 141. 142. 143. 144. 145. 146. 147. 148. 149. 150. 151. 152. 153. 154. 155. 156. 157. 158. 159. 160. 161. 162. 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169. 170. 171. 172. 173. 174. 175. 176. 177. 178. 179. 180. 181. 182. 183. 184. 185. 186. 187. 188. 189. 190. 191. 192. 193. 194. 195. 196. 197. 198. 199. 200. 201. 202. 203. 204. 205. 206. 207. 208. 209. 210. 211. 212. 213. 214. 215. 216. 217. 218. 219. 220. 221. 222. 223. 224. 225. 226. 227. 228. 229. 230. 231. 232. 233. 234. 235. 236. 237. 238. 239. 240. 241. 242. 243. 244. 245. 246. 247. 248. 249. 250. 251. 252. 253. 254. 255. 256. 257. 258. 259. 260. 261. 262. 263. 264. 265. 266. 267. 268. 269. 270. 271. 272. 273. 274. 275. 276. 277. 278. 279. 280. 281. 282. 283. 284. 285. 286. 287. 288. 289. 290. 291. 292. 293. 294. 295. 296. 297. 298. 299. 300. 301. 302. 303. 304. 305. 306. 307. 308. 309. 310. 311. 312. 313. 314. 315. 316. 317. 318. 319. 320. 321. 322. 323. 324. 325. 326. 327. 328. 329. 330. 331. 332. 333. 334. 335. 336. 337. 338. 339. 340. 341. 342. 343. 344. 345. 346. 347. 348. 349. 350. 351. 352. 353. 354. 355. 356. 357. 358. 359. 360. 361. 362. 363. 364. 365. 366. 367. 368. 369. 370. 371. 372. 373. 374. 375. 376. 377. 378. 379. 380. 381. 382. 383. 384. 385. 386. 387. 388. 389. 390. 391. 392. 393. 394. 395. 396. 397. 398. 399. 400. 401. 402. 403. 404. 405. 406. 407. 408. 409. 410. 411. 412. 413. 414. 415. 416. 417. 418. 419. 420. 421. 422. 423. 424. 425. 426. 427. 428. 429. 430. 431. 432. 433. 434. 435. 436. 437. 438. 439. 440. 441. 442. 443. 444. 445. 446. 447. 448. 449. 450. 451. 452. 453. 454. 455. 456. 457. 458. 459. 460. 461. 462. 463. 464. 465. 466. 467. 468. 469. 470. 471. 472. 473. 474. 475. 476. 477. 478. 479. 480. 481. 482. 483. 484. 485. 486. 487. 488. 489. 490. 491. 492. 493. 494. 495. 496. 497. 498. 499. 500. 501. 502. 503. 504. 505. 506. 507. 508. 509. 510. 511. 512. 513. 514. 515. 516. 517. 518. 519. 520. 521. 522. 523. 524. 525. 526. 527. 528. 529. 530. 531. 532. 533. 534. 535. 536. 537. 538. 539. 540. 541. 542. 543. 544. 545. 546. 547. 548. 549. 550. 551. 552. 553. 554. 555. 556. 557. 558. 559. 560. 561. 562. 563. 564. 565. 566. 567. 568. 569. 570. 571. 572. 573. 574. 575. 576. 577. 578. 579. 580. 581. 582. 583. 584. 585. 586. 587. 588. 589. 590. 591. 592. 593. 594. 595. 596. 597. 598. 599. 600. 601. 602. 603. 604. 605. 606. 607. 608. 609. 610. 611. 612. 613. 614. 615. 616. 617. 618. 619. 620. 621. 622. 623. 624. 625. 626. 627. 628. 629. 630. 631. 632. 633. 634. 635. 636. 637. 638. 639. 640. 641. 642. 643. 644. 645. 646. 647. 648. 649. 650. 651. 652. 653. 654. 655. 656. 657. 658. 659. 660. 661. 662. 663. 664. 665. 666. 667. 668. 669. 670. 671. 672. 673. 674. 675. 676. 677. 678. 679. 680. 681. 682. 683. 684. 685. 686. 687. 688. 689. 690. 691. 692. 693. 694. 695. 696. 697. 698. 699. 700. 701. 702. 703. 704. 705. 706. 707. 708. 709. 710. 711. 712. 713. 714. 715. 716. 717. 718. 719. 720. 721. 722. 723. 724. 725. 726. 727. 728. 729. 730. 731. 732. 733. 734. 735. 736. 737. 738. 739. 740. 741. 742. 743. 744. 745. 746. 747. 748. 749. 750. 751. 752. 753. 754. 755. 756. 757. 758. 759. 760. 761. 762. 763. 764. 765. 766. 767. 768. 769. 770. 771. 772. 773. 774. 775. 776. 777. 778. 779. 780. 781. 782. 783. 784. 785. 786. 787. 788. 789. 790. 791. 792. 793. 794. 795. 796. 797. 798. 799. 800. 801. 802. 803. 804. 805. 806. 807. 808. 809. 810. 811. 812. 813. 814. 815. 816. 817. 818. 819. 820. 821. 822. 823. 824. 825. 826. 827. 828. 829. 830. 831. 832. 833. 834. 835. 836. 837. 838. 839. 840.

・6 柱脚のせき止り距離について2次元の梁要素法を用いて算出

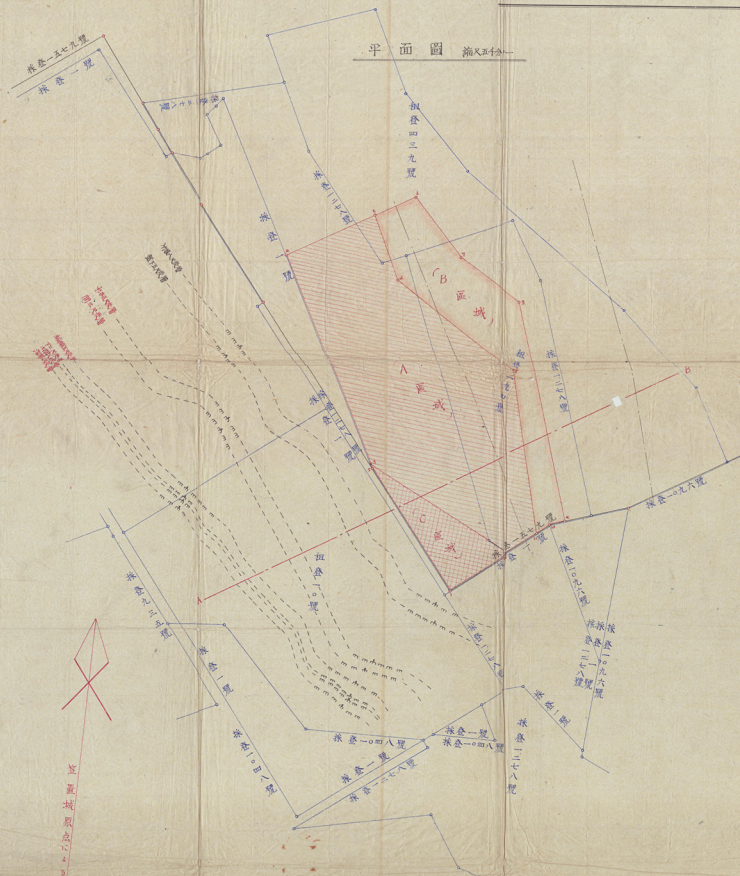
日 22 月 11 年 88 申 印

复人 洪佩章 商海 周群

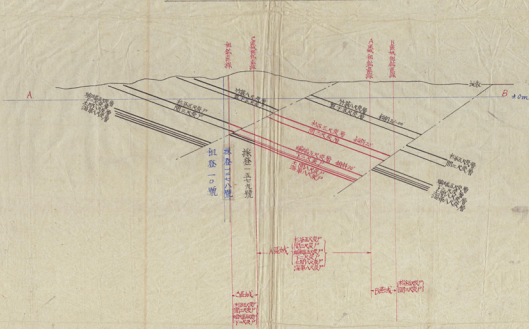
[illegible]

上臨登糴

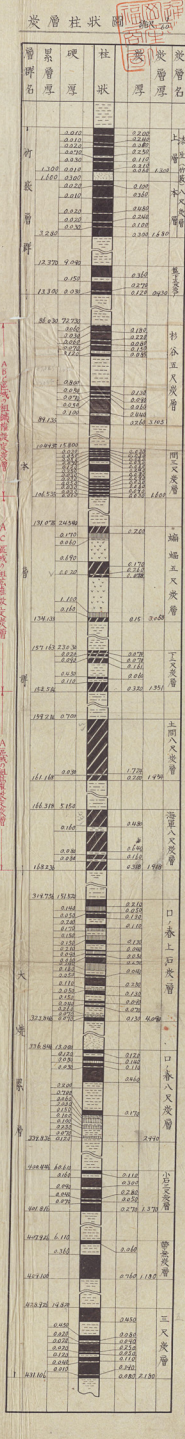
鑛床圖



A-B 截断面圖 縮尺 $\frac{1}{300}$



| 扣款及备注内 部表 | | | 编辑姓名 |
|-----------|----|-------|-------|
| 姓名 | 年龄 | 职业 | 扣款备注 |
| 王德胜 | 45 | 工人 | 扣款及备注 |
| 李秀英 | 38 | 教师 | 扣款及备注 |
| 张国强 | 52 | 干部 | 扣款及备注 |
| 刘小红 | 28 | 学生 | 扣款及备注 |
| 陈为民 | 40 | 商人 | 扣款及备注 |
| 周丽娟 | 35 | 护士 | 扣款及备注 |
| 吴大伟 | 30 | 程序员 | 扣款及备注 |
| 赵小芳 | 25 | 文员 | 扣款及备注 |
| 孙长贵 | 55 | 农民 | 扣款及备注 |
| 郑雅婷 | 32 | 设计师 | 扣款及备注 |
| 王建国 | 48 | 工程师 | 扣款及备注 |
| 李娜 | 22 | 大学生 | 扣款及备注 |
| 张明 | 33 | 司机 | 扣款及备注 |
| 刘芳 | 27 | 会计 | 扣款及备注 |
| 陈伟 | 42 | 医生 | 扣款及备注 |
| 周敏 | 36 | 记者 | 扣款及备注 |
| 吴昊 | 31 | 运动员 | 扣款及备注 |
| 赵琳 | 24 | 歌手 | 扣款及备注 |
| 孙强 | 44 | 律师 | 扣款及备注 |
| 郑华 | 39 | 作家 | 扣款及备注 |
| 王磊 | 49 | 教授 | 扣款及备注 |
| 李静 | 29 | 模特 | 扣款及备注 |
| 张涛 | 34 | 程序员 | 扣款及备注 |
| 刘悦 | 26 | 舞蹈家 | 扣款及备注 |
| 陈宇 | 41 | 画家 | 扣款及备注 |
| 周璇 | 37 | 主持人 | 扣款及备注 |
| 吴迪 | 32 | 电竞选手 | 扣款及备注 |
| 赵雪 | 23 | 空姐 | 扣款及备注 |
| 孙伟 | 43 | 厨师 | 扣款及备注 |
| 郑娟 | 34 | 瑜伽教练 | 扣款及备注 |
| 王强 | 50 | 保安 | 扣款及备注 |
| 李丽 | 21 | 实习生 | 扣款及备注 |
| 张华 | 35 | 快递员 | 扣款及备注 |
| 刘刚 | 46 | 清洁工 | 扣款及备注 |
| 陈红 | 30 | 美容师 | 扣款及备注 |
| 周亮 | 28 | 消防员 | 扣款及备注 |
| 吴娟 | 33 | 心理咨询师 | 扣款及备注 |
| 赵峰 | 40 | 翻译 | 扣款及备注 |
| 孙悦 | 25 | 志愿者 | 扣款及备注 |
| 郑刚 | 38 | 导游 | 扣款及备注 |
| 王芳 | 45 | 营养师 | 扣款及备注 |
| 李伟 | 31 | 程序员 | 扣款及备注 |
| 张娜 | 27 | 瑜伽教练 | 扣款及备注 |
| 刘涛 | 42 | 保安 | 扣款及备注 |
| 陈娟 | 36 | 空姐 | 扣款及备注 |
| 周强 | 29 | 快递员 | 扣款及备注 |
| 吴悦 | 24 | 清洁工 | 扣款及备注 |
| 赵刚 | 47 | 美容师 | 扣款及备注 |
| 孙娟 | 32 | 消防员 | 扣款及备注 |
| 郑峰 | 41 | 心理咨询师 | 扣款及备注 |
| 王悦 | 39 | 翻译 | 扣款及备注 |
| 李刚 | 26 | 志愿者 | 扣款及备注 |
| 张华 | 34 | 导游 | 扣款及备注 |
| 刘芳 | 44 | 营养师 | 扣款及备注 |
| 陈伟 | 31 | 程序员 | 扣款及备注 |
| 周娜 | 27 | 瑜伽教练 | 扣款及备注 |
| 吴涛 | 42 | 保安 | 扣款及备注 |
| 赵娟 | 36 | 空姐 | 扣款及备注 |
| 孙强 | 29 | 快递员 | 扣款及备注 |
| 郑悦 | 24 | 清洁工 | 扣款及备注 |
| 王刚 | 47 | 美容师 | 扣款及备注 |
| 李娟 | 32 | 消防员 | 扣款及备注 |
| 张峰 | 41 | 心理咨询师 | 扣款及备注 |
| 刘悦 | 39 | 翻译 | 扣款及备注 |
| 陈刚 | 26 | 志愿者 | 扣款及备注 |
| 周华 | 34 | 导游 | 扣款及备注 |
| 吴芳 | 44 | 营养师 | 扣款及备注 |
| 赵伟 | 31 | 程序员 | 扣款及备注 |
| 孙娜 | 27 | 瑜伽教练 | 扣款及备注 |
| 郑涛 | 42 | 保安 | 扣款及备注 |
| 王娟 | 36 | 空姐 | 扣款及备注 |
| 李强 | 29 | 快递员 | 扣款及备注 |
| 张悦 | 24 | 清洁工 | 扣款及备注 |
| 刘刚 | 47 | 美容师 | 扣款及备注 |
| 陈娟 | 32 | 消防员 | 扣款及备注 |
| 周峰 | 41 | 心理咨询师 | 扣款及备注 |
| 王悦 | 39 | 翻译 | 扣款及备注 |
| 李刚 | 26 | 志愿者 | 扣款及备注 |
| 张华 | 34 | 导游 | 扣款及备注 |
| 刘芳 | 44 | 营养师 | 扣款及备注 |
| 陈伟 | 31 | 程序员 | 扣款及备注 |
| 周娜 | 27 | 瑜伽教练 | 扣款及备注 |
| 吴涛 | 42 | 保安 | 扣款及备注 |
| 赵娟 | 36 | 空姐 | 扣款及备注 |
| 孙强 | 29 | 快递员 | 扣款及备注 |
| 郑悦 | 24 | 清洁工 | 扣款及备注 |
| 王刚 | 47 | 美容师 | 扣款及备注 |
| 李娟 | 32 | 消防员 | 扣款及备注 |
| 张峰 | 41 | 心理咨询师 | 扣款及备注 |
| 刘悦 | 39 | 翻译 | 扣款及备注 |
| 陈刚 | 26 | 志愿者 | 扣款及备注 |
| 周华 | 34 | 导游 | 扣款及备注 |
| 吴芳 | 44 | 营养师 | 扣款及备注 |
| 赵伟 | 31 | 程序员 | 扣款及备注 |
| 孙娜 | 27 | 瑜伽教练 | 扣款及备注 |
| 郑涛 | 42 | 保安 | 扣款及备注 |
| 王娟 | 36 | 空姐 | 扣款及备注 |
| 李强 | 29 | 快递员 | 扣款及备注 |
| 张悦 | 24 | 清洁工 | 扣款及备注 |
| 刘刚 | 47 | 美容师 | 扣款及备注 |
| 陈娟 | 32 | 消防员 | 扣款及备注 |
| 周峰 | 41 | 心理咨询师 | 扣款及备注 |
| 王悦 | 39 | 翻译 | 扣款及备注 |
| 李刚 | 26 | 志愿者 | 扣款及备注 |
| 张华 | 34 | 导游 | 扣款及备注 |
| 刘芳 | 44 | 营养师 | 扣款及备注 |
| 陈伟 | 31 | 程序员 | 扣款及备注 |
| 周娜 | 27 | 瑜伽教练 | 扣款及备注 |
| 吴涛 | 42 | 保安 | 扣款及备注 |
| 赵娟 | 36 | 空姐 | 扣款及备注 |
| 孙强 | 29 | 快递员 | 扣款及备注 |
| 郑悦 | 24 | 清洁工 | 扣款及备注 |
| 王刚 | 47 | 美容师 | 扣款及备注 |
| 李娟 | 32 | 消防员 | 扣款及备注 |
| 张峰 | 41 | 心理咨询师 | 扣款及备注 |
| 刘悦 | 39 | 翻译 | 扣款及备注 |
| 陈刚 | 26 | 志愿者 | 扣款及备注 |
| 周华 | 34 | 导游 | 扣款及备注 |
| 吴芳 | 44 | 营养师 | 扣款及备注 |
| 赵伟 | 31 | 程序员 | 扣款及备注 |
| 孙娜 | 27 | 瑜伽教练 | 扣款及备注 |
| 郑涛 | 42 | 保安 | 扣款及备注 |
| 王娟 | 36 | 空姐 | 扣款及备注 |
| 李强 | 29 | 快递员 | 扣款及备注 |
| 张悦 | 24 | 清洁工 | 扣款及备注 |
| 刘刚 | 47 | 美容师 | 扣款及备注 |
| 陈娟 | 32 | 消防员 | 扣款及备注 |
| 周峰 | 41 | 心理咨询师 | 扣款及备注 |
| 王悦 | 39 | 翻译 | 扣款及备注 |
| 李刚 | 26 | 志愿者 | 扣款及备注 |
| 张华 | 34 | 导游 | 扣款及备注 |
| 刘芳 | 44 | 营养师 | 扣款及备注 |
| 陈伟 | 31 | 程序员 | 扣款及备注 |
| 周娜 | 27 | 瑜伽教练 | 扣款及备注 |
| 吴涛 | 42 | 保安 | 扣款及备注 |
| 赵娟 | 36 | 空姐 | 扣款及备注 |
| 孙强 | 29 | 快递员 | 扣款及备注 |
| 郑悦 | 24 | 清洁工 | 扣款及备注 |
| 王刚 | 47 | 美容师 | 扣款及备注 |
| 李娟 | 32 | 消防员 | 扣款及备注 |
| 张峰 | 41 | 心理咨询师 | 扣款及备注 |
| 刘悦 | 39 | 翻译 | 扣款及备注 |
| 陈刚 | 26 | 志愿者 | 扣款及备注 |
| 周华 | 34 | 导游 | 扣款及备注 |
| 吴芳 | 44 | 营养师 | 扣款及备注 |
| 赵伟 | 31 | 程序员 | 扣款及备注 |
| 孙娜 | 27 | 瑜伽教练 | 扣款及备注 |
| 郑涛 | 42 | 保安 | 扣款及备注 |
| 王娟 | 36 | 空姐 | 扣款及备注 |
| 李强 | 29 | 快递员 | 扣款及备注 |
| 张悦 | 24 | 清洁工 | 扣款及备注 |
| 刘刚 | 47 | 美容师 | 扣款及备注 |
| 陈娟 | 32 | 消防员 | 扣款及备注 |
| 周峰 | 41 | 心理咨询师 | 扣款及备注 |
| 王悦 | 39 | 翻译 | 扣款及备注 |
| 李刚 | 26 | 志愿者 | 扣款及备注 |
| 张华 | 34 | 导游 | 扣款及备注 |
| 刘芳 | 44 | 营养师 | 扣款及备注 |
| 陈伟 | 31 | 程序员 | 扣款及备注 |
| 周娜 | 27 | 瑜伽教练 | 扣款及备注 |
| 吴涛 | 42 | 保安 | 扣款及备注 |
| 赵娟 | 36 | 空姐 | 扣款及备注 |
| 孙强 | 29 | 快递员 | 扣款及备注 |
| 郑悦 | 24 | 清洁工 | 扣款及备注 |
| 王刚 | 47 | 美容师 | 扣款及备注 |
| 李娟 | 32 | 消防员 | 扣款及备注 |
| 张峰 | 41 | 心理咨询师 | 扣款及备注 |
| 刘悦 | 39 | 翻译 | 扣款及备注 |
| 陈刚 | 26 | 志愿者 | 扣款及备注 |
| 周华 | 34 | 导游 | 扣款及备注 |
| 吴芳 | 44 | 营养师 | 扣款及备注 |
| 赵伟 | 31 | 程序员 | 扣款及备注 |
| 孙娜 | 27 | 瑜伽教练 | 扣款及备注 |
| 郑涛 | 42 | 保安 | 扣款及备注 |
| 王娟 | 36 | 空姐 | 扣款及备注 |
| 李强 | 29 | 快递员 | 扣款及备注 |
| 张悦 | 24 | 清洁工 | 扣款及备注 |
| 刘刚 | 47 | 美容师 | 扣款及备注 |
| 陈娟 | 32 | 消防员 | 扣款及备注 |
| 周峰 | 41 | 心理咨询师 | 扣款及备注 |
| 王悦 | 39 | 翻译 | 扣款及备注 |
| 李刚 | 26 | 志愿者 | 扣款及备注 |
| 张华 | 34 | 导游 | 扣款及备注 |
| 刘芳 | 44 | 营养师 | 扣款及备注 |
| 陈伟 | 31 | 程序员 | 扣款及备注 |
| 周娜 | 27 | 瑜伽教练 | 扣款及备注 |
| 吴涛 | 42 | 保安 | 扣款及备注 |
| 赵娟 | 36 | 空姐 | 扣款及备注 |
| 孙强 | 29 | 快递员 | 扣款及备注 |
| 郑悦 | 24 | 清洁工 | 扣款及备注 |
| 王刚 | 47 | 美容师 | 扣款及备注 |
| 李娟 | 32 | 消防员 | 扣款及备注 |
| 张峰 | 41 | 心理咨询师 | 扣款及备注 |
| 刘悦 | 39 | 翻译 | 扣款及备注 |
| 陈刚 | 26 | 志愿者 | 扣款及备注 |
| 周华 | 34 | 导游 | 扣款及备注 |
| 吴芳 | 44 | 营养师 | 扣款及备注 |
| 赵伟 | 31 | 程序员 | 扣款及备注 |
| 孙娜 | 27 | 瑜伽教练 | 扣款及备注 |
| 郑涛 | 42 | 保安 | 扣款及备注 |
| 王娟 | 36 | 空姐 | 扣款及备注 |
| 李强 | 29 | 快递员 | 扣款及备注 |
| 张悦 | 24 | 清洁工 | 扣款及备注 |
| 刘刚 | 47 | 美容师 | 扣款及备注 |
| 陈娟 | 32 | 消防员 | 扣款及备注 |
| 周峰 | 41 | 心理咨询师 | 扣款及备注 |
| 王悦 | 39 | 翻译 | 扣款及备注 |
| 李刚 | 26 | 志愿者 | 扣款及备注 |
| 张华 | 34 | 导游 | 扣款及备注 |
| 刘芳 | 44 | 营养师 | 扣款及备注 |
| 陈伟 | 31 | 程序员 | 扣款及备注 |
| 周娜 | 27 | 瑜伽教练 | 扣款及备注 |
| 吴涛 | 42 | 保安 | 扣款及备注 |
| 赵娟 | 36 | 空姐 | 扣款及备注 |
| 孙强 | 29 | 快递员 | 扣款及备注 |
| 郑悦 | 24 | 清洁工 | 扣款及备注 |
| 王刚 | 47 | 美容师 | 扣款及备注 |
| 李娟 | 32 | 消防员 | 扣款及备注 |
| 张峰 | 41 | 心理咨询师 | 扣款及备注 |
| 刘悦 | 39 | 翻译 | 扣款及备注 |
| 陈刚 | 26 | 志愿者 | 扣款及备注 |
| 周华 | 34 | 导游 | 扣款及备注 |
| 吴芳 | 44 | 营养师 | 扣款及备注 |
| 赵伟 | 31 | 程序员 | 扣款及备注 |
| 孙娜 | 27 | 瑜伽教练 | 扣款及备注 |
| 郑涛 | 42 | 保安 | 扣款及备注 |
| 王娟 | 36 | 空姐 | 扣款及备注 |
| 李强 | 29 | 快递员 | 扣款及备注 |
| 张悦 | 24 | 清洁工 | 扣款及备注 |
| 刘刚 | 47 | 美容师 | 扣款及备注 |
| 陈娟 | 32 | 消防员 | 扣款及备注 |
| 周峰 | 41 | 心理咨询师 | 扣款及备注 |
| 王悦 | 39 | 翻译 | 扣款及备注 |
| 李刚 | 26 | 志愿者 | 扣款及备注 |
| 张华 | 34 | 导游 | 扣款及备注 |
| 刘芳 | 44 | 营养师 | 扣款及备注 |
| 陈伟 | 31 | 程序员 | 扣款及备注 |
| 周娜 | 27 | 瑜伽教练 | 扣款及备注 |
| 吴涛 | 42 | 保安 | 扣款及备注 |
| 赵娟 | 36 | 空姐 | 扣款及备注 |
| 孙强 | 29 | 快递员 | 扣款及备注 |
| 郑悦 | 24 | 清洁工 | 扣款及备注 |
| 王刚 | 47 | 美容师 | 扣款及备注 |
| 李娟 | 32 | 消防员 | 扣款及备注 |
| 张峰 | 41 | 心理咨询师 | 扣款及备注 |
| 刘悦 | 39 | 翻译 | 扣款及备注 |
| 陈刚 | 26 | 志愿者 | 扣款及备注 |
| 周华 | 34 | 导游 | 扣款及备注 |
| 吴芳 | 44 | 营养师 | 扣款及备注 |
| 赵伟 | 31 | 程序员 | 扣款及备注 |
| 孙娜 | 27 | 瑜伽教练 | 扣款及备注 |
| 郑涛 | 42 | 保安 | 扣款及备注 |
| 王娟 | 36 | 空姐 | 扣款及备注 |
| 李强 | 29 | 快递员 | 扣款及备注 |
| 张悦 | 24 | 清洁工 | 扣款及备注 |
| 刘刚 | 47 | 美容师 | 扣款及备注 |
| 陈娟 | 32 | 消防员 | 扣款及备注 |
| 周峰 | 41 | 心理咨询师 | 扣款及备注 |
| 王悦 | 39 | 翻译 | 扣款及备注 |
| 李刚 | 26 | 志愿者 | 扣款及备注 |
| 张华 | 34 | 导游 | 扣款及备注 |
| 刘芳 | 44 | 营养师 | 扣款及备注 |
| 陈伟 | 31 | 程序员 | 扣款及备注 |
| 周娜 | 27 | 瑜伽教练 | 扣款及备注 |
| 吴涛 | 42 | 保安 | 扣款及备注 |
| 赵娟 | 36 | 空姐 | 扣款及备注 |
| 孙强 | 29 | 快递员 | 扣款及备注 |
| 郑悦 | 24 | 清洁工 | 扣款及备注 |
| 王刚 | 47 | 美容师 | 扣款及备注 |
| 李娟 | 32 | 消防员 | 扣款及备注 |
| 张峰 | 41 | 心理咨询师 | 扣款及备注 |
| 刘悦 | 39 | 翻译 | 扣款及备注 |
| 陈刚 | 26 | 志愿者 | 扣款及备注 |
| 周华 | 34 | 导游 | 扣款及备注 |
| 吴芳 | 44 | 营养师 | 扣款及备注 |
| 赵伟 | 31 | 程序员 | 扣款及备注 |
| 孙娜 | 27 | 瑜伽教练 | 扣款及备注 |
| 郑涛 | 42 | 保安 | 扣款及备注 |
| 王娟 | 36 | 空姐 | 扣款及备注 |
| 李强 | 29 | 快递员 | 扣款及备注 |
| 张悦 | 24 | 清洁工 | 扣款及备注 |
| 刘刚 | 47 | 美容师 | 扣款及备注 |
| 陈娟 | 32 | 消防员 | 扣款及备注 |
| 周峰 | 41 | 心理咨询师 | 扣款及备注 |
| 王悦 | 39 | 翻译 | 扣款及备注 |
| 李刚 | 26 | 志愿者 | 扣款及备注 |
| 张华 | 34 | 导游 | 扣款及备注 |
| 刘芳 | 44 | 营养师 | 扣款及备注 |
| 陈伟 | 31 | 程序员 | 扣款及备注 |
| 周娜 | 27 | 瑜伽教练 | 扣款及备注 |
| 吴涛 | 42 | 保安 | 扣款及备注 |
| 赵娟 | 36 | 空姐 | 扣款及备注 |
| 孙强 | 29 | 快递员 | 扣款及备注 |
| 郑悦 | 24 | 清洁工 | 扣款及备注 |
| 王刚 | 47 | 美容师 | 扣款及备注 |
| 李娟 | 32 | 消防员 | 扣款及备注 |
| 张峰 | 41 | 心理咨询师 | 扣款及备注 |
| 刘悦 | 39 | 翻译 | 扣款及备注 |
| 陈刚 | 26 | 志愿者 | 扣款及备注 |
| 周华 | 34 | 导游 | 扣款及备注 |
| 吴芳 | 44 | 营养师 | 扣款及备注 |
| 赵伟 | 31 | 程序员 | 扣款及备注 |
| 孙娜 | 27 | 瑜伽教练 | 扣款及备注 |
| 郑涛 | 42 | 保安 | 扣款及备注 |
| 王娟 | 36 | 空姐 | 扣款及备注 |
| 李强 | 29 | 快递员 | 扣款及备注 |
| 张悦 | 24 | 清洁工 | 扣款及备注 |
| 刘刚 | 47 | 美容师 | 扣款及备注 |
| 陈娟 | 32 | 消防员 | 扣款及备注 |
| 周峰 | 41 | 心理咨询师 | 扣款及备注 |
| 王悦 | 39 | 翻译 | 扣款及备注 |
| 李刚 | 26 | 志愿者 | 扣款及备注 |
| 张华 | 34 | 导游 | 扣款及备注 |
| 刘芳 | 44 | 营养师 | 扣款及备注 |
| 陈伟 | 31 | 程序员 | 扣款及备注 |
| 周娜 | 27 | 瑜伽教练 | 扣款及备注 |
| 吴涛 | 42 | 保安 | 扣款及备注 |
| 赵娟 | 36 | 空姐 | 扣款及备注 |
| 孙强 | 29 | 快递员 | 扣款及备注 |
| 郑悦 | 24 | 清洁工 | 扣款及备注 |
| 王刚 | 47 | 美容师 | 扣款及备注 |
| 李娟 | 32 | 消防员 | 扣款及备注 |
| 张峰 | 41 | 心理咨询师 | 扣款及备注 |
| 刘悦 | 39 | 翻译 | 扣款及备注 |
| 陈刚 | 26 | 志愿者 | 扣款及备注 |
| 周华 | 34 | 导游 | 扣款及备注 |
| 吴芳 | 44 | 营养师 | 扣款及备注 |
| 赵伟 | 31 | 程序员 | 扣款及备注 |
| 孙娜 | 27 | 瑜伽教练 | 扣款及备注 |
| 郑涛 | 42 | 保安 | 扣款及备注 |
| 王娟 | 36 | 空姐 | 扣款及备注 |
| 李强 | 29 | 快递员 | 扣款及备注 |
| 张悦 | 24 | 清洁工 | 扣款及备注 |
| 刘刚 | 47 | 美容师 | 扣款及备注 |
| 陈娟 | 32 | 消防员 | 扣款及备注 |
| 周峰 | 41 | 心理咨询师 | 扣款及备注 |
| 王悦 | 39 | 翻译 | 扣款及备注 |
| 李刚 | 26 | 志愿者 | 扣款及备注 |
| 张华 | 34 | 导游 | 扣款及备注 |
| 刘芳 | 44 | 营养师 | 扣款及备注 |
| 陈伟 | 31 | 程序员 | 扣款及备注 |
| 周娜 | 27 | 瑜伽教练 | 扣款及备注 |
| 吴涛 | 42 | 保安 | 扣款及备注 |
| 赵娟 | 36 | 空姐 | 扣款及备注 |
| 孙强 | 29 | 快递员 | 扣款及备注 |
| 郑悦 | 24 | 清洁工 | 扣款及备注 |
| 王刚 | 47 | 美容师 | 扣款及备注 |
| 李娟 | 32 | 消防员 | 扣款及备注 |
| 张峰 | 41 | 心理咨询师 | 扣款及备注 |
| 刘悦 | 39 | 翻译 | 扣款及备注 |
| 陈刚 | 26 | 志愿者 | 扣款及备注 |
| 周华 | 34 | 导游 | 扣款及备注 |
| 吴芳 | 44 | 营养师 | 扣款及备注 |
| 赵伟 | 31 | 程序员 | 扣款及备注 |
| 孙娜 | 27 | 瑜伽教练 | 扣款及备注 |
| 郑涛 | 42 | 保安 | 扣款及备注 |
| 王娟 | 36 | 空姐 | 扣款及备注 |
| 李强 | 29 | 快递员 | 扣款及备注 |
| 张悦 | 24 | 清洁工 | 扣款及备注 |
| 刘刚 | 47 | 美容师 | 扣款及备注 |
| 陈娟 | 32 | 消防员 | 扣款及备注 |
| 周峰 | 41 | 心理咨询师 | 扣款及备注 |
| 王悦 | 39 | 翻译 | 扣款及备注 |
| 李刚 | 26 | 志愿者 | 扣款及备注 |
| 张华 | 34 | 导游 | 扣款及备注 |
| 刘芳 | 44 | 营养师 | 扣款及备注 |
| 陈伟 | 31 | 程序员 | 扣款及备注 |
| 周娜 | 27 | 瑜伽教练 | 扣款及备注 |
| 吴涛 | 42 | 保安 | 扣款及备注 |
| 赵娟 | 36 | 空姐 | 扣款及备注 |



| | |
|---|------|
|  | 澄青炭 |
|  | 端石 |
|  | 無煙炭 |
|  | 炭質頁岩 |
|  | 砂岩 |
|  | 頁岩 |
|  | 砂質頁岩 |
|  | 火成岩 |



共同石炭鉱業株式会社

42通商主組 昭和42年7月28日

福岡通商産業局長 黒部 稔



42通商主組 昭和42年7月20日申請

福岡 嘉穂郡 粕杵町 地内
全集採掘権登録第2490号石炭 耐大粘土板領域に於ける
租鉱施設定中端

存続期間 設定登録の日から昭和43年3月10時



租鉱権者と
なろうとする者 共同石炭鉱業株式会社

管理権者 株式会社 泰生鉱業所

上記申請は、別紙図面の区域について認可します。

福岡県 福岡登録第775号

昭和42年7月28日登録

順位番号 21番

注意 上記登録済



۵۰



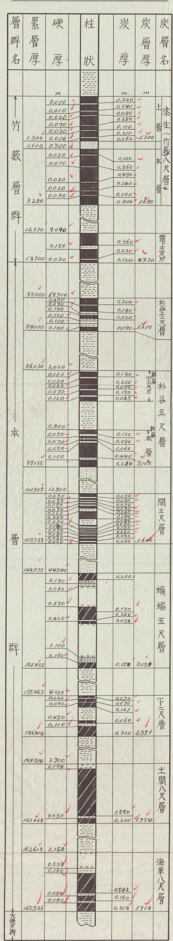
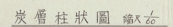
| 畝數 | 地段 | 方位 | 距離 | 認定案名 |
|-----|--------------|--------|----|--------|
| 1-2 | 295°-08°-00' | 173.00 | | |
| 2-3 | 308°-08°-00' | 160.00 | | 杉谷上尺看 |
| 3-4 | 57°-08°-00' | 168.00 | | 杉谷上尺看 |
| 4-5 | 81°-25°-00' | 200.00 | | 間 = 尺看 |
| 5-6 | 124°-28°-00' | 187.00 | | |
| 6-7 | 175°-08°-00' | 95.00 | | |
| 7-1 | 164°-01°-24' | 30.00 | | |
| 總計 | | 526.74 | | |

九例

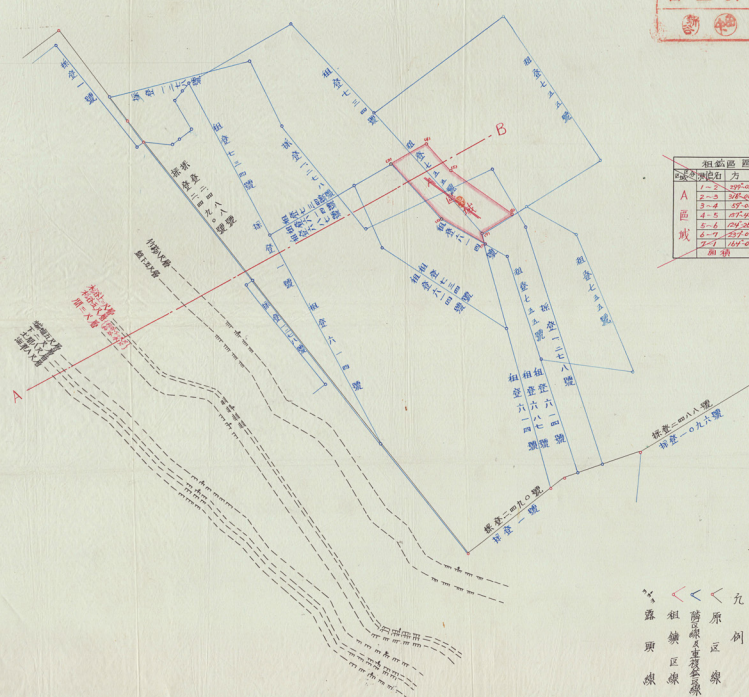
| | | |
|-----|------|-----|
| 原区線 | 原區線 | 原區線 |
| 露頭線 | 粗鍊區線 | 露頭線 |

福國界北州市 杉松區木町志丁目九番拾号
福國界北州市 杉松區木町志丁目九番拾号
福國界北州市
包衣營役
共同包衣鑲黃旗漢軍社
入交
大兵衛
福國界吉德郡福興町本多目貳貳番地
石代理人
吉川茂明
福國界嘉應郡福興町字唯生五十五番地
孫振权者 孫會社 漆生礦業州
包衣營役
大西重吉郎

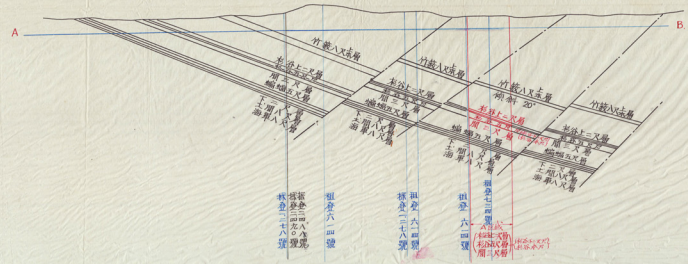
| | |
|---|------|
|  | 泥青炭 |
|  | 燧石 |
|  | 炭質頁岩 |
|  | 火成岩 |
|  | 砂岩 |
|  | 頁岩 |



平面圖 縮尺五千分一



A-B 截断面圖 縮尺五千分之一





福岡通商租 第 8 号
昭和 42 年 7 月 28 日

共同石炭鉱業株式会社 殿

福岡通商産業局長 黒部 積



区附加
租並増徴申請の認可について（通知）

福岡通商租 第 8 号 昭和 42 年 7 月 20 日申請

福岡 嘉穂郡 稻築町 12 の 1 市 地内
全県採掘権登録オ 2470 号石炭 阿久根上 採掘権区に於て
全県租額増徴登録オ 755 号租額区に附加申請

存続期間 設定登録の日から 昭和 43 年 3 月 31 日迄



租並増省オ 共同石炭鉱業株式会社

採掘権省 株式会社 漆生鉱業所

上記申請は、別紙図面の区域について認可します。

昭和 42 年 7 月 28 日

福岡県租 増徴登録第 755 号

昭和 42 年 7 月 28 日登録

順位番号表欄部之番

上記登録済

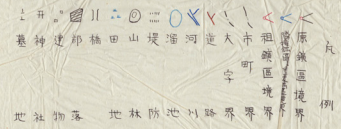


2葉の内の/
登第 755 号
録 昭和 42.7.28
租 鉾江岡
福岡通商産業局

關係明示圖 縮尺 五萬分一

濟 查 審

並置域原点に依る



租鑛區域圖

縮尺五千分の一

原區

原區 福岡県租額权登録第七五五号
福岡県嘉穂郡稲築町大字平

福岡県嘉穂郡稲築町大字平

全鼎山田市大字下山田
面積貳千五百七拾壹ア

增加 福岡県嘉穂郡稻築町

大字平 民地 山林原野 田畑宅地

大字下山田 民地 山林 原野 田畑 宅地

現存 五百四十六卷

大字平 民姓 山林原野

大分県山田市

面積參千百貳拾アル

石炭
耐火粘土

福岡県北九州市若松區本町九丁目九番拾号

租鐵板者 共同石炭鐵業株式會社

右兵衛尉 入交 太兵衛

右代理人 吉川 茂明

福岡県嘉穂郡稲葉町大字嶋生五五番地

探掘者 株式會社 漆生鑛業所

右衣髷役 大西 重吉郎

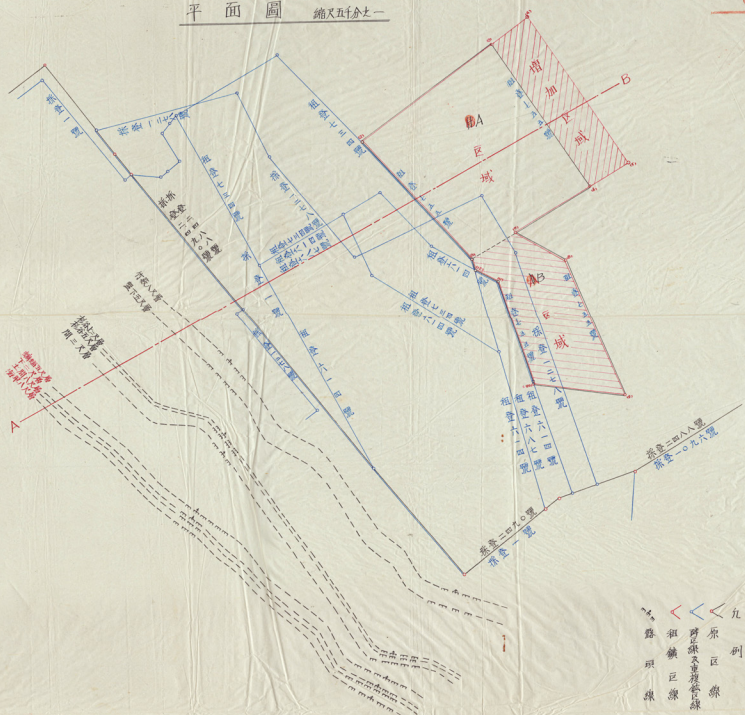
口郎



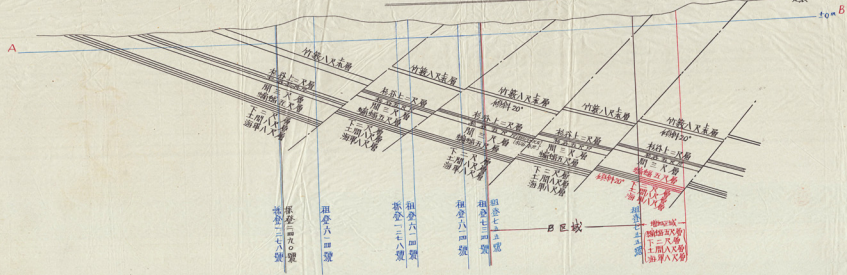
第一圖

[illegible]

福昌縣九州中七區本縣名自九龍松子
程麟望 共同石鏡鎮學士式會社
福昌縣無祀祠 福松町 松木町 松川 松地
石代理人 吉川 茂
福昌縣其神祇 龍泉町 全鳴生 云云 香地
松澤町 松式會社 松生鎮 葉井
石鏡鎮 松子
大西 重吉町

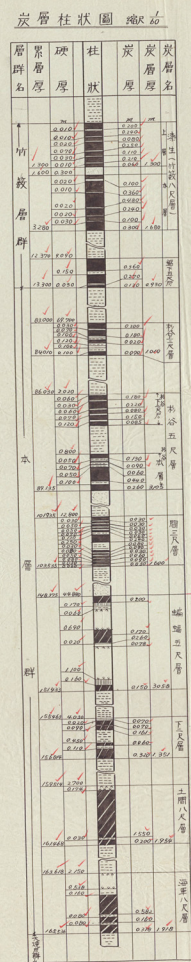


— 土 0 級 *B*



凡例

| | |
|---|------|
|  | 瀝青炭 |
|  | 燐石 |
|  | 炭質頁岩 |
|  | 火成岩 |
|  | 砂岩 |
|  | 頁岩 |



福岡県 登録第 755 号
昭和 40 年 5 月 26 日 登録
地位番号 第 1 巻

上 記 登 録 簿

福岡出 第 3 号
昭和 40 年 5 月 26 日

共同石炭鉱業株式会社

福岡県商産局長 沖田 守

租鉱権設定申請の認可について（通知）

福岡出 第 3 号 昭和 40 年 5 月 / 日 奉 届

同 嘉穂郡筑紫町 1 市地内
同 県 租鉱権登録第 755 号 共同石炭鉱業株式会社
対 租鉱権設定申請

存続期間 設定登録の日より昭和 40 年 3 月 27 日まで

租鉱権者と
なろうとする者 共同石炭鉱業株式会社

鉱業権者 株式会社 漆生鉱業所

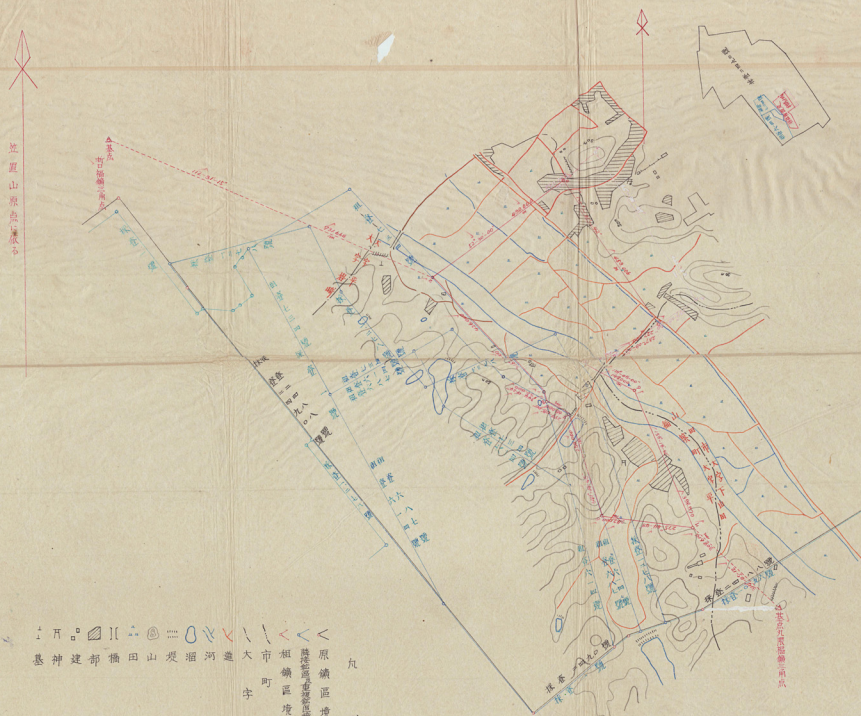
上記申請は、別紙図面の区域について認めます。

この通知を受けたい方の署名から起算して 30 日以内、所定事項を記入する者が、通知受領ならびに申請書とともに、登録料を納付しないときは、認可は、その効力を失う。なお、この期間と、所定の期間であるが、異議がない。

楊國榮 吳德潤 楊榮町 吳式武 吳式登 地
 右代理人 梅田 義雄
 楊國榮 吳德潤 楊榮町 吳式武 吳式登 地
 右代理人 梅田 義雄
 楊國榮 吳德潤 楊榮町 吳式武 吳式登 地
 右代理人 梅田 義雄

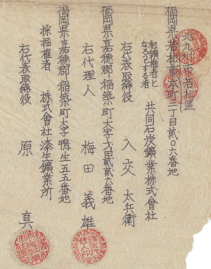
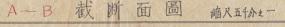
雄

國畫全

[illegible]

圖說完全

平面圖



| | | |
|--|------|---|
| | 遷青炭 | ✓ |
| | 燐石 | ✓ |
| | 炭質頁岩 | |
| | 火成岩 | ✓ |
| | 砂岩 | ✓ |
| | 頁岩 | ✓ |

[illegible]

東 京 都 京 中 央 區 京 銀 座 五 七 七 番 地
飲 料 店 共 同 入 大 會 社
有 限 公 司 代 理 人 明 石 友 助
福 國 藥 品 有 限 公 司 建 設 時 中 止 番 地
有 限 公 司 代 理 人 明 石 友 助

入樂 金 游 生 時 四 地 酒 池

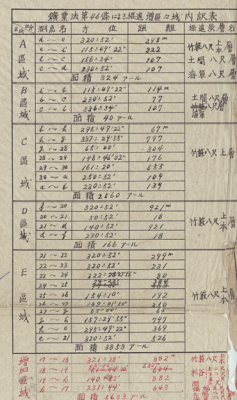
[illegible]

三才圖會

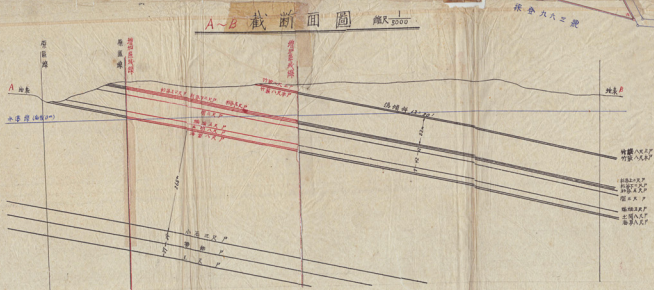


鑛業法第46條に依る

平面圖 油尺 $\frac{1}{1000}$

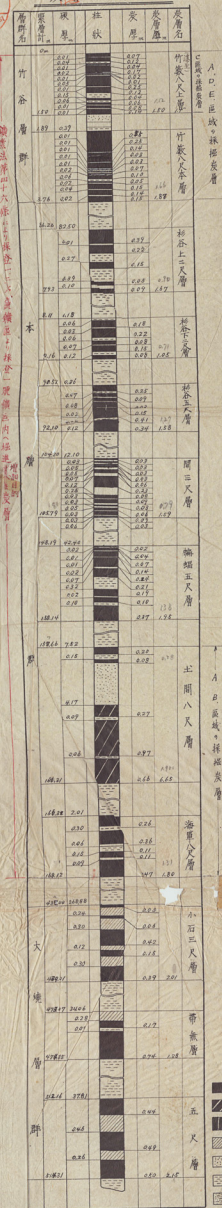


A~B 截断面圖



第一圖

炭素柱狀圖 $\frac{1}{10}$



東京都中央區銀座七丁目五番地の一
 横濱親友 共同石炭鑛業株式會社
 左記友族會社 入交 太藏
 福岡縣嘉穂郡嘉穂町本字千段七五番地
 右代理人 明石友助

福岡県 登録第 734 号

昭和 37 年 11 月 17 日 登録

順位番号 才 1 番

第 22 号

上 記 登 録

租 税 収 入 申 請 可 知



福岡県 第 31 号 昭和 37 年 11 月 2 日 申請

福岡県 嘉穂郡 築紫町 地母

福岡県 第 1579 号 右記区域に対する
租 税 収 入 申 請

存続期間 設定登録の日から 5 年

租 税 納 者 大同石炭鉱業株式会社

営 業 者 三井鉱山株式会社

上記申請は別紙図面の区域について認可してから通知する。

昭和 38 年 1 月 11 日

福岡通商産業局長 琴 坂 重 幸



福岡県 第 22 号

縮尺五万分之一

2面の内の1

784 号
郵 28-17
郵便通商産業

5.4

面

炭

炭

炭十四百五拾五五五

大字

大字

福岡県 土浦郡

大字

組鎮區

縮尺五万分之一

(書) 縮尺五万分之一



日本郵便株式会社
福岡支店
〒810-0001

福岡県 土浦郡
大字 炭

昭和五十七年十一月二日

福岡県 土浦郡

大字 炭

昭和五十七年十一月二日

福岡県 土浦郡

大字 炭

昭和五十七年十一月二日

昭和五十七年十一月二日

福岡県 土浦郡



1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20



2葉の内1
登録 734
98.1.17
租 金 100
福岡通商産業

54

租鎮區區區區

大字 平 民地山林原野 田畑 漸荒

石炭 耐火粘土

[illegible]

關係明示圖 總頁五萬餘／一

圖面完全

本圖の方位は、京城原点に據る

六例
 地 墓 宅 田 道 川 市 租 鹽 原
 形 地 地 地 路 宅 界 界 籍 區 線
 源 地 地 地 路 宅 界 界 籍 區 線

鑛床圖

登録第 34 号
38.1.17
重 鉄 区 図
福岡通産産業局



第 31 号
37.11 2
接受

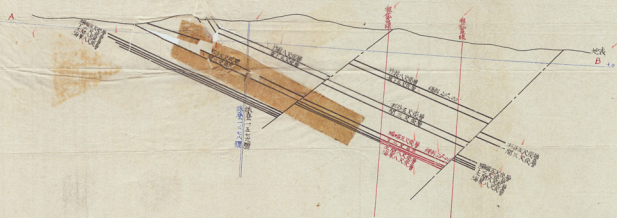
產層柱狀圖 鄭一

平面圖 縮尺五千分之一



例
原區線
隱區線
租鎮區線
露頭線

A-B 截断面圖 繪 1/500



丸 例

| | |
|---|-----|
|  | 瀝青炭 |
|  | 煆石 |
|  | 煆箕頭 |
|  | 火成岩 |
|  | 砂岩 |
|  | 頁岩 |

福國縣志
松栢市木町二百四十二番地
五十五坪
共同所有廣善寺株式會社
石代聖人
入主六戸
堤岡縣志卷之十四
赤坂町全三丁目番地
石代聖人
左田池尻
我妻中次郎日平楊屋町
榎本雄秀三升松山模式會社
右代表取締役
栗葉十幹
堀間孝嘉前橋郡利根支所
三井鐵道大倉山山部事務所
石代聖人
原納又六

— 48 —

福因縣志卷之四

存續期間 昭和34年3月31日迄

粗鐵礦者 在322号 其石質與衆不同

銘業權者

日全鉄工業株式會社

上記申請は別紙の図面の写像について認可したから通知する。

右
登
錄

順治元年 年 月 日

昭 和 是 拾 年 八 月 癸 丑 日 登 露
順 位 番 号 九 番

招商通商產業局長事務代理

事務代理

Figure 1

天馬驛文

濟

濟南業山書局

10/4

第一圖

右邊

面積貳千參百六拾四アル

大半半限 民地林

全縣全郡 市境町

平

大半半田 民地田畑山林農野

福岡縣嘉穂郡相模町

組鎮區區域圖 縮入千分二

距離一里 計九里

福岡縣嘉穂郡相模町

面積貳千參百六拾四アル

大半半限 民地林

全縣全郡 市境町

平

大半半田 民地田畑山林農野

福岡縣嘉穂郡相模町

組鎮區區域圖 縮入千分二

距離一里 計九里

右邊

面積貳千參百六拾四アル

大半半限 民地林

全縣全郡 市境町

平

大半半田 民地田畑山林農野

福岡縣嘉穂郡相模町

組鎮區區域圖 縮入千分二

距離一里 計九里

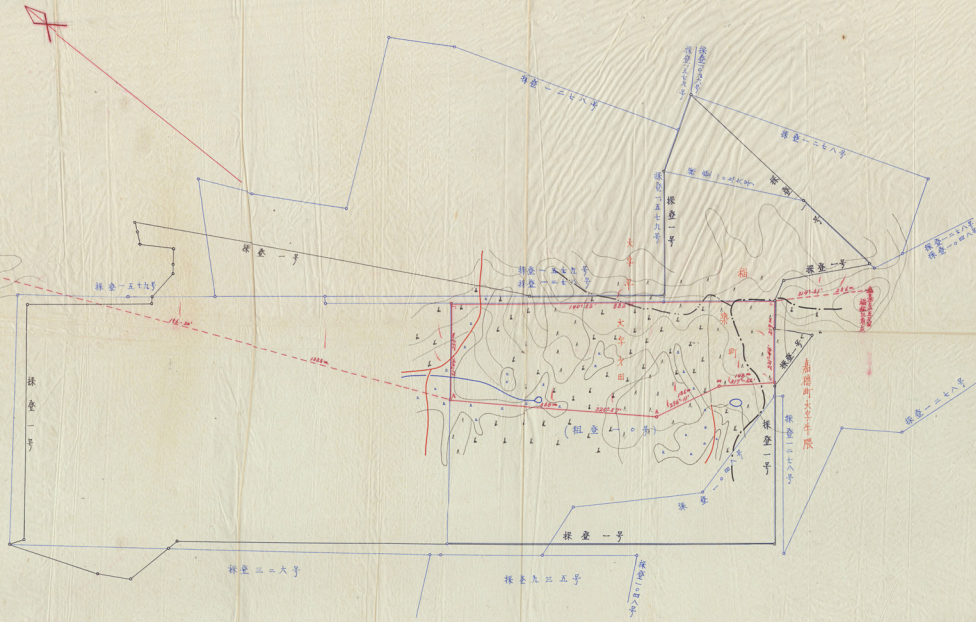
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50

圖面元

第一圖

租鐵區區域圖
 大平才田 長田畑 荒原野
 全縣全郡 赤鹿町
 面積貳千參百六拾四丁九
 石炭

東京府中央鐵道二丁目車場
 租鐵區 共同石炭鐵道株式會社
 大平才田 長田畑 荒原野
 全縣全郡 赤鹿町 全七丁二丁
 面積貳千參百六拾四丁九
 石炭



租鐵區
 大平才田
 長田畑
 荒原野
 全縣全郡
 赤鹿町
 面積貳千參百六拾四丁九
 石炭

吉田 正史

鑛床圖

平面圖 總尺五寸一分

剖面圖 總尺五寸一分

炭層柱狀圖 總尺五寸一分

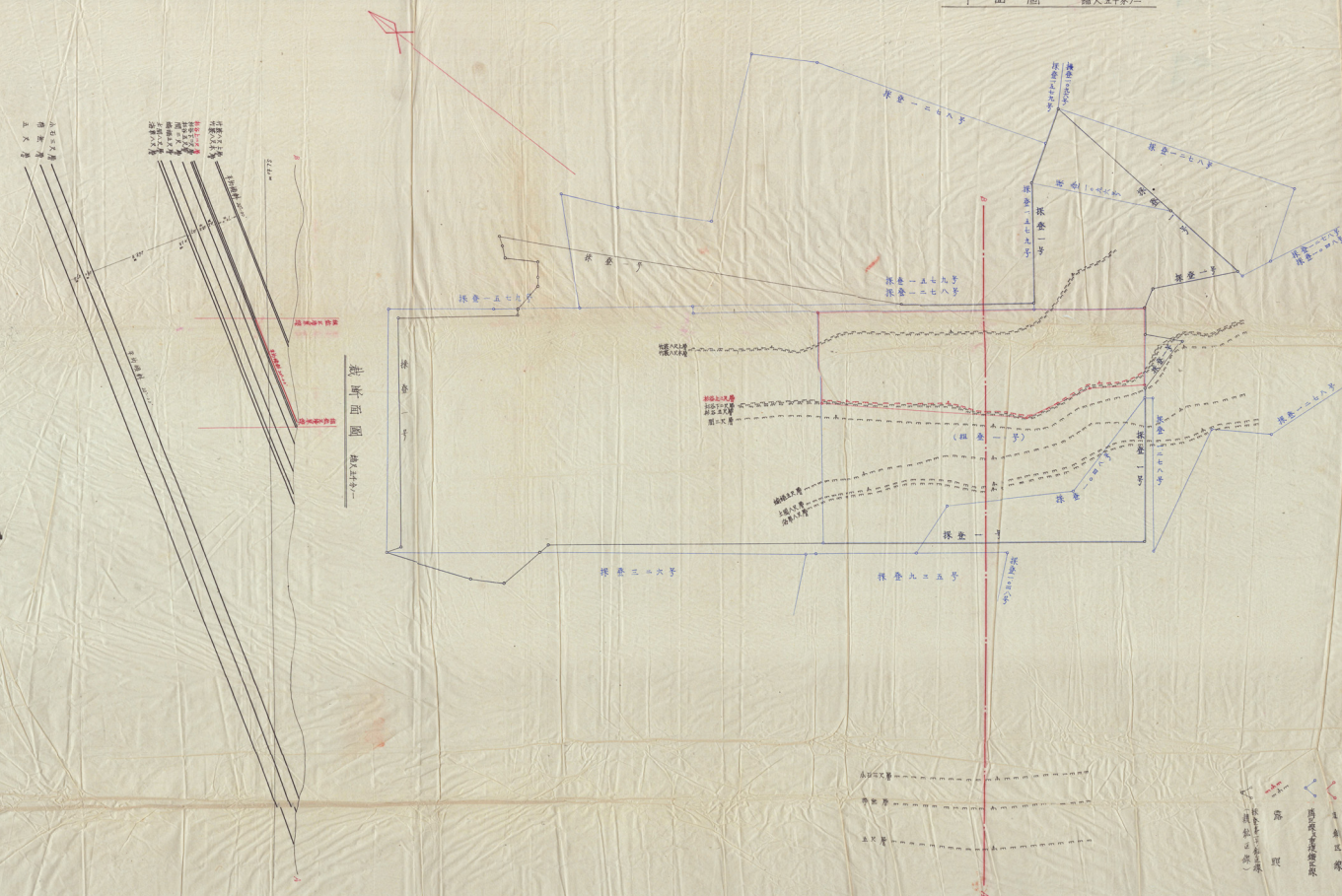
| 層序 | 厚度 | 柱狀 | 說明 |
|-----|------|----|----|
| 1 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 2 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 3 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 4 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 5 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 6 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 7 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 8 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 9 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 10 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 11 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 12 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 13 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 14 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 15 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 16 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 17 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 18 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 19 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 20 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 21 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 22 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 23 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 24 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 25 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 26 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 27 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 28 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 29 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 30 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 31 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 32 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 33 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 34 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 35 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 36 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 37 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 38 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 39 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 40 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 41 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 42 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 43 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 44 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 45 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 46 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 47 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 48 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 49 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 50 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 51 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 52 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 53 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 54 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 55 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 56 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 57 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 58 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 59 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 60 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 61 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 62 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 63 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 64 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 65 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 66 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 67 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 68 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 69 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 70 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 71 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 72 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 73 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 74 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 75 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 76 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 77 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 78 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 79 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 80 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 81 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 82 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 83 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 84 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 85 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 86 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 87 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 88 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 89 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 90 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 91 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 92 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 93 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 94 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 95 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 96 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 97 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 98 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 99 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |
| 100 | 0.10 | 砂岩 | 砂岩 |

凡 測 炭 石
理 性 質
無 變 質
砂 岩
砂 質 泥 岩
砂 質 頁 岩

國 家 鑛 產 圖 例

第一圖

鑛 產 圖 例





15

放棄による租税権の消滅登録

自記・据近増記・租税記の混合・事
租税記の数値化を解消し記号の一元化を
図る (行政指導による)

昭和42年8月12日

租税権登録番号 614号
" " 687号
" " 734号
" " 755号
" " 775号



呉共同機工株式会社

| | | |
|--------|-------------------------|----------------------|
| 本社 | 〒827 福岡県田川郡川崎町大字川崎 1番地 | TEL 0947-72-3111(10) |
| | | FAX 0947-73-3714 |
| 広島営業所 | 〒732 広島市東区光町 2丁目14番34号 | TEL 082-202-3433 |
| | | FAX 082-202-3935 |
| 北九州営業所 | 〒802 北九州市小倉北区浅野 2丁目15-1 | TEL 093-541-2884 |
| | | FAX 093-541-4584 |
| 大分営業所 | 〒870 大分市王子南町 2番18号 | TEL 0975-32-1812 |
| | | FAX 0975-32-1487 |
| 鳥栖営業所 | 〒841 鳥栖市奥木町字長田 1769 | TEL 0942-82-7801 |
| | | FAX 0942-82-7840 |
| 熊本営業所 | 〒862 熊本市緑田町陳内 425-2 | TEL 096-339-3400 |
| | | FAX 096-339-3444 |
| 大村営業所 | 〒856 大村市植松 2丁目726-4 | TEL 0957-53-3599 |
| | | FAX 0957-54-4153 |
| 双葉営業所 | 〒625 田川市伊田 2560番地 11 | TEL 0947-45-5396 |
| | | FAX 0947-73-9714 |

福岡県田川郡川崎町大字川崎 1番地

代表取締役 佐々木 隆夫



補給登外1278号就この増進増区つ件

共同6成林業株式会社 日吉林業

- 1 現有、権利の持主であること
 (1) 補登外1278号(旧吉)の増進増区(竹藪等)の減区出願及び登録
 (2) 現有、日吉の租地(租登外6145, 617, 734, 745, 774号)5租地の消滅申請の登録
 以上4件の審査を完了後登録
2. 増進増区出願の審査完了
 上述の手續を完了し、補登外1278号(旧吉)就この林業法オダ条より増進増区願の審査完了
3. 増進増区より正式出願及び許可後の登録
 1項の登録後及び、2項の審査を完了後、正式の増進増区出願を提出(郵送)する
 審査完了であるので、速やかに許可後登録を待たす。
4. 放棄年提出の認可(変更)
 (1) 上述の第1項と平行の放棄の審査完了
 (2) 3項の許可登録後放棄の認可
5. 8月14日迄増進増区の許可登録を完了したものと予定表

| | 旧吉(旧) | 新吉(新) | 新吉(旧) | 新吉(新) | 新吉(旧) | 新吉(新) |
|-------|------------|-------|----------|----------|-------|-------|
| 減 区 | 出願 | 審査中 | 許可
登録 | | | |
| 租地の消滅 | 出願 | | | | | |
| 増 区 | 審査完了
提出 | 審査中 | 出願 | 許可
登録 | | |
| 放棄年 | 審査完了
提出 | 審査中 | 提出 | 許可
登録 | | |

掘進増区出願事項

共同石灰炭業株式會社
日吉鉱業所

| 3
月
日 | 掘進増区1577号現と11号出願前の完了と事項 | | 掘進増区
掘進増区 | 掘進増区許可後
掘進増区 | 掘進増区
掘進増区 |
|--|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| | 掘進増区1577号現と11号出願前の完了と事項 | 掘進増区1577号現と11号出願前の完了と事項 | | | |
| (三井)
株式會社 日吉
鉱業所 受
領した
以て変更 | 掘進増区1577号現と11号出願前の完了と事項 | 掘進増区1577号現と11号出願前の完了と事項 | 掘進増区1577号現と11号出願前の完了と事項 | 掘進増区1577号現と11号出願前の完了と事項 | 掘進増区1577号現と11号出願前の完了と事項 |
| 出願上の
問題点 | 掘進増区1577号現と11号出願前の完了と事項 | 掘進増区1577号現と11号出願前の完了と事項 | 掘進増区1577号現と11号出願前の完了と事項 | 掘進増区1577号現と11号出願前の完了と事項 | 掘進増区1577号現と11号出願前の完了と事項 |
| 入会料金の
⑤) 可成り高い
以て変更 | 掘進増区1577号現と11号出願前の完了と事項 | 掘進増区1577号現と11号出願前の完了と事項 | 掘進増区1577号現と11号出願前の完了と事項 | 掘進増区1577号現と11号出願前の完了と事項 | 掘進増区1577号現と11号出願前の完了と事項 |
| 工役手帳の
表、日吉鉱業所
(掘進増区1577号現と11号出願前の完了と事項)
に封と作有
掘進増区1577号現と11号出願前の完了と事項
内記事項
上述(三井)の書帳
小箱11号手帳
一箱の封と作有
出来得る | 掘進増区1577号現と11号出願前の完了と事項 | 掘進増区1577号現と11号出願前の完了と事項 | 掘進増区1577号現と11号出願前の完了と事項 | 掘進増区1577号現と11号出願前の完了と事項 | 掘進増区1577号現と11号出願前の完了と事項 |
| 掘進増区
行役手帳 | 掘進増区1577号現と11号出願前の完了と事項 | 掘進増区1577号現と11号出願前の完了と事項 | 掘進増区1577号現と11号出願前の完了と事項 | 掘進増区1577号現と11号出願前の完了と事項 | 掘進増区1577号現と11号出願前の完了と事項 |

製造地区出願についての審査要旨表

当興同石炭炭礦株式会社、日吉炭礦株式會社の両部炭礦地区にあり、管轄上山田郡山田町および高橋町(旧大田町)境界の日吉町附近を中心として、大正11年当初狭小な地区(採炭區ノヨヲヲ号)を採炭基礎として、一坑、二坑を掘削し小規模採炭を開始し、翌足以來今日まで50年近く延々と存続しています。

この間採炭維持継続のため、昭和24年4月(当初は昭和10年より)開設の當時の日吉炭礦株式会社採炭區(現在被認可炭礦)に該区分割「炭礦法第6条による製造地区の採炭権分譲(竹谷層群、本層群の全層)」を受け、製造地区に現在の竹谷坑、杉谷二尺坑、前八尺の三坑口を開設し、之に平行して昭和13年7月より昭和30年4月までの間に4回に亘り採炭権譲渡の當時の三井炭礦株式會社山野炭礦所(現在株式会社山野炭礦所、第一採炭區)に現上層の竹谷層群の竹谷八尺層(上層、本層)を製造地区による採炭権の分譲を受け、これに伴い事業場を該大山採炭本体の中心を従来の大田日吉地区より現在の國領町才田地区に移行しました。

爾後製造地区を因る共に該区分割として信託三井山野炭礦所製造地区炭礦の竹谷層群の下層にある本層群の該区分割(製造地区)をお願ひしたるも採炭権の社内事情により該炭礦にて賣却することとなり下記の通り譲渡炭礦を認定し(附載採炭區圖)今日に及んでいます。

即ち昭和33年11月に製造第414号、昭和35年1月に614号と同一区域に製造第447号(杉谷上二尺層の一部のみ追加認定)昭和38年1月に製造第734号、昭和40年3

月に製造第753号、昭和43年7月に製造第773号の3製造地区を設定しています。

| 番号 | 製造地区名 | 面積
アール | 認定
年月日 | 取得
年月日 | 備
考 |
|-------------|--------------------------------------|-----------|------------------|-----------|-----------------------|
| 製造地区 | 竹谷層群 上層
竹谷八尺層 本層 | 4777 | 5227/4
530222 | 昭和40 | |
| 製造
第414号 | 本 層 群
上部炭層
但し杉谷上二尺層を除く
下部炭層 | 4344 | 531122 | 31122 | 副産長
不可能 |
| 製造
第447号 | 本 層 群
上部炭層の
杉谷上二尺層の本 | 4344 | 531122 | 31122 | 全 上 |
| 製造
第734号 | 本 層 群
下部炭層 | 2455 | 531122 | 31122 | |
| 製造
第753号 | 本 層 群
上部炭層
下部炭層 | 3120 | 54124 | 53331 | 542728
5597-4
附 |
| 製造
第773号 | 本 層 群
上部炭層 | 324 | 542728 | 53331 | |

上記の組織区域の発行窓口は当社の主力窓口である竹蔵坑および杉谷二尺坑にして阿波炭坑は当社所有の保登炭坑278号の鉱区内にあるが、その採掘対象区域はそのほとんどは組織権設置区域内である。

坑口近に採掘権を巡るべく竹蔵坑は昭和7年2月開坑し、阿波炭坑は竹蔵湖畔の竹蔵八尺層（上層、本層）を採掘発行炭層として採掘を開始し、併せて前述の如く炭坑に近き採掘の三井山形炭坑の全層の採掘権分譲（須磨地区）を受け本館及別館区域の主要採掘区域は殆んど終了し、左部へ採掘を移行し展開中であつたが、昭和33年11月上述の如く須磨地区附近（佐倉区隣接部）に竹蔵八尺層の下層（約70m）に賦存する本層群全層（上巻炭層9層、下巻炭層9層、計8層）に近き組織権を設立しました。之が組織権地区の採掘を先行すべく計画を変更し、本層群の上部炭層（杉谷上二尺層、杉谷下二尺層、杉谷本層、阿三尺層）は竹蔵坑より、下巻炭層（幅越五尺層、下二尺層、土間八尺層、海軍八尺層）は杉谷二尺坑（当時杉谷層採掘）それぞれ山田川新層（厚土部層約53m）を利用し、下層の炭層採掘へと切替えた。

即ち竹蔵坑は竹蔵炭層より杉谷層（層間約70m）へ、杉谷二尺坑は杉谷層より土間層（層間約70m）へと途中山田川新層途中より発行炭層が中途に於て変更し、その形状にて現今の炭層になつてゐる。

竹蔵坑は杉谷部区域有期9,000ヶ月（杉谷層炭層式採掘）新館区域9,000ヶ月（竹蔵層炭層式採掘）合計18,000ヶ月出炭計画を遂行中である。杉谷部区域は現在右記の炭層部の杉谷上二尺層杉谷下二尺層を新館式炭層坑により採掘中にして、阿波炭坑に二片炭を取込み、全層を採掘し、炭層終了後

は阿三尺層採掘に切替へ炭層より厚部へと後進式炭層に移行し採掘を実施する予定である。

杉谷二尺坑は昭和28年1月開坑し当初は山田川新層層部の佐倉区内に現存する本層群の上部炭層である杉谷層（杉谷上二尺層、杉谷二尺層）の有様採掘を主として発行したが、該区域の主要部分の終極に伴ひ山田川新層の南部の組織区域を前述の如く山田川新層層部を利用し従来の杉谷層より本層群の下部炭層である土間八尺層の炭石採掘へ切替へ移行し、現在当社の主力窓口として炭石45,000ヶ月の出炭計画を遂行中である。現在第一節地区の右記の土間八尺層を後進式炭層にして、その採掘方法は炭石炭層に即応した、井筒炭坑式（通称ベケット採掘）を実施している。

切羽巾は2-4mで炭坑の賦存炭層を採掘し炭層する。土間八尺層の採掘が終了すれば現在の本館及び採掘部を利用し厚部より厚部へ進次後進式に幅越五尺層、海軍八尺層の採掘を実施し上部区域へ採掘を移行する計画である。

当社日吉炭坑の出炭実績および計画並びに上述の当社の主力窓口で炭坑の出炭は下記の通りである。

| 地区 | 名称 | 式 | | | | | 計 | | | | |
|---------|-----------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--|
| | | 37年 | 38年 | 39年 | 40年 | 41年 | 42年 | 43年 | 44年 | 45年 | |
| 組 | 新谷火地 | (8,864)
42,769 | (8,870)
62,982 | (8,048)
68,925 | (8,191)
65,707 | (4,217)
74,248 | (8,800)
28,000 | (6,800)
28,000 | (6,800)
28,000 | (6,800)
28,000 | |
| | 竹藪地 | (4,150)
49,653 | (3,990)
48,477 | (8,820)
44,625 | (8,820)
42,030 | (4,218)
50,925 | (8,800)
40,000 | (5,700)
40,000 | (5,700)
40,000 | (5,700)
40,000 | |
| | 計 | (12,742)
92,422 | (12,860)
111,459 | (12,868)
113,550 | (12,992)
107,737 | (10,435)
125,173 | (18,600)
68,000 | (12,500)
68,000 | (12,500)
68,000 | (12,500)
68,000 | |
| 區 | 二 地 | (1,411)
1,693 | (3,400)
4,129 | (1,411)
1,219 | (1,411)
1,219 | (1,208)
18,807 | (8,800)
20,000 | (8,800)
40,000 | (8,800)
40,000 | (8,800)
40,000 | |
| | 一 地 | (1,657)
19,215 | (8,820)
10,463 | (3,927)
3,927 | (1,070)
7,777 | (5,077)
6,077 | (8,800)
6,000 | | | | |
| | 海入地 | (1,247)
16,169 | (8,172)
14,303 | (7,400)
8,900 | (6,823)
26,000 | (4,401)
21,807 | | | | | |
| | 大谷坑
入地 | (6,800)
11,515 | (9,600)
11,515 | (3,400)
3,541 | (1,694)
10,305 | (1,183)
13,645 | | | | | |
| | 計 | (6,161)
49,940 | (22,672)
46,445 | (16,820)
35,465 | (16,195)
54,114 | (18,677)
64,000 | (18,600)
60,000 | (18,600)
60,000 | (18,600)
60,000 | (18,600)
60,000 | |
| 合 計 | | (11,883)
142,362 | (22,348)
158,366 | (18,720)
162,015 | (13,120)
158,869 | (18,846)
166,147 | (18,600)
180,000 | (18,600)
180,000 | (18,600)
180,000 | (18,600)
180,000 | |
| 管内
課 | 有 煙 | (8,282)
22,000 | (7,446)
26,253 | (7,446)
26,047 | (6,076)
24,710 | (5,357)
24,350 | (8,800)
102,000 | (8,800)
102,000 | (8,800)
102,000 | (8,800)
102,000 | |
| | 納 石 | (2,607)
68,362 | (5,700)
68,403 | (16,820)
54,188 | (7,044)
38,167 | (7,889)
34,239 | (8,800)
78,000 | (6,800)
78,000 | (6,800)
78,000 | (6,800)
78,000 | |

註 () 以内の出成を示す



以上詳述の如く、当社日吉炭坑の未だ採掘の歴史の中で副産物
区及び組敷区の敷設をなし、炭区が輯集していると炭坑炭区
は範囲に限定あり、又当炭の産地はその約70%は組敷区区域
であり、又組敷区内の杉谷二尺坑区域には唯獨五尺層及び御軍
八尺層の御石炭層地山として賦存し、又竹藪坑区域には岩間の
杉谷層の御炭層があり又南三尺層が地山として賦存している。
かように組敷区間には未採行炭層が多数に賦存し、現有施設を
利用し、容易に採掘可能であり、且従来の採炭経験を充分に発
揮し、長期安定採掘の確立を図り、従業員700名の生活の基
を確保し、その中に培れた労力の熟練と技術を生かす場を確保
する中に、石炭エネルギー確保の爲に努力し、炭坑人としての
生活の場を闊かいさせぬ事をめざらず、近隣社会と一体となつ
て、企業存続の意欲と情熱を見出し、安定的な生産体制確保の
為、私心の超越である炭区対策の完全確立を図る為、本申請を
提出する次第でありますので、特別の御註視を以て正念奮闘可
下さるよう、お願い申し上げます。

掘 造 増 設 区 画

昭和22年8月12日

福岡造幣局長 馬 部 信 毅

北九州市若松区本町1丁目9番10号

福岡商會 共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 太 夫 殿

福岡県若松区 若松町大字才田226番地

代理人 吉 川 茂 郎

下記の掘造図について、掘造地区の許可を受けたもので、区域図、鉱床図明等ならびに掘造地区の鉱産権等の承諾を得て、出願します。

記

1 掘造図の登録番号

福岡県掘造登録第1278号

2 地区の所在地

福岡県若松区若松町、高瀬町、山田市

3 地区の面積

面積 12462.7-A

4 被掘造鉱産権の登録番号

福岡県採掘権登録第2890号

5 被掘造地区の所在地

福岡県若松区若松町、山田市

6 被掘造地区の面積

面積 34836.7-A

7 増加しようとする土地の区域の所在地

福岡県若松区若松町、山田市

8 増加しようとする土地の区域の面積

8074
面積 2442.7-A

9 増設した鉱床

竹谷群中の、竹谷八尺上層、竹谷八尺本層、

本層群中の杉谷上二尺層、杉谷下二尺層、杉谷本層、岡三尺層、

福岡五尺層、下二尺層、土間八尺層、海軍八尺層、並びにこれに

附随する耐火粘土

10 合計面積

26866
面積 34836.7-A

鉄 床 剖 明 書

北九州市若松区本町1丁目9番10号
探 査 権 者 共 同 石 炭 鉄 礦 株 式 会 社
代表取締役 入 交 太 兵 衛

福岡県若松区若松町大字才田224番地
代 理 人 吉 川 茂 明

1. 地 質 の 状 態

増区申請区域の地質は第三紀層に属し、頁岩、砂岩、砂質頁岩、礫岩、の互層より構成されている。

この間に介在する炭質層は枕巻炭田の直方層群である。上部より竹谷層群、本層群、大焼層群の三炭層が賦存している。

2. 鉄 床 の 状 態

1 位 置

増区は増区区域外にあり、原区の北部に竹谷層群、南部に本層群、炭区外に大焼層群の各層群がある。

2 地 向

走向線は概ね北西から北東に（概ね 30° ）向っている。

3 傾 斜

北東の増区区域に向つて約20度傾斜している。

従つて申請区域には全炭層が埋没している。

4. 厚 寸

| 層群名 | 炭 層 名 | 山 丈 = | 炭 丈 = | 層 間 = |
|-------|--------|-------|-------|-------|
| 竹谷層群 | 竹炭八尺上層 | 1.550 | 0.980 | 0.300 |
| | | 1.530 | 1.270 | |
| | 竹炭八尺本層 | 2.020 | 1.700 | 0.390 |
| | 錫下五尺層 | 0.930 | 0.750 | 0.090 |
| 本炭層群 | 杉谷上二尺層 | 1.530 | 0.950 | 0.700 |
| | 杉谷下二尺層 | 1.530 | 0.920 | 2.020 |
| | 杉谷本層 | 1.230 | 0.980 | 0.500 |
| | 間三尺層 | 1.300 | 0.800 | 1.280 |
| | 錫燭五尺層 | 2.740 | 2.040 | 0.260 |
| 下部炭層群 | 下二尺層 | 1.301 | 0.681 | 0.030 |
| | 土間八尺層 | 1.958 | 1.938 | 2.700 |
| | 海軍八尺層 | 1.918 | 1.598 | 2.150 |

5. そ の 他

当申請区域に上記炭層が賦存することは、現在の当社目吉炭鉱における探掘状況および左隣部第一直生炭鉱の探掘状況より推定し明らかである。

炭層厚は竹谷層群、本層群共に約70m、本層群、大焼層群共に約130mである。本層群の下部炭層である錫燭五尺層、下二尺層、土間八尺層、海軍八尺層の4炭層は火成岩の侵入を受け、燧石、錫石と炭質が劣化し、炭層もボケツト状を呈する地塊が多い。増産炭量および可採炭量並びに探掘方法等については別紙設備設計書に記載している。

エ 發行の概観

当調査地区の發行坑口は當坑の竹炭坑および杉谷二尺坑の両坑口にして、竹炭坑は昭和7年3月開坑し、開坑当初は山田川新層層部の竹谷層群中の竹炭八尺層（上層、本層）を主要採掘炭層として採掘中であつたが、本層群の組鉱層設定に伴い爾後山田川新層層部の本層群の上部炭層である杉谷層採掘に切替發行し、當坑の主力坑口として現在におよんでいる。

杉谷二尺坑は昭和8年1月開坑し、当初は山田川新層層部の本層群中の上部炭層である、杉谷層（上二尺層、下二尺層）の有組採掘を主として、發行したが、該区域の主要部分の耗損に伴い、山田川新層層部区域の本層群の下部炭層である土間八尺層（備石）の開採を実施し、土間八尺層採掘へ完全切替發行し、當坑の主力坑口として現在におよんでいる。

上記坑口の最近の出炭実績は下記の通り

| 坑口名 | 年度 | 37年 | 38年 | 39年 | 40年 | 41年 |
|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 竹炭坑 | | 82653 | 85879 | 82625 | 82030 | 80993 |
| 杉谷二尺坑 | | 82769 | 82882 | 82973 | 82927 | 82768 |
| 計 | | 82822 | 88761 | 85600 | 84957 | 83761 |

キ 予想される被害の概観およびその原因

(1)土地の開さくによるもの

別紙設備設計書参照

(2)洪水または雨水の浸透によるもの

別紙設備設計書参照

(3)地石または鉱さいのたれによるもの

別紙設備設計書参照

(4)鉱煙の排出によるもの

なし

(5)その他の原因によるもの

なし

キ 参考となる事項

別紙別紙設備設計書に記述している。

委 任 状

福岡県高橋郡高橋町大字才田226番地

吉 川 茂 明

上記の者を私の代理人と定め、下記の権限の行為を委任します。

当社所有の福岡県探掘登録第1278号鉱区より株式会社
弥生鉱業所所有の福岡県探掘登録第290号鉱区内へ下
記の通り鉱藏法第96条の掘進増設区画を提出し、認可決定通
知書を受領に至る迄、並に許可決定通知書受領後は登録税を
納付し、其の登録済証を受領に至る迄の一切の行為。

記

1. 設置区域および面積

福岡県高橋郡高橋町、山田市知内

面積 23997平方メートル

2. 設定炭層

竹谷層群中の竹谷八尺上層、竹谷八尺本層、鑑下五尺層
本層群中の杉谷上二尺層、杉谷下二尺層、杉谷本層、岡
三尺層、鑑堀五尺層、下二尺層、土間八尺層、御草八尺
層、並びにこれに附随する耐火粘土

上記の通り代理委任の意思を表示します。

昭和22年2月12日

北九州市若狭区本町ノ丁目9番10号

探掘地主 共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 太兵衛

昭和 2 年 2 月 12 日

北九州市若松区本町 / 丁目 9 番 / 0 号

興岡石灰炭礦株式会社

代表取締役 人 交 太 兵衛 殿

福岡県高橋郡柳井町大字番生 55 番地

株式会社 藤生炭礦所

代表取締役 大 西 重吉郎

承 諾 書

貴社所有の福岡県探鉱権登録第 1,278 号鉱区より、当社所有の
福岡県探鉱権登録第 2490 号鉱区の一部に対し、下記の通り鉱
業法第 46 条の規定に基く掘進地区の出鉱を為し、掘進地区を設
定することを承諾します。

記

1 設定区域および面積

福岡県高橋郡柳井町、山田町地内

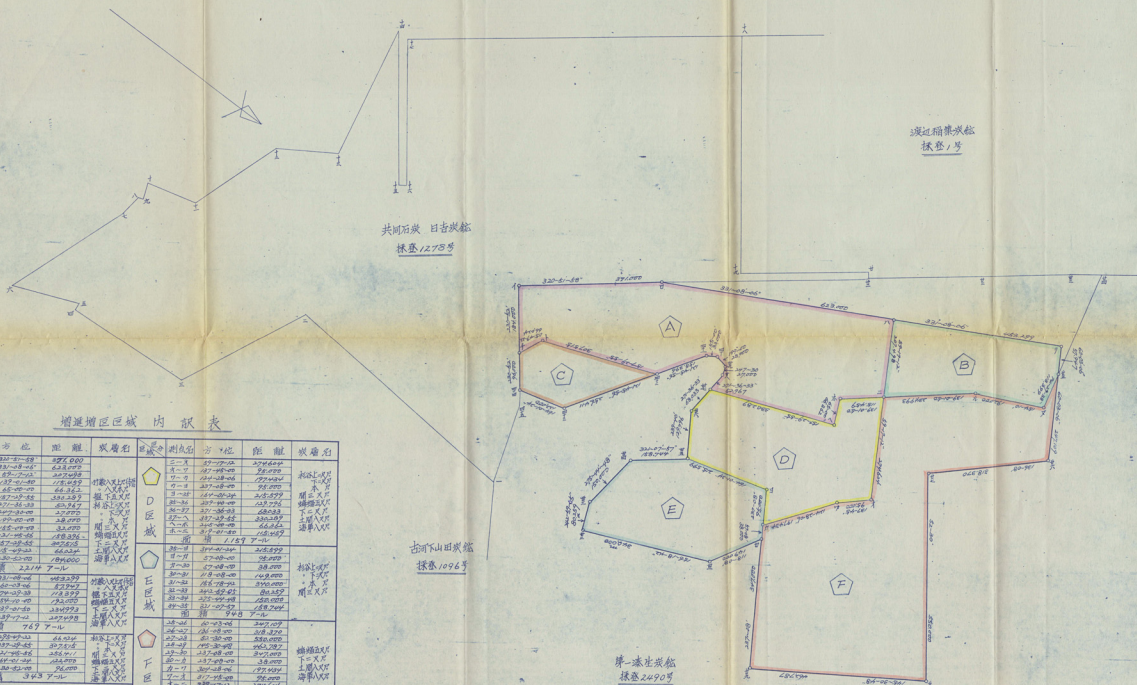
別紙添付図面表示の区域、面積 23947 平方

2 設定地層

別紙添付の地層柱状図に表示の竹谷層群中の竹藪八尺上層、
竹藪八尺本層、飯下五尺層、本層群中の杉谷上二尺層、杉谷
下二尺層、杉谷本層、銅三尺層、堀堀五尺層、下二尺層、土
間八尺層、面軍八尺層、並びにこれに附随する耐火粘土。

共同石炭鉱業株式会社 日吉炭鉱へ

堀進增區設定承諾書添付圖 縮尺五千分之二

[illegible]

炭層柱狀圖

縮尺 1/60

[illegible]

鐵區內八場連增三日的炭

A 戸城 銘

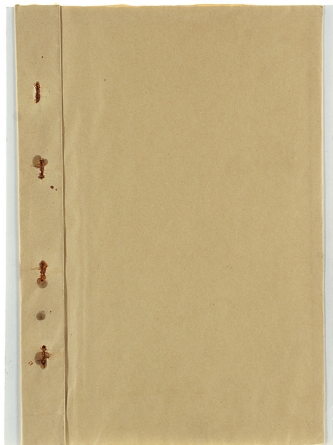
巨區域 鎮內人口增加，據登方三八號，提登二九。早
註區內，塘邊增區目的，炭層

下區域
航後至四水橋止之排管長三六點五米積管四零壹
航區內(玻璃地)日月的灰層

掘增正日的灰層

已完成
航後至出水口止之排管長三八點二米積管四零壹
航區內(掘增)日月的灰層





福岡県嘉穂郡稲築町大字才田本谷三二六ノ一

(稲築区内)

共同石炭

鉱業株式会社

日吉鉱業所

電話

(稲築四三〇番
大隈一一番)

昭和
年
月
日

日 吉 炭 坑

竹 炭 坑 (有備)

杉谷二尺炭 (備石)

竹 谷 層 四

本層群上部炭層

本層群下部炭層

竹炭八尺上層

竹炭八尺本層

竹下五尺層

杉谷上二尺層

杉谷下二尺層

杉谷本層

國三尺層

國四五尺層

下二尺層

土間八尺層

砂層八尺層

掘 進 地 区

炭 坑 設 計 書

取 得 權 者 株式会社津生炭礦所

採 掘 權 者 共同石炭炭礦株式会社

増田地区図説

1. 探査地帯および鉱山名、鉱区番号、鉱区所在地、面積

北九州市若松区本町1丁目9番10号

共済石炭鉱業株式会社

代表取締役 大 岡 大 兵 衛

日吉炭坑

福岡県探査地帯第1278号

福岡県若松区若松町、若松町、山田市

面積18,108平方メートル

2. 探査地帯の所在地および鉱山名、鉱区番号

福岡県若松区若松町大字第11号 若松

株式会社若松炭坑

代表取締役 大 岡 大 兵 衛

第一探査地帯

福岡県探査地帯第2490号

3. 増田地区の所在地および位置

福岡県若松区若松町、山田市

増田地区

合計面積

4. 目的とする鉱物の名称

石 炭 耐火粘土

5. 地質上の特徴

石炭層のうち竹谷層群の竹炭八尺上層、竹炭八尺本層、本層

群中の杉谷上二尺層、杉谷下二尺層、杉谷本層、栗三尺層、

焼畑五尺層、下二尺層、土間八尺層、南軍八尺層並びにこれ

に附随する耐火粘土

4. 地質の状況

増田地区の地質は第三紀層に属し、頁岩、砂岩、砂質頁岩、

凝灰岩の正層より構成されている。

この間に介在する炭質層は直方層群である。上部より竹谷層

群、本層群、大炭層群、の三炭層群が賦存している。

該群は増田地区外にあり、当区所有鉱区の北部に竹谷層群、

南部に本層群、鉱区外に大炭層群の各層群がある。

走向傾は概ね若松から北東に走り、北東の増田地区域に向つて

約30度傾斜している。従つて増田地区域内には全炭層群が横

断している。

主な断層は増田地区域の南部から北部に向つて、断上り約55

度の山田川断層、断上り約10度の白金断層、断上り約15

度の日吉断層、断上り約8度の南八尺入断層、断上り約3

度の若松二片断層がある。以上の断層は、略南北に走る正断層

であり、北部に断層に花崗岩は小さくなる傾向がある。

炭層厚度は、竹谷層群、本層群は約70cm、本層群、大炭

層群間は約150cmである。

本層群中の下部炭層である、焼畑五尺層、下二尺層、土間八

尺層、南軍八尺層の4炭層は火成岩の侵入を受け傾斜、礫石

と頁岩が変化し、炭層もボケツト状を呈する地帯が多い。

7. 主要な炭床の位置、走向、傾斜および厚さ

増田地区域の探査目的炭層は、竹谷層群中の竹炭八尺上層、

同本層、下二尺層及び本層群中の上部炭層である杉谷上二

尺層、杉谷下二尺層、杉谷本層、南三尺層、並に、本層群中

の下部炭層である、焼畑五尺層、下二尺層、土間八尺層、南

軍八尺層、の炭層にして、走向は概ね316度、北東に向つ

て約20度傾斜する。



各炭層炭産区域に亘つて賦存している。

炭層の厚さは凡そ下記の通り

| 層名 | 炭層名 | 山丈 | 炭丈 | 炭層
厚さ | 備 考 |
|------|--------|-------|-------|----------|-----|
| 竹谷層群 | (上部) | 1,520 | 0,960 | 0,300 | 有 炭 |
| | (下部) | 1,520 | 1,270 | 0,390 | " |
| | 竹炭八尺本層 | 2,020 | 1,700 | 9,090 | " |
| | 下五尺層 | 0,930 | 0,750 | 6,700 | " |
| 上段炭層 | 杉谷上二尺層 | 1,330 | 0,950 | 0,220 | 有 炭 |
| | 杉谷下二尺層 | 1,330 | 0,920 | 0,300 | " |
| | 杉谷本層 | 1,250 | 0,980 | 1,250 | " |
| | 間三尺層 | 1,300 | 0,800 | 2,260 | " |
| 下段炭層 | 間五尺層 | 2,760 | 2,060 | 4,030 | 同 石 |
| | 下二尺層 | 1,301 | 0,651 | 3,700 | " |
| | 土間八尺層 | 1,938 | 1,928 | 2,150 | " |
| | 海軍八尺層 | 1,918 | 1,398 | | " |

古河の位置

増区区域附近に於ける、古河は竹炭炭産区域の竹炭八尺層において山田川所屬層部は竹炭八尺本層の殆んどは舊三井山野炭鉱（現在の原極第一級生炭鉱）に於て採掘済であり、又既止層は辻炭層の辻炭鉱（既止）に於て採掘済であるが現在原極者に於て該炭内水は排水中であるので古河の水は無い。山田川所屬層部の竹炭八尺層は、当該竹炭炭に於て本知地区は殆んど採掘済であるも、左部の新加、水平炭産部 / 卸地区は / 既採掘を再開したので一時中止しているが、該地区は将来の採掘対象区域として計画している。上記竹炭層の採掘比率は当該の竹炭炭本知 日炭（8 L — ）と連絡しているため、該連絡箇所より上部は古河水ないも下部は排水していると思われる。

杉谷層は杉谷下二尺層（現在採行）のすぐ下層（0.5 m）である杉谷本層の殆んどは旧三井一坑（現在の原極第一級生炭鉱）に於て採掘済である、然し乍ら第一級生炭鉱は現在炭産中であり、排水しているので古河水は無い。間三尺層は当該地区区域では新床であり、既知（約200m範囲内）には隣接の古河は無い。

杉谷二尺より採掘計画の間五尺層、下二尺層、土間八尺層、海軍八尺層は側道区域内には古河は無いが、右南部に原極第一級生炭鉱が採掘した海軍八尺層の古河があるも、根拠炭層で37mの間隔があり、該古河には排水は無く、山田炭鉱で排水中（5 L — 4.5 L — ）であるため危険は無い。



9. 植樹量及上以可採量

| 採口名 | 炭 層 名 | 炭 丈 | 比 重 | 單位面
積炭量
(t) | 植 樹
平 均
量
(t) | 植 樹
新 度
系 數 | 植 樹
面 積
(t) | 植 樹
量
(t) | 安全
率
(%) | 炭 全
量
(t) | 採 炭
率
(%) | 炭 收
量
(t) |
|-----|--------|-------|-----|-------------------|------------------------|-------------------|-------------------|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 竹 | 竹筴八尺上層 | 0.98 | 1.3 | 1.222 | 342000 | 20 | 1.0642 | 362000 | 44900080 | 339000 | 60 | 214000 |
| | 下石 | 1.27 | * | 1.421 | 162000 | 20 | 1.0642 | 173000 | 28400080 | 228000 | 83 | 182000 |
| | 竹筴八尺本層 | 1.70 | * | 2.210 | 141000 | 20 | 1.0642 | 150000 | 33100080 | 143000 | 83 | 221000 |
| | 筴下五尺層 | 0.75 | * | 0.975 | 341000 | 20 | 1.0642 | 363000 | 33400080 | 282000 | 60 | 170000 |
| 炭 | 杉谷上二尺層 | 0.95 | 1.3 | 1.233 | 123000 | 20 | 1.0642 | 132000 | 16200081 | 131000 | 79 | 104000 |
| | 杉谷下二尺層 | 0.92 | * | 1.196 | 194000 | * | * | 206000 | 24400080 | 196000 | 82 | 161000 |
| | 杉谷本層 | 0.98 | * | 1.274 | 12000 | * | * | 74000 | 1800078 | 14000 | 64 | 9000 |
| | 炭三層 | 0.80 | * | 1.040 | 362000 | * | * | 391000 | 40400089 | 341000 | 80 | 282000 |
| 炭 | 計 | | | | 1687000 | | | 1797000 | 2252000 | 1837000 | | 1837000 |
| | 楠木五尺層 | 2.06 | 1.6 | 3.294 | 437000 | 20 | 1.0642 | 492000 | 130000030 | 692000 | 79 | 550000 |
| | 下二尺層 | 0.681 | * | 1.090 | 631000 | * | * | 670000 | 72700030 | 220000 | 81 | 178000 |
| | 土盤八尺層 | 1.728 | * | 2.078 | 237000 | * | * | 275000 | 84200040 | 336000 | 79 | 264000 |
| 炭 | 海草八尺層 | 1.398 | * | 2.357 | 410000 | * | * | 447000 | 165400070 | 460000 | 78 | 514000 |
| | 計 | | | | 2157000 | | | 2290000 | 5320000 | 1907000 | | 1802000 |
| | 合 計 | | | | 3244000 | | | 4087000 | 7720000 | 3744000 | | 3861000 |

1941年度における予定出炭高

年産 / 80000 吨 (月産平均 / 8000 吨)

上記出炭は日吉炭鉱会館の出炭高である。

採掘地区関係内の出炭高は

竹 炭 坑 年産 60000 吨 (月産 5000 吨) 有願

杉谷二尺坑 年産 78000 吨 (月産 6500 吨) 硝石

1. 採掘方法

(A) 竹炭坑 (竹炭八尺上層、同本層、杉谷上二尺層、同下二尺層、同本層、同三尺層を採掘) 竹谷層群の竹炭八尺層 (上層、本層) 及本層群中の上部尺層で杉谷上二尺層、杉谷下二尺層、杉谷本層、同三尺層、の四尺層は現在使用中の竹炭坑より採掘する。

該坑は昭和 7 年 2 月 20 日開坑し、最終通産量は昭和 22 年 7 月 28 日付 4 号採掘計画第 43 号を以て通産量の認可を受け、現在主として、杉谷上二尺層、杉谷下二尺層の二層を採掘採集中の石炭坑である。

本卸坑口は現在の坑口で、鉱区標高 / 1 号 (旧標) より方位 30° 度 46 分、距離 274 米 (水平距離以下同じ) の位置である。

掘削坑口も現在の坑口で、鉱区標高 / 1 号より方位 30° 度 39 分、距離 317 米の位置である。入道坑口も現在の坑口で鉱区標高 / 1 号より方位 31° 度 28 分、距離 307 米の位置である。

新開坑口も現在の坑口で鉱区標高 / 1 号より方位 17° 度

〇〇分、距離 299 米の位置である。

(B) 竹炭八尺上層、竹炭八尺本層の採掘方法

○本卸坑よりの採掘方法

本卸地区および斜地地区の竹炭八尺上層および本層は卸の保安炭種を採すのみにてその給入などを採掘するので、斜地左部水平地区の未採掘区域の採掘を計画している。その概要を述べると、朝鮮及び水平道産炭種を採取し、第一卸を掘削し両側を利用して左右に片側を設定する、即ち左部に左一片より左五片迄の四片餘右部に上層より右三片迄の四片餘を採ける。片側長は最大 50 の 1 号最小 / 63 号片側間隔は約 / 20 号である。

採掘方法は原則として前進式採掘法にて実施する。

○新卸坑よりの採掘方法

新卸地区層部に産炭量は新卸坑より採掘する。その方法は新卸及び新卸を利用して左部に左二片より左六片迄の四片餘を設定する。片側間隔は原則として 30 ~ 40 号である。

採掘方法は昇降機方式 (切羽巾 5 ~ 6 号) 採掘方法によるものとする。

切羽のさく孔は電気キョーガーを利用して電氣吊鉤にて採掘をなす。



仰杉谷上二尺層、杉谷下二尺層、杉谷本層の探掘方法
増地区域の杉谷上二尺層、杉谷下二尺層及杉谷本層
の探掘方法は、現在設定している基準位置である杉
谷本層を利用して探掘する。

杉谷本層は現在の基点（図示A点）より、そのま
ま杉谷本層の方向（方位/5度〇〇分）で、傾斜
1/6度、加算 $2/4 \times 2/2$ にて掘進し、岩石
2/5m掘進し、掘進距離（掘進距離）にて中止す
る。

杉谷沖気部は現在の基準地点（左7片図示B点）より
そのまゝの杉谷沖気部方向（方位/5度〇〇分）
傾斜1/6度、加算 $2/4 \times 2/2$ にて掘進し、岩石
2/5m掘進し左9片と連絡の上、中止する。

片盤坑道（加算 $2/4 \times 2/2$ ）は現在設定し
ている左7片より約50m毎に掘進し、5片左7片
の2片盤を設定し左9片方向に掘進し、その距離は約
2/0mである。

杉谷本層は第一層炭炭（田三井山御蔵所一坑）
に於て殆んど探掘済であるが、調査がある場合はそ
の探掘を実施する。

探掘方法は原則として前記式高機法にて実施する。
然し掘進区域及杉谷本層については、昇内機式
（掘進機 3/4m）の探掘方法を採用する。その
ほかには電気オーガー使用し、電気探検にて探掘
をなす。

仰三尺層の探掘方法

仰三尺層の探掘は、右記設定の杉谷層の各片盤坑

道より水平立入坑道を掘き、仰三尺層に到達せしめ、
発見後は沿路にて左内方向に掘進し各片盤を設ける。

探掘方法は前記の通り

仰杉谷二尺坑（掘進五尺層、下二尺層、土間八尺層、海軍八尺層 の掘進）

本層は下二尺層である、掘進五尺層、下二尺層、土間八尺
層、海軍八尺層の四尺層は現在掘進中の杉谷二尺坑より掘進
する。

掘進は、昭和28年1月13日開始し、昭和28年7月25
日付22期調査報告書第3巻を以て調査書の認可を受け、現
在点として土間八尺層を掘進掘進中の石炭坑である。

本掘進坑は、現在の坑口で掘進距離17号より297度25
分、距離417mの位置である。

沖気部坑口も現在の坑口で掘進距離17号より297度25
分、距離400mの位置である。

入道坑口も現在の坑口で掘進距離17号より297度25分
距離400mの位置である。

仰掘進五尺層、下二尺層の探掘方法

掘進五尺層は三井山御蔵に於ける試掘の結果、炭層中に火
成岩が侵入していることが明らかであり、従つて出露の節理
と炭質の变化等が考慮される。

又下二尺層も同層であり、且層層であるので、現在掘進して
いる片盤及び下記計画の片盤坑道（土間八尺層沿路）より深
部に臨時立入坑道を設け、調査を実施し掘進可能な調査し、
経済的可採区域を掘進の上、該区域に対し前記片盤の立入坑
道より立入坑道を設けして炭炭の上、各層層沿路の片盤を設
定して、それぞれ掘進を実施するものとする。

土間八尺層、海軍八尺層の探査方法

増加掘削区域に於ける土間八尺層及海軍八尺層の探査方法は現在の第一同助（図示A点）よりそのまゝの同一側方向（方位53度〇〇分）平均傾斜1.2度の土間八尺層掘削道（加算2.82×2/2=）を1.5m掘進し、試区標（調査距離5m）に達するので中止する。

第一側気部は試地点（右2.5片図示B点）よりそのまゝの平均傾斜方向（方位53度〇〇分）傾斜1.2度の土間八尺層掘削道（加算2.82×2/2=）を1.5m掘進し、右2.8片に達するので中止する。

以上の方法により幹線掘削を完成せしめ、土間八尺層片盤を右部は右2.5片より右2.8片迄の四片盤を設定する。

片盤間隙は原則として、30〜45mmとする。片盤軌道（加算1.82×1.82=）の長さは最大4.30m最小1.50mである。海軍八尺層の片盤は現在設定している片盤及上記幹線片盤より層位へ立入れ水平掘道を掘き、海軍八尺層に滑せしめ、沿層掘道を設け探査を再開する。

探査方法は、設定中継鉄層（編組五尺層、下二尺層、土間八尺層、海軍八尺層）は毎層、掘石に變化しているものと推定されるので、掘石探査に出たした昇降機（通称ボット）探査を実施する。切羽は2〜4mで鉄板の嵌合層を掘削し探査する。切羽の支柱は通貫鉄水の荷合棒で行ない、掘削際には必要に応じ、鋼水盤、鋼水盤、又は鋼管支柱を実施する。切羽はノードリルを使用し、浸透探査を必ず本組及前組掘削道の支柱は通常鉄鋼で鋼線鋼とする。片盤掘道は本組を原則とし、必要に応じて鋼管を使用する。

1.2 地質物件

申請区域の地表には、山越竹、豊村産落、山背世産地宅及び高砂その他公共的物件として、山田川、輪塚及び南道、町道等があり、探削の影響範囲内にはいる。

然し乍ら前述の如く、杉谷二尺坑より探削の本層群の下部炭層は掘石であるので、軌道より探削の掘石探査については、鉄管は掘石をいものと推定している。

説明は別表の地質物件一覧表の通りである。

1.3 鉱害予防関係

1.3.1 鉱害予防に関する探査上の留意点

地表は前述の通りであるが、竹炭坑より探削炭層である竹谷層群の竹炭八尺層の炭層は調査区域掘削前と約 〇探削で約 〇である。本層群の上部炭層である杉谷層に於ては層位で約 〇炭層で約 2.75mである。又杉谷二尺坑より探削炭層である本層群の下部炭層である土間八尺層（掘石）と地表との距離は増区部層間で 〇炭層で約 4.73mである。

探削地表下の竹炭坑より有線探査に対しては地表陥落を防止するため、探削時には鋼管支柱及鋼水盤等の支柱を掘削する杉谷二尺坑より探削の掘石は炭状に軟着している掘石をその調査区域の他の部分探削（約2.5mと想定）を実施するので掘石は皆軟であると思知している。

1.3.2 鋼管支柱の位置、掘削予定層および鋼管支柱の位置

探削の一部は管内探削時に炭層に固着するが、他の掘石は現在使用している、方鋼管支柱を利用する。その方法は境界に懸掛けられた鋼管を竹炭7.5m力鋼管鋼で鋼ボットに入れ、鋼ボットより約3000m離れた、日吉製鉄所まで鋼管を

一（4屯堀）により開始する。

この掘削区域内および附近には民家および公共施設等の建築物はなし、用地は私有地で、被害は認めないが、若しその埋れのある時は、土留、石留、堰等の防護施設を付ないに限り、防備等の予防工事を為す。

2 坑内排水量および洗炭排水放出量並にこれ等についての被害予防措置

竹藪坑の現在の坑内水は常時毎分0.2立方メートルで降雨期は毎分0.5立方メートル程度であるので、これに對する排水設備をなし其外へ排水する。

杉谷二尺坑の現在の坑内水は常時毎分0.4立方メートルで降雨期は毎分1.1立方メートルの増減を有しこれに對する排水設備をなし、坑外へ排水する同坑共、坑内より排水された坑内水は坑口上部に設置しているコンクリート製の貯水槽に入れ、それより竹藪水処理場の水洗水又はその他の使用水として利用する。

竹藪坑（右側）の竹藪遺炭水の放流については、7.5式淨水濾炭機（2台）により炭粉を回収すると共にその汚水は沈澱槽等に入れ浄水の上、排水専用コントリートの戸棚を道じて約900メートル離れた方田川に流入せしむ。

その放水量は一日約300立方メートルである。杉谷二尺坑（右側）における遺炭は現在の埋石専用濾炭機（毎時20屯）において埋石の平選、ふるい選、粉砕等行ない処理する。低し水洗による選炭は行なわれないので、洗炭汚水は全然ない。従つて汚水に関する問題は無い。

1. 被害賠償に對する措置

2 炭産供給金以外の賠償補立金の方法および出炭増産の理

立金

法定供給金は勿論、法外償償等の補立金には考慮のない程、補立を要する。

今回の掘削増産区域および採掘炭層は炭産当量が採炭権を認定し、前述の同炭口より採掘中にして、当申請は増産有償炭区を採掘炭区に変更の為の掘削増産に切替へ出炭であるので本炭的には炭化は無い。

従来該炭層設定の折炭権者三井炭山株式会社に対し最終被害賠償補立金を償立てるとの契約を締結して、今回切替の掘削炭区は延産額414号、全部457号の両掘炭区については昭和40年1月所収金額の償立を完了し（昭和42年3月末償立額2,237万円）延産額734号の掘炭区については、炭産炭層は下部炭層（埋石）であるので、被害の償立契約を延産額734号についても昭和42年3月末償立を完了し現在（昭和42年3月末）償立額は2,673万円計771.2万円の償立を完了している又昭和42年7月28日認定の延産額777号掘炭区についても昭和43年3月末迄に1,150万円を償立てるとの契約にて、合計4,042万円の被害賠償の償立を為す予定にて之等の償立金額については掘削増産による採掘権に変更後もそのまゝ引継ぎ利用することとしている。

2 被害予防物件の賠償方針

掘削区域の採掘によつて被害を生じた場合は被害賠償の責を負う。

当地区は篠崎三井山脚炭礦所に於て、竹谷洞群の竹藪八尺炭層及び本層群中の上部炭層の一部である杉谷本層を採掘した地区である。その後上部炭層の上層炭層を目的として掘炭権を付与し、竹藪八尺上層は当地区附近は北炭層の北炭

紙、南部は藤田鉄道の連立炭坑で採掘している現状である。
かように各坑の採掘が融合している。従つて炭害については
原権者である三井鉱山株式会社で統一、調査検討し、各坑で
協議決定することとしている。故にその復旧の新築及復旧の
一切を三井鉱山に代行を委託している。然るに前述の如く、
最終炭害賠償保証金として積立てを実施している。然し乍ら
日寄の復旧は前述の積立金とは別に三井鉱山の指示に従ひ
その都度賠償を行なつてゐる。

かよりの現状であるので、当然独自の賠償及復旧計画は無く
飯野山口である三井鉱山山形事務所に一助を依存している。

2. 地元との賠償関係に関する協定

前述の如く三井鉱山株式会社と於て、炭害賠償は總て代行す
るため地元との協定は無い。

3. 岡田炭区との関係

岡田炭区は南部に岡田山炭坑（事訓岡田上）東部に古河下
山田炭坑、北部に第一連立炭坑（原権者）西部に枝辺新炭坑
がある。岡田炭区は上記の通りであるが、岡田炭区は古河
下山田炭坑及枝辺新炭坑とは相当の距離（約300m）が
あり、田安新連立炭坑とは近距離であり、且岡田炭の採掘炭
層は大抵層群であるので問題は殆ど無い。

岡田炭区炭坑の所有者金井及右部は当日寄炭坑の原区で合併組織
中であるので問題は無いが、岡田及左右部は原権者の第一連
立炭坑であるので、採掘に當つては諸商案の承認を得て実施
することとしている。

又炭区協同会には300の調整炭坑を設けて兎兔の如く無い程
にする。

4. その他

か し

地上物件一覽表

(附註44)

| 用途別 | 区分 | 面積 | 延床面積 | | 延床費 |
|------|-------|----------------|------|-------|--------|
| | | | 棟数 | 延床 | |
| 農地 | 耕地 | 1,000 | 3 | 106 | 30,017 |
| | 畑 | | 1 | 5 | 16 |
| | 小計 | | 4 | | 30,033 |
| | 農家用地 | 箇所 | 1 | 1 | 43 |
| | 水田 | m | 3 | 1500 | 1,156 |
| | 農道 | m | 3 | 1,700 | 940 |
| | 小計 | | 7 | | 2,139 |
| 土木 | 計 | | 11 | | 22,999 |
| | 道路 | m | 1 | 400 | 630 |
| | 橋梁 | m | 1 | 40 | 2,100 |
| | 河川 | m | 2 | 1,060 | 3,075 |
| | 小計 | | 4 | | 5,805 |
| 水道 | 上水道 | 件 | | | |
| | 簡易水道 | 件 | | | |
| | 井 | 基 | | | |
| 鉄道 | 計 | | | | |
| | 国有鉄道 | m | | | |
| | 私有鉄道 | m | | | |
| 学校 | 計 | | | | |
| | 組合児童 | m ² | | | |
| | 用地 | m ² | | | |
| 公共施設 | 計 | | | | |
| | 公園・緑地 | m ² | 3 | 219 | 561 |
| | 用地 | m ² | 8 | 307 | 120 |
| | 計 | | 4 | | 681 |
| | 公有家屋 | m ² | 5 | 4065 | 10,985 |
| 家屋 | 用地 | m ² | 5 | 4075 | 5,307 |
| | 敷地 | m ² | 1 | 130 | 514 |
| | 計 | | 11 | | 16,106 |
| | 小計 | | | | |
| 合計 | 計 | | 32 | | 52,591 |

42 編通出 綜 第 185 号
田 42. 年 8 月 14 日

共同石炭鋁業株式会社 殿

福岡通商産業局長 **黒部 稔**

館蔵出願の許可について（通知）

42 福建商標 第 135 号 昭和42年 8 月 12 日出願

福同 嘉善 郝 稻 葉 町 13 分 1 町 1 市 地 内
全果 孫 振 桂 堂 錦 汁 1218 号 石 炭 耐 火 粘 土 採 掘 鋪 設
振 建 増 産 課
出 産 人 共 同 石 炭 振 興 株 式 會 社

上記の出願は、別紙図面の区域について許可します。

昭和42年 8月14日登録
順位番号 1番

濟錄登記上

- 注意 ③、この遺囑を受けた日の翌日から起算して60日以内、遺知者ならびに相続関係とともに、登録簿を閲覧し得るときは、書面は、その効力を失う。なお、この期間も、登記の期間であるから、延長はできない。
④、この条は特種相続、包括承継の場限らば特種承継ならびに包括承継の適用をすることはできない。



之要の内地 /
 第 1278
 第 1278.14
 第 1278.14
 福岡通商手帳局

許可図
 同種重復之

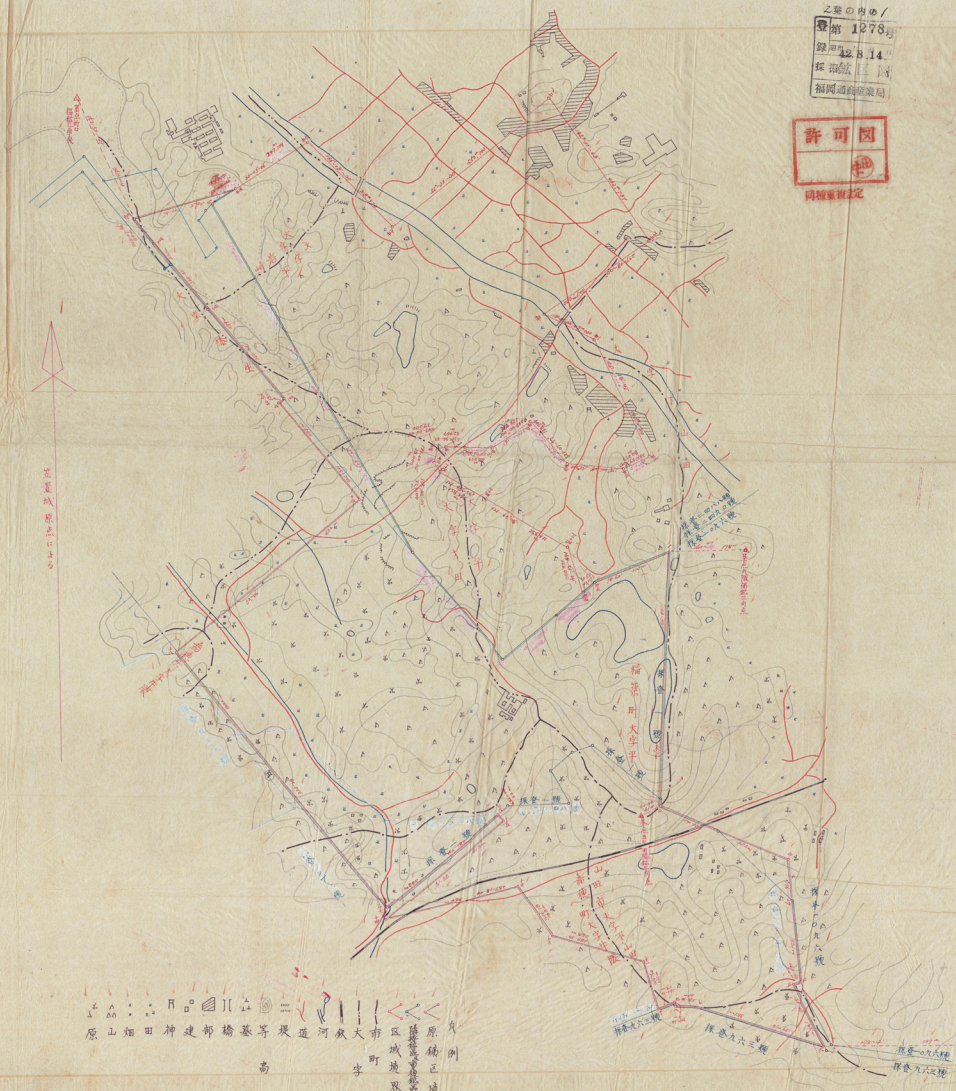
標 記 区 域 圖

縮尺五千分

原 區
 福岡県北九州市若尾町若尾七ノ八号
 福岡県若尾郡若尾町地内
 公界公界其地内
 公界山田市地内
 面積 延袤計四百六拾貳アル
 縮尺 延袤計四百六拾貳アル
 福岡県若尾郡若尾町若尾七ノ八号 若尾生
 地目 山田市 山田
 面積 延袤計四百六拾貳アル
 地目 山林 若尾田畑 若尾地 若尾地
 面積 延袤計四百六拾貳アル

現 存
 福岡県若尾郡若尾町若尾七ノ八号 若尾生
 地目 山田市 山田
 面積 延袤計四百六拾貳アル
 地目 山林 若尾田畑 若尾地 若尾地
 面積 延袤計四百六拾貳アル
 石炭 耐火土

福岡県北九州市若尾町若尾七ノ八号
 若尾生
 右 代表取締役 入主大正十
 福岡県若尾郡若尾町若尾七ノ八号 若尾生
 右 代理人 吉川 欣 助



原 山 畑 田 神 建 部 輪 墓 等 堤 道 河 鉄 市 區 城 境 界 原 鎮 正 境 界
 野 林 地 地 林 物 落 築 地 築 路 川 道 界 界
 高 字

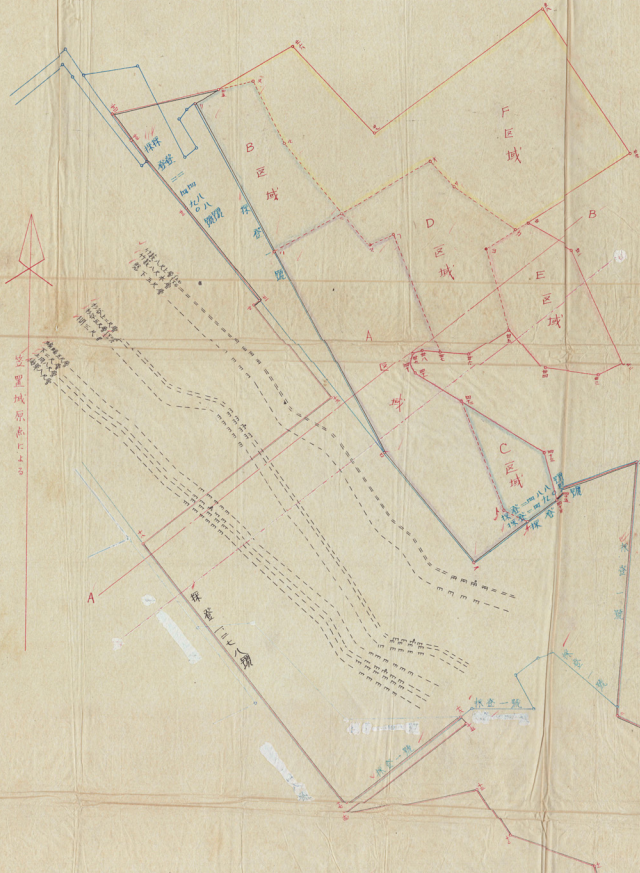
鑛床圖

平面圖 縮尺五十分之一

許可圖

炭層柱狀圖

縮尺1/60



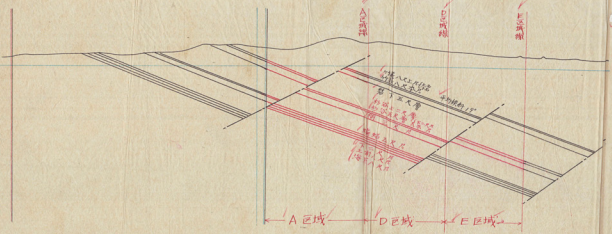
福岡縣北九州市内試表

| 試表名 | 方位 | 距離 | 試表名 |
|-------|----|------|-------|
| 1-1 | 北 | 100m | 1-1 |
| 1-2 | 北 | 100m | 1-2 |
| 1-3 | 北 | 100m | 1-3 |
| 1-4 | 北 | 100m | 1-4 |
| 1-5 | 北 | 100m | 1-5 |
| 1-6 | 北 | 100m | 1-6 |
| 1-7 | 北 | 100m | 1-7 |
| 1-8 | 北 | 100m | 1-8 |
| 1-9 | 北 | 100m | 1-9 |
| 1-10 | 北 | 100m | 1-10 |
| 1-11 | 北 | 100m | 1-11 |
| 1-12 | 北 | 100m | 1-12 |
| 1-13 | 北 | 100m | 1-13 |
| 1-14 | 北 | 100m | 1-14 |
| 1-15 | 北 | 100m | 1-15 |
| 1-16 | 北 | 100m | 1-16 |
| 1-17 | 北 | 100m | 1-17 |
| 1-18 | 北 | 100m | 1-18 |
| 1-19 | 北 | 100m | 1-19 |
| 1-20 | 北 | 100m | 1-20 |
| 1-21 | 北 | 100m | 1-21 |
| 1-22 | 北 | 100m | 1-22 |
| 1-23 | 北 | 100m | 1-23 |
| 1-24 | 北 | 100m | 1-24 |
| 1-25 | 北 | 100m | 1-25 |
| 1-26 | 北 | 100m | 1-26 |
| 1-27 | 北 | 100m | 1-27 |
| 1-28 | 北 | 100m | 1-28 |
| 1-29 | 北 | 100m | 1-29 |
| 1-30 | 北 | 100m | 1-30 |
| 1-31 | 北 | 100m | 1-31 |
| 1-32 | 北 | 100m | 1-32 |
| 1-33 | 北 | 100m | 1-33 |
| 1-34 | 北 | 100m | 1-34 |
| 1-35 | 北 | 100m | 1-35 |
| 1-36 | 北 | 100m | 1-36 |
| 1-37 | 北 | 100m | 1-37 |
| 1-38 | 北 | 100m | 1-38 |
| 1-39 | 北 | 100m | 1-39 |
| 1-40 | 北 | 100m | 1-40 |
| 1-41 | 北 | 100m | 1-41 |
| 1-42 | 北 | 100m | 1-42 |
| 1-43 | 北 | 100m | 1-43 |
| 1-44 | 北 | 100m | 1-44 |
| 1-45 | 北 | 100m | 1-45 |
| 1-46 | 北 | 100m | 1-46 |
| 1-47 | 北 | 100m | 1-47 |
| 1-48 | 北 | 100m | 1-48 |
| 1-49 | 北 | 100m | 1-49 |
| 1-50 | 北 | 100m | 1-50 |
| 1-51 | 北 | 100m | 1-51 |
| 1-52 | 北 | 100m | 1-52 |
| 1-53 | 北 | 100m | 1-53 |
| 1-54 | 北 | 100m | 1-54 |
| 1-55 | 北 | 100m | 1-55 |
| 1-56 | 北 | 100m | 1-56 |
| 1-57 | 北 | 100m | 1-57 |
| 1-58 | 北 | 100m | 1-58 |
| 1-59 | 北 | 100m | 1-59 |
| 1-60 | 北 | 100m | 1-60 |
| 1-61 | 北 | 100m | 1-61 |
| 1-62 | 北 | 100m | 1-62 |
| 1-63 | 北 | 100m | 1-63 |
| 1-64 | 北 | 100m | 1-64 |
| 1-65 | 北 | 100m | 1-65 |
| 1-66 | 北 | 100m | 1-66 |
| 1-67 | 北 | 100m | 1-67 |
| 1-68 | 北 | 100m | 1-68 |
| 1-69 | 北 | 100m | 1-69 |
| 1-70 | 北 | 100m | 1-70 |
| 1-71 | 北 | 100m | 1-71 |
| 1-72 | 北 | 100m | 1-72 |
| 1-73 | 北 | 100m | 1-73 |
| 1-74 | 北 | 100m | 1-74 |
| 1-75 | 北 | 100m | 1-75 |
| 1-76 | 北 | 100m | 1-76 |
| 1-77 | 北 | 100m | 1-77 |
| 1-78 | 北 | 100m | 1-78 |
| 1-79 | 北 | 100m | 1-79 |
| 1-80 | 北 | 100m | 1-80 |
| 1-81 | 北 | 100m | 1-81 |
| 1-82 | 北 | 100m | 1-82 |
| 1-83 | 北 | 100m | 1-83 |
| 1-84 | 北 | 100m | 1-84 |
| 1-85 | 北 | 100m | 1-85 |
| 1-86 | 北 | 100m | 1-86 |
| 1-87 | 北 | 100m | 1-87 |
| 1-88 | 北 | 100m | 1-88 |
| 1-89 | 北 | 100m | 1-89 |
| 1-90 | 北 | 100m | 1-90 |
| 1-91 | 北 | 100m | 1-91 |
| 1-92 | 北 | 100m | 1-92 |
| 1-93 | 北 | 100m | 1-93 |
| 1-94 | 北 | 100m | 1-94 |
| 1-95 | 北 | 100m | 1-95 |
| 1-96 | 北 | 100m | 1-96 |
| 1-97 | 北 | 100m | 1-97 |
| 1-98 | 北 | 100m | 1-98 |
| 1-99 | 北 | 100m | 1-99 |
| 1-100 | 北 | 100m | 1-100 |

凡例
 露出線
 境界線
 試表線

福岡縣北九州市若木町老丁目九番拾五
 第幾種者共同石灰鑛業株式會社
 右代表取締役 入交大正
 右代理人 吉川 茂明

A-B 截断面圖 縮尺五十分之一

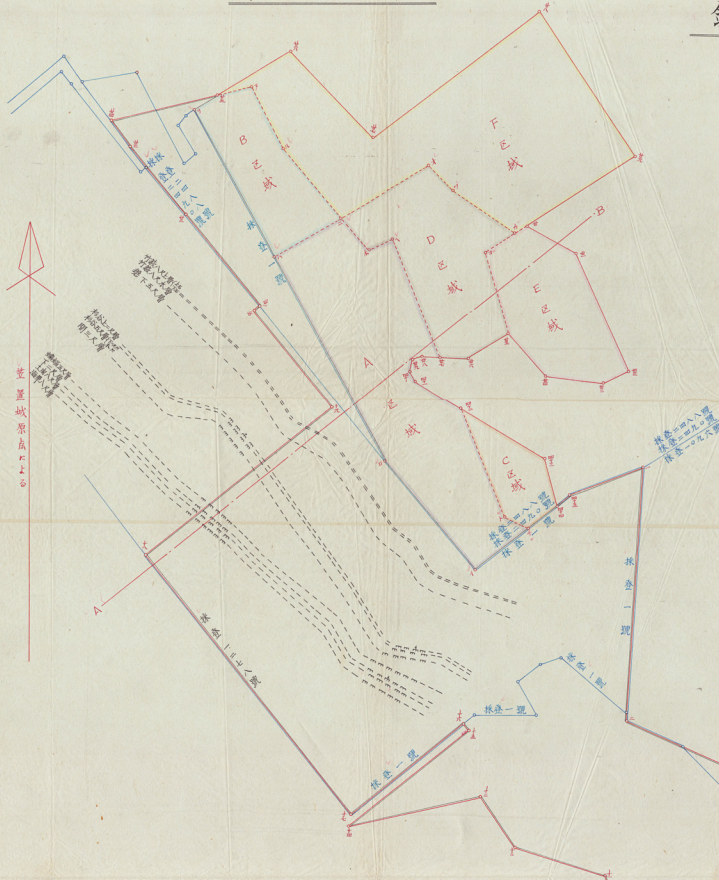


| 層名 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
|-----|----|----|----|----|----|----|
| 1 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 2 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 3 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 4 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 5 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 6 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 7 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 8 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 9 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 10 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 11 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 12 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 13 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 14 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 15 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 16 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 17 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 18 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 19 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 20 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 21 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 22 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 23 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 24 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 25 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 26 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 27 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 28 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 29 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 30 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 31 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 32 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 33 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 34 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 35 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 36 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 37 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 38 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 39 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 40 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 41 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 42 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 43 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 44 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 45 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 46 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 47 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 48 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 49 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 50 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 51 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 52 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 53 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 54 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 55 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 56 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 57 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 58 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 59 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 60 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 61 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 62 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 63 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 64 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 65 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 66 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 67 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 68 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 69 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 70 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 71 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 72 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 73 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 74 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 75 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 76 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 77 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 78 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 79 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 80 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 81 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 82 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 83 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 84 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 85 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 86 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 87 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 88 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 89 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 90 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 91 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 92 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 93 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 94 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 95 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 96 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 97 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 98 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 99 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |
| 100 | 炭層 | 灰層 | 断面 | 炭層 | 灰層 | 層厚 |

右の試表は、本鑛床の地質調査の結果、炭層の厚さ、灰層の厚さ、断面の形状、炭層の品位、灰層の品位、層厚の測定結果を示す。右の試表は、本鑛床の地質調査の結果、炭層の厚さ、灰層の厚さ、断面の形状、炭層の品位、灰層の品位、層厚の測定結果を示す。右の試表は、本鑛床の地質調査の結果、炭層の厚さ、灰層の厚さ、断面の形状、炭層の品位、灰層の品位、層厚の測定結果を示す。

鑛床圖

平面圖 縮尺五分之二

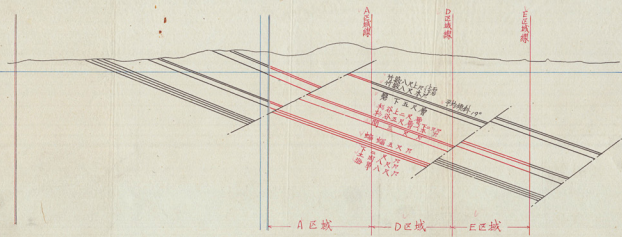


掘進地区域内訳表

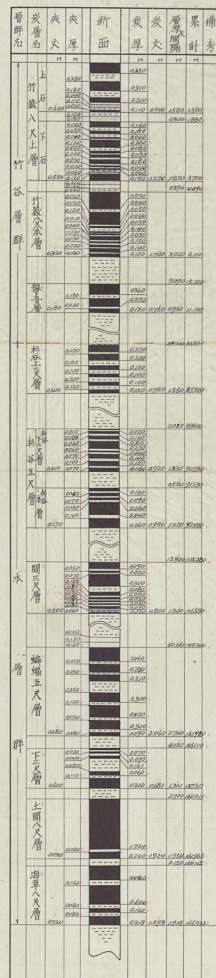
| 区画 | 掘進名 | 方位 | 距離 | 掘進名 |
|------|------|-------------|--------|------------|
| A 区域 | 1-1 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進A(1)掘 |
| | 1-2 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進A(2)掘 |
| | 1-3 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進A(3)掘 |
| | 1-4 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進A(4)掘 |
| | 1-5 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進A(5)掘 |
| | 1-6 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進A(6)掘 |
| | 1-7 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進A(7)掘 |
| | 1-8 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進A(8)掘 |
| | 1-9 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進A(9)掘 |
| | 1-10 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進A(10)掘 |
| B 区域 | 2-1 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進B(1)掘 |
| | 2-2 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進B(2)掘 |
| | 2-3 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進B(3)掘 |
| | 2-4 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進B(4)掘 |
| | 2-5 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進B(5)掘 |
| | 2-6 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進B(6)掘 |
| | 2-7 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進B(7)掘 |
| | 2-8 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進B(8)掘 |
| | 2-9 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進B(9)掘 |
| | 2-10 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進B(10)掘 |
| C 区域 | 3-1 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進C(1)掘 |
| | 3-2 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進C(2)掘 |
| | 3-3 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進C(3)掘 |
| | 3-4 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進C(4)掘 |
| | 3-5 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進C(5)掘 |
| | 3-6 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進C(6)掘 |
| | 3-7 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進C(7)掘 |
| | 3-8 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進C(8)掘 |
| | 3-9 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進C(9)掘 |
| | 3-10 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進C(10)掘 |
| D 区域 | 4-1 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進D(1)掘 |
| | 4-2 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進D(2)掘 |
| | 4-3 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進D(3)掘 |
| | 4-4 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進D(4)掘 |
| | 4-5 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進D(5)掘 |
| | 4-6 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進D(6)掘 |
| | 4-7 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進D(7)掘 |
| | 4-8 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進D(8)掘 |
| | 4-9 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進D(9)掘 |
| | 4-10 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進D(10)掘 |
| E 区域 | 5-1 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進E(1)掘 |
| | 5-2 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進E(2)掘 |
| | 5-3 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進E(3)掘 |
| | 5-4 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進E(4)掘 |
| | 5-5 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進E(5)掘 |
| | 5-6 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進E(6)掘 |
| | 5-7 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進E(7)掘 |
| | 5-8 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進E(8)掘 |
| | 5-9 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進E(9)掘 |
| | 5-10 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進E(10)掘 |
| F 区域 | 6-1 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進F(1)掘 |
| | 6-2 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進F(2)掘 |
| | 6-3 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進F(3)掘 |
| | 6-4 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進F(4)掘 |
| | 6-5 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進F(5)掘 |
| | 6-6 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進F(6)掘 |
| | 6-7 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進F(7)掘 |
| | 6-8 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進F(8)掘 |
| | 6-9 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進F(9)掘 |
| | 6-10 | 33°-52'-00" | 32.000 | 掘進F(10)掘 |
| 合計 | | | | 8.354 P.A. |

凡例
 < 露頭線
 < 掘進線
 < 境界線

A-B 截断面図 縮尺五分之二



炭層柱状図 縮尺1/50



福岡県北九州市若松区本町老丁目九番拾号
 鉱業権者共同石灰炭業株式会社
 右代表取締役人 佐々木 衛
 福岡県若松郡福果町金田田式大番地
 右代理人 吉川 茂明

採掘區域圖

縮尺五千分

原已

福國興林樞植登錄第壹貳七八號

福岡県嘉穂郡稻築町地内

全果全郡嘉穗野地内

全果山田市地内

面積壹萬貳千四百六拾貳アル

銘業法才四十六條による

增加 福岡県嘉穂郡粕築町大字大田、平岩崎、漆生

山田市大字下山田

地目 山林 原野 田畑 宅地、墓地、溜地

面積 八千參百九拾四アール

現

福岡果嘉穂郡稻築町大字平大田岩崎漆生

嘉穗野李牛腰

山田市大字下山田

地目 山林 原野 田 烟 宅地 墓地 溜池

面積 貳萬八百五拾六アール

石炭、耐火粘土

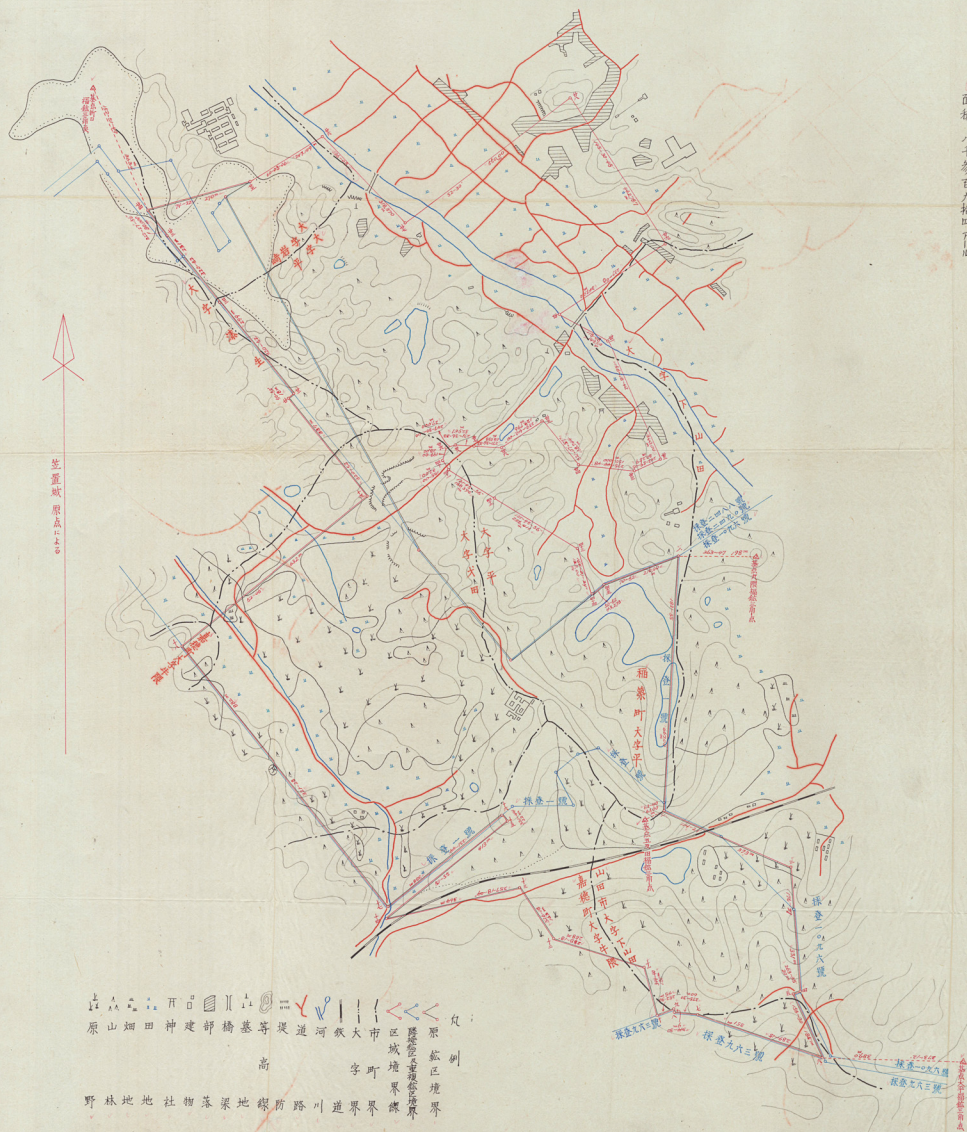
福岡県北九州市若松区本町 毫丁目九番拾号

銘業權者 共同石炭銘業株式會社

右代表取締役 入交太兵衛

福田縣嘉穂郡稲葉町大字大田式式六番地

右代理人
吉川茂明





特選種 11 号
昭和 42 年 8 月 12 日

共同有限会社 農

滋賀県農業局長 黒部 穂



銘種名の変更確認について (通知)

銘種内 22 年 11 月 10 日 昭和 42 年 8 月 12 日 登録

品種 青森県下北郡野辺町 1 号地内

品種 銘種内 1278 号 1 号地内

共同有限会社 農

上記の銘種は目的産物である「 」
に「青森県下北郡野辺町 1 号地内」を追加する銘種名の変更につ
いては、届出のとおり、同様の銘種中に存在するものと確認し
ます。

滋賀県 農林部 登録第 1278 号

昭和 42 年 8 月 12 日 登録

届出番号 22 部 1 号

上記登録済



控

飲 種 名 変 更 届

昭和42年8月4日

福岡県商工部局長 馬 部 様 宛

北九州市若松区本町1丁目9番10号

採掘権者 大同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 太 夫 衛

福岡県高橋郡桂葉町大字才田226番地

代 理 人 吉 川 茂 明



1 飲 区 所 在 地

福岡県高橋郡桂葉町、高橋町、山田市

2 登 録 番 号

福岡県採掘権登録第1278号

3 飲 種 名 (変 更 後 の 飲 種 名)

石 炭、耐火粘土

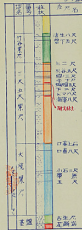
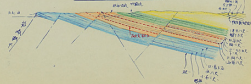
上記飲区の飲種名は石炭として登録を受けたが
石炭、耐火粘土と変更したいので陳明されたく
関係説明書を添えてお届けします。

局に持参提出(社)

説 明 書

当鉱区内における、石炭採掘の爲の坑道設定の
立入れ坑道圖さくおよび狀跡等又隣接鉱区（山
野鉱業、山野炭鉱、古河炭業、下山田炭鉱、旧
久留根炭鉱）の資料等による当鉱区内にベー
グルコーン番号3/以上の耐火炭を有する耐火
粘土が賦存していることが確認されました、本
耐火粘土は直方層状群中の本層群の幅五尺
層の天盤の上部および海軍八尺層の底下に層状
に賦存し、通常暗黒色艶光沢の頁岩にて、厚
さは約1.5mより3.0m位であります。

共同石炭産業株式会社 地質圖 縮尺 25000分/1

標準化釋註表圖 $S = 1/5000$ 面-東 剖面圖 ④ $S = 1/25,000$ 

委 任 状

福岡県高橋郡宇大字才田より委託

吉 川 義 明

上記の書を私の代理人と定め下記の事項の行為を
委任します。

当社所有の福岡県高橋郡高橋町、高橋町、山田市船内福岡県探
検権登録第1575号鉱権につき、鉱業法第47条の届出（
現鉱権者を石炭および耐火粘土に変更）を為し、その受理登録
済通知を受理に至るまで、福岡道庁産業局に對し必要の手続
を為す一切の件

上記の通り委任します。

昭和22年8月 4 日

北九州府新松区本町ノ丁目9番10号

探検権者 興利石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 文 太 兵 衛



牛之 夢遊曲 様 巻 第 35 号
昭和 42. 年 8 月 14 日

共同石炭鉱業株式会社 股

福州通商商業局以黑部 機

鉦業出願の許可について (通知)

42 頁通出 檢 第 135 号 昭和42年 8 月 12 日 出 刊

福同 嘉德 柳 稻 築 町 18.6 1 町 1 町 内
全界 柳 稻 築 町 1218 号 炭 柳 稻 築 町 内
掘進 掘進 掘進
公 司 安 同 石 炭 柳 稻 築 町 内

上記の出願は、別紙図面の区域について許可します。

福州 羅南登錄第1278号

昭和42年 8月14日登録

順位番号 6226 / 7番

上 記 登 錄 済





422

第一圖

梓潼區域圖

原已 有同果并提燈豆錄第壹貳七八号

福同米嘉慶郡稻築所地內

全果上田市地内

面積壹萬貳千四百六拾貳アル

增加 舊國茅嘉猷郡編華所大字大因平右所錄生

上曰平下曰曰

西

八千參百九拾四アル

縮尺五千分

現存

右
有同牙齋總郡 龜驛所大亭子 大田 衣竹 漆

大學下三句

地曰上林原野曰烟台地臺地福地

卷六 謝人粘土

面積 式萬八百五拾六アル

石炭、耐火粘土

福月野北九州市若菜三本所虎丁目丸番檢号

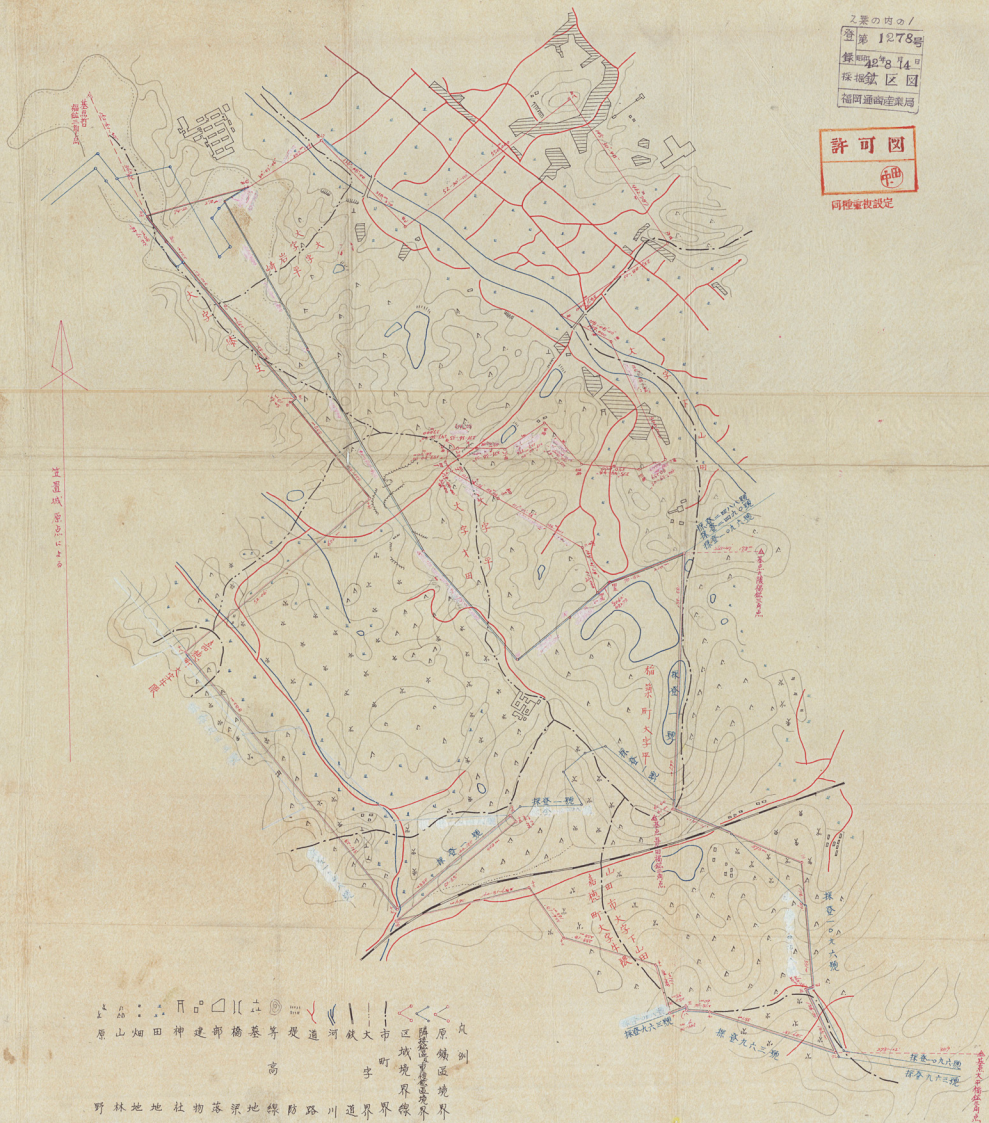
入吏部所

右代理人 三川茂郎

登録第 1278号
昭和 42 年 8 月 14 日
採掘 鉾 区 図
福岡通商産業局

許可圖

同種重複設定



許可圖

同種重複假定

工業の内分

1278号

42年8月14日

採鋤區圖

和國新商辛辛后

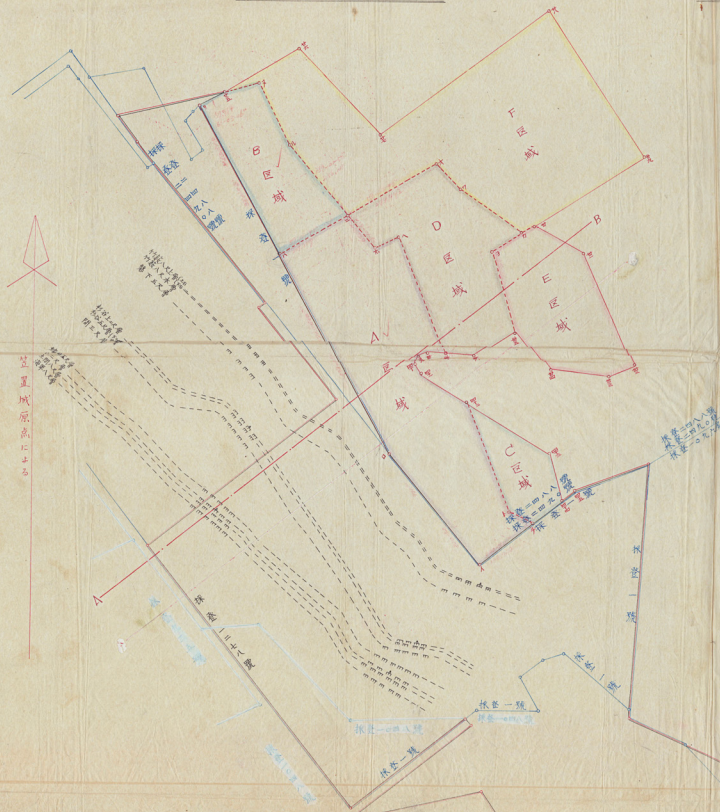
炭層柱狀圖

縮尺

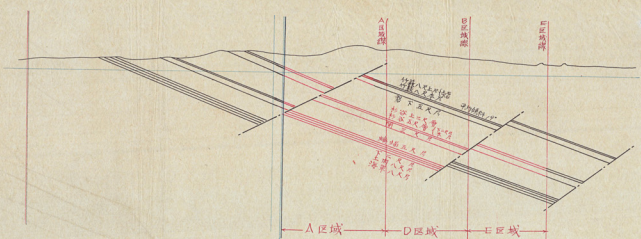
[illegible][illegible]

福岡県北九州市若松区本町壹丁目九番拾号
 築業雄君 共同石炭製業株式會社
 右代表取締役 入交大兵衛
 福岡県嘉穂郡相模町大字大田式貳六番地
 右代理人 吉川 茂朗

平面圖 縮尺五千分之一



A-B 截断面图 縮尺五千分之一



42 福通市 換 令 第 132 号
昭和 42 年 8 月 10 日

共同市炭鉱業株式会社 殿

福岡通商産業局長 黒部 稔

鉱業出願の許可について（通知）

42 福通市 換 令 第 132 号 昭和 42 年 8 月 5 日 出願

福岡 県 嘉穂郡 柏築町 ほか 1 町 1 市 地内
全集採掘権登録第 1278 号 炭採掘権を減少願

出願人 共同市炭鉱業株式会社

上記の出願は、別紙図面の区域について許可します。

08/145P8

福岡 県 採掘権登録第 1278 号

昭和 42 年 8 月 12 日 登録

順位番号表題部 7 番

上記登録済

附記
1. この通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、通知書ならびに付属図面とともに、登録料を納付し、
2. 通知書、附記、その他を受理し、なお、この通知は、指定の範囲であるから、登録はできない。
3. この通知書受領後は、登録又は採掘権と20年間の期間ならびに面積の範囲を定めることはできない。

政 府 による 租 税 徴 収 保 障 申 請

1. 租 税 区 所 在 地

2. 登 録 番 号

- | | |
|----------------|----------------|
| (1)福岡県高橋郡高橋町 | 福岡県租税徴収登録第414号 |
| (2)福岡県高橋郡高橋町 | 福岡県租税徴収登録第477号 |
| (3)福岡県高橋郡高橋町 | 福岡県租税徴収登録第734号 |
| (4)福岡県高橋郡高橋町山田 | 福岡県租税徴収登録第755号 |
| (5)福岡県高橋郡高橋町 | 福岡県租税徴収登録第772号 |

3. 登 録 日 付

政府による租税徴収の保証申請

上記のとおり登録されたく、承認書を添えて、申請します。

昭和22年8月 5 日

北九州市若長区本町1丁目9番10号

租税徴収 共同石炭販売株式会社

代表取締役 入 交 太 兵 衛

福岡県高橋郡高橋町大字才田324番地

代 理 人 曾 川 茂 樹

福岡県高橋郡高橋町 高 橋 郡 租 税 徴 収 課

昭和 42 年 8 月 7 日 受付
福岡県租税徴収登録第 814 号
887
昭和 42 年 8 月 12 日 登録
職位番号表順第 5 番

昭和 42 年 8 月 7 日 受付
福岡県租税徴収登録第 734 号
765
昭和 42 年 8 月 12 日 登録
職位番号表順第 5 番

昭和 42 年 8 月 7 日 受付
福岡県租税徴収登録第 775 号
昭和 42 年 8 月 12 日 登録
職位番号表順第 5 番

上 記 登 録 済



放棄による租賦権消滅登録申請

1. 租賦区所在地

2. 登録番号

- | | |
|-----------------|---------------|
| (1)福岡県高橋郡糟粕町 | 福岡県租賦権登録第414号 |
| (2)福岡県高橋郡糟粕町 | 福岡県租賦権登録第457号 |
| (3)福岡県高橋郡糟粕町 | 福岡県租賦権登録第734号 |
| (4)福岡県高橋郡糟粕町山田市 | 福岡県租賦権登録第755号 |
| (5)福岡県高橋郡糟粕町 | 福岡県租賦権登録第773号 |

3. 登録の目的

放棄による租賦権の消滅登録

上記のとおり登録されたく、承認書を添えて、申請します。

昭和22年8月 5 日

北九州市若狭区本町1丁目9番10号

租賦権者 共同石炭炭礦株式会社

代表取締役 入 交 太 兵 衛

福岡県高橋郡糟粕町大字才田226番地

代理人 吉 川 茂 明

福岡造紙産業局長 風 部 雄 毅

委 任 状

福岡県高橋郡篠崎町大字才田334番地
曾 川 茂 明

上記の者を私の代理人と定め下記の権限の行
為を委任します。

当社所有の福岡県登記簿第414号、全部457号
全部734号、全部755号、全部775号の租賦権を
放棄するにつきその放棄による租賦権消滅登録申請書を
福岡県税務課長に提出しその登録消滅を受領するもの
一貫の行為

上記の通り委任します。

昭和43年8月 5 日

北九州市若狭区本町1丁目9番10号
租賦権者 共同石炭鉱業株式会社
代表取締役 入 交 太兵衛

租 税 新 規 妥 當

| 租 税 区 所 在 地 | 租 税 新 号 |
|--------------|--------------|
| 福岡県高田郡新町 | 福岡県租税新号第417号 |
| 福岡県高田郡新町 | 福岡県租税新号第417号 |
| 福岡県高田郡新町 | 福岡県租税新号第734号 |
| 福岡県高田郡新町、山田市 | 福岡県租税新号第735号 |
| 福岡県高田郡新町 | 福岡県租税新号第775号 |

今般上記租税を共同石炭産出株式会社が放棄するにあたり、
租税法第2条の規定による期限の満了を以て向う4ヵ月分の
租税料にこれを改定します。

昭和42年8月3日

福岡県高田郡新町大字橋本55番地

採掘権者 株式会社伊豆炭礦所

代表取締役 大 西 寛吉 郎





16

張重録
裡録王)一元化并替切替へ出願

昭和42年8月12日 出願
8月14日 登録

※ 放棄した特許権消滅登録

昭和43年8月13日

◎ 炭鉱業合理化促進法第35条に基き
炭鉱山の整理促進に資するものとして受領した

KKK 呉共同機工株式会社

| | | |
|-------|------------------------|------------------|
| 本社 | 〒827 福岡県田川郡川崎町大字川崎1番地 | TEL 0947-72-3110 |
| | | FAX 0947-73-3714 |
| 広島営業所 | 〒732 広島市東区光町2丁目14番34号 | TEL 082-262-3433 |
| | | FAX 082-262-3935 |
| 北九営業所 | 〒802 北九州市小倉北区浅野2丁目15-1 | TEL 093-541-2884 |
| | | FAX 093-541-4884 |
| 大分営業所 | 〒870 大分市王子南町2番18号 | TEL 0975-32-1812 |
| | | FAX 0975-32-1487 |
| 鳥栖営業所 | 〒841 鳥栖市真木町字長田1766 | TEL 0942-82-7801 |
| | | FAX 0942-82-7840 |
| 熊本営業所 | 〒862 熊本市龍田町陣内425-2 | TEL 096-339-3400 |
| | | FAX 096-339-3444 |
| 大村営業所 | 〒856 大村市植松2丁目726-4 | TEL 0957-53-3693 |
| | | FAX 0957-54-4153 |
| 筑豊営業所 | 〒825 田川市伊田2690番地11 | TEL 0947-46-6396 |
| | | FAX 0947-73-3714 |

福岡県田川郡川崎町大字川崎1番地

TEL 0947-72-3110



昭和42年8月12日

昭和42年8月12日

共同石炭鉱業株式会社 殿

福岡通商産業局長 黒部 穂

鉱種名の変更確認について（通知）

昭和42年8月12日 昭和42年8月12日 届出

福岡県嘉穂郡箱崎町1278号1号地内

会社名称 箱崎 1278号 石炭 地区

事業種別 共同石炭鉱業株式会社

上記の鉱業権の目的鉱物である「石炭」
に「耐火粘土」を追加する鉱種名の変更につ
いては、届出のとおり、同種の鉱床中に存在するものと確認し
ます。

福岡県 届出登録第1278号

昭和42年8月12日登録

順位番号表欄部ハ番

上記登録済

